
(仮称) 第三次川越市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

(原案)

平成29年11月

川 越 市

目次

第1章 計画策定の背景と意義

1-1 地球温暖化とは	2
1-2 地球温暖化の現状	3
1-3 地球温暖化対策の状況	9
1-4 川越市が地球温暖化対策に取り組む意義	18

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的	22
2-2 計画の基本的考え方	22
2-3 計画の位置づけ	23
2-4 対象とする温室効果ガス	24
2-5 計画の基準年度	24
2-6 計画の期間	24
2-7 計画の対象地域	24

第3章 市の自然的・社会的特性

3-1 自然的特性	26
3-2 社会的特性	27

第4章 市域における温室効果ガスの排出状況

4-1 温室効果ガスの排出量の現状	38
4-2 二酸化炭素排出量の現状	40
4-3 部門別の二酸化炭素排出量の推移	42
4-4 主体別の二酸化炭素排出量	43
4-5 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要	48
4-6 温室効果ガス排出量の将来推計	51
4-7 森林等による吸収量の取り扱い	53
4-8 市民や事業者の意識・意向	54
4-9 各部門の特徴と課題	63

第5章 計画の目標

5-1 持続可能な社会と低炭素社会	65
5-2 「低炭素都市」実現に向けた展望	65
5-3 本市が目指す低炭素都市としての「あるべき姿」	65
5-4 計画の目標	67

第6章 温室効果ガス削減に向けた取組

6-1 各主体の責務	72
6-2 市の取組（施策）	73
6-3 市民の取組	84
6-4 事業者の取組	88
6-5 民間団体の取組	90
6-6 滞在者の取組	90

第7章 重点プロジェクト

7-1 位置づけとねらい	92
7-2 重点プロジェクト抽出の視点	92
7-3 重点プロジェクトで定める内容	92
7-4 重点プロジェクト	93

第8章 地球温暖化への適応策

8-1 本市における適応策の分野	110
8-2 適応策の方針	112

第9章 計画の実効性の確保

9-1 計画の推進体制	116
9-2 計画の進行管理	117

第1章

計画策定の背景と意義

第1章 計画策定の背景と意義

1-1 地球温暖化とは

(1) 地球温暖化の仕組み

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、その熱の一部が宇宙に放出されます。大気中の二酸化炭素やメタンなどは「温室効果ガス」と呼ばれ、暖められた熱を宇宙に逃がさない働きをしています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の気温は低くなりすぎて、私たちは暮らしていけません。熱の放出と保温のバランスがうまくつり合っていると、地球の平均気温は約 15℃に保たれ、生き物が暮らすのにちょうどよい環境となります。しかし、温室効果ガスが大量に増えると、大気中の熱が放出されにくくなり、熱を吸収することで地球がしだいに暑くなっていきます。これが「地球温暖化」です。

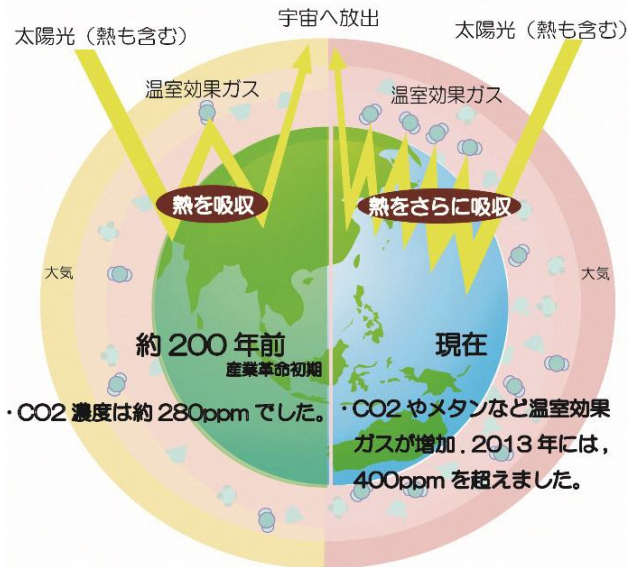
地球温暖化の原因である温室効果ガスの一つ「二酸化炭素」の増加は、テレビを見る、自動車に乗るなど、毎日の生活で電気やガソリンなどのエネルギーを大量に消費している私たちの暮らし方に大きく関係しています。

(2) 地球温暖化の影響

私たちは、今、かつてない深刻な地球環境の危機に直面しています。

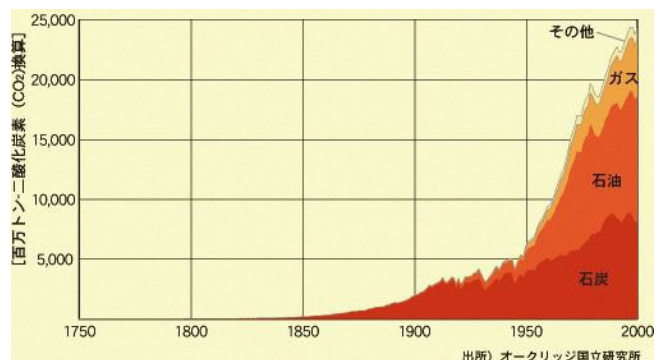
このまま、地球温暖化が進むと様々な気候変動が起き、大規模な洪水や異常気象、干ばつなどが発生すると言われています。私たちの住む日本においても、大雨や台風の増加、最高気温の更新、紅葉時期の遅れなど、目に見える形で地球温暖化による影響が現れています。地球温暖化は「今そこにある危機」であり、早急な対策が不可欠です。

図 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



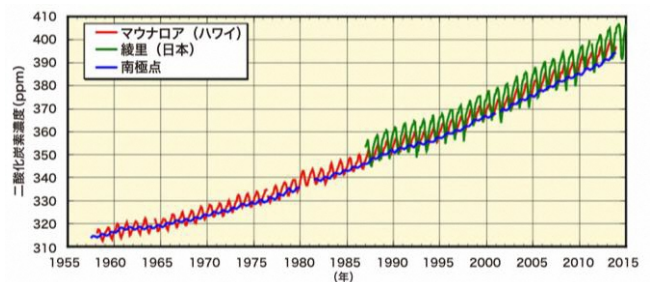
出典：IPCC 第5次評価報告書

図 燃料別の世界の二酸化炭素排出量



出典：オークリッジ国立研究所

図 大気中の二酸化炭素濃度の経年変化（過去 50 年）



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
ホームページ

1-2 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化に関する科学的知見

1988年に各国政府の合意の下に設立された IPCC (Inter-governmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル) によって発表された報告書が、地球温暖化に関する科学的な根拠となっています。2014年10月に採択された IPCC の第5次評価報告書では、地球温暖化の現状に関して以下のような見解を示しています。

① 観測結果

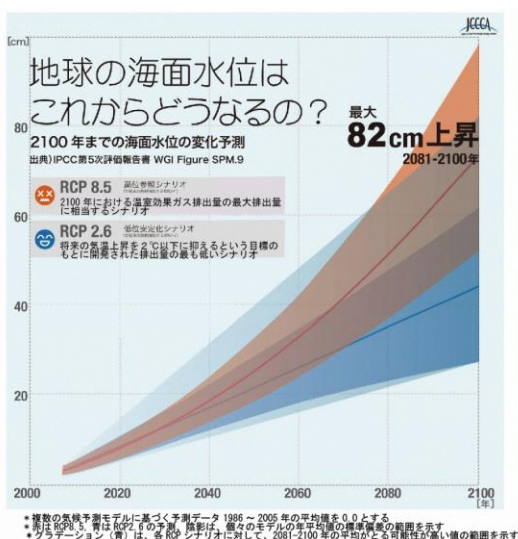
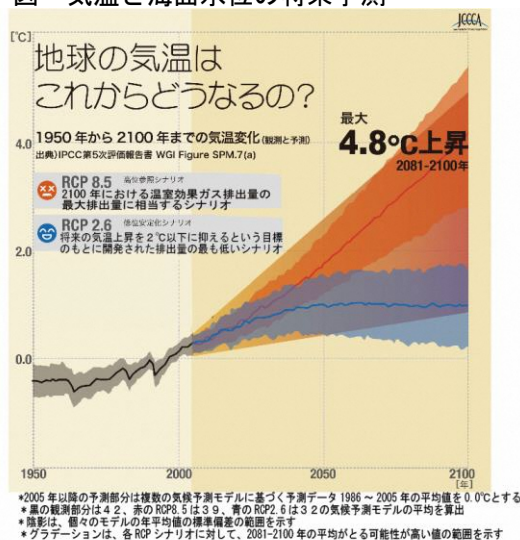
- 気候システムの温暖化は疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因は、人間活動による可能性が極めて高い。
- 1880年～2012年において、世界平均地上気温は 0.85℃上昇。
- 1901年～2010年において、世界平均海面水位は 0.19m 上昇。
- 1971年から2010年において、海洋表層 (0m～700m) で水温が上昇したことはほぼ確実。
- 海洋は人為起源の二酸化炭素の約 30%を吸収して、海洋酸性化を引き起こしており、海洋の pH は工業化時代の初期以降、0.1 低下。

② 将来予測

- 21世紀末 (2081年～2100年) の気温は、1986年～2005年と比較して地球温暖化対策にできるかぎり取り組んだ社会においては 0.3℃～1.7℃上昇、特に地球温暖化対策をしないような社会においては 2.6℃～4.8℃上昇と予測。
- 21世紀末 (2081年～2100年) の世界平均海面水位の上昇予測は 1986～2005年と比較して地球温暖化対策にできるかぎり取り組んだ社会において 0.26m～0.55m 上昇、特に地球温暖化対策をしないような社会において 0.45m～0.82m 上昇と予測。

右図の出典：IPCC 第5次評価報告書一部加筆
全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

図 気温と海面水位の将来予測



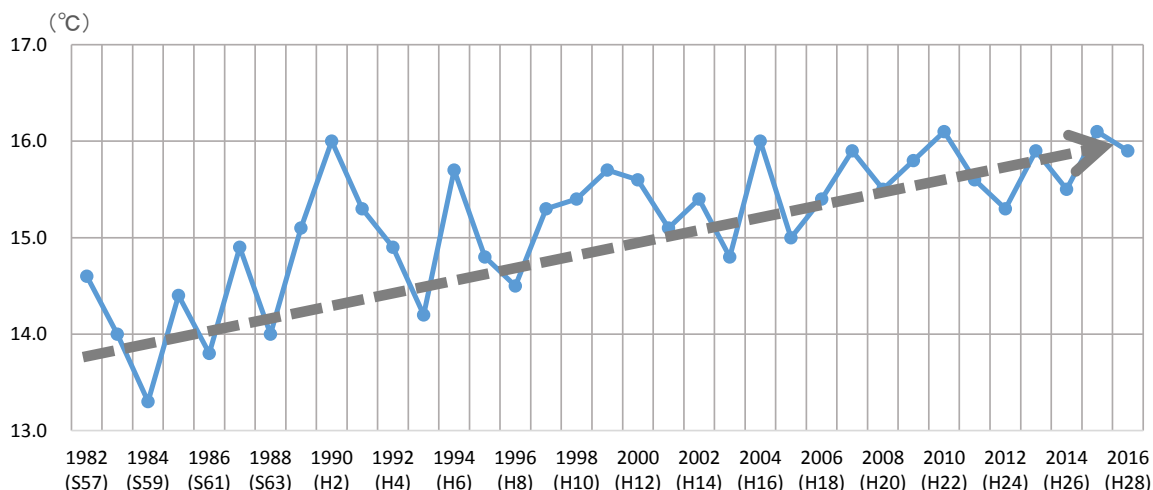
(2) 日本で顕在化した地球温暖化が原因と考えられる影響

① 気候の変化

日本の年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しており、100年あたり1.16℃上昇しています。特に1980年代後半から急速に気温が上昇し、顕著な高温の気温を記録した年は、概ね1990年代以降に集中しています。

日最高気温が30℃以上（真夏日）の日数は、1931年～2015年で変化傾向は見られませんが、日最高気温が35℃以上（猛暑日）及び日最低気温が25℃以上（熱帯夜）の日数は、同期間で増加傾向です。一方で、日最低気温が0℃未満（冬日）は同期間で減少しています。

図 本市における平均気温の変化



② 降水量

日降水量200mm以上の日数は1901年～2015年で増加しています。一方、日降水量1.0mm以上の日数は減少し、大雨の頻度が増える反面、弱い降水を含めた降水の日数は減少を示しています。また、1時間の降水量50mmを超える大雨の日数は、1976年～2015年で変動はあるものの増加傾向です。降雪量に関しては、1962年～2015年において北日本日本海側では変化傾向は見られないが、他の日本海側では減少傾向にあります。

③ 海面水位の変化

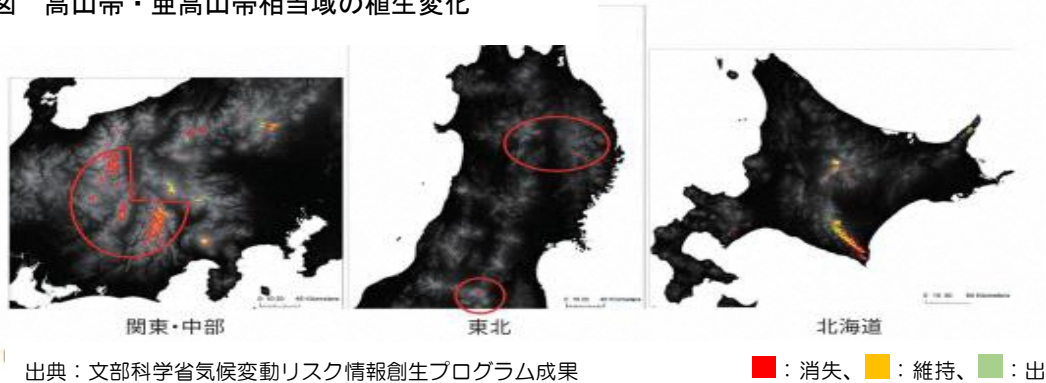
1906年以降の日本沿岸の海面水位を長期的に見た場合、明瞭な上昇傾向は見られません。短期的に見ると1980年代以降の海面水位は上昇傾向であり、1993年～2010年の間では1年あたり2.8(1.3～4.3)mmと高い割合で上昇しています。

④ 自然生態系への影響

【高山帯・亜高山帯】

- ・ 気温上昇や融雪時期の早期化等による高山帯・亜高山帯の植生の衰退や分布の変化が報告されています。
- ・ 高山植物の開花期の早期化と開花期間の短縮が起こることによる花粉媒介昆虫の活動時期とのずれ（生物季節間の相互関係の変化）も報告されています。

図 高山帯・亜高山帯相当域の植生変化



【自然林・二次林】

- ・ 気温上昇の影響によって、過去から現在にかけて落葉広葉樹が常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いと考えられている箇所があります。

写真：立ち枯れのブナ

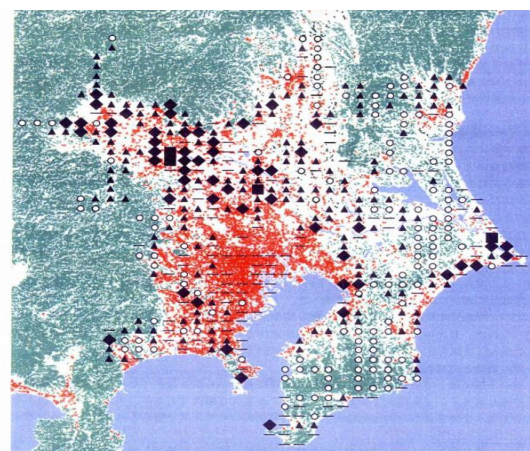


出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
ホームページ

【人工林】

- ・ 一部の地域で、気温上昇と降水の時空間分布の変化による水ストレスの増大により、スギ林が衰退しているという報告があります。

図 関東地方平野部におけるスギの衰退状況



○：健全、▲：逆度衰退、◆：中度衰退、■：強度衰退

出典：環境省成果概要 H11～H13 年地球温暖化による生物圏の脆弱性の評価に関する研究

【野生鳥獣】

- 日本全国でニホンジカやイノシシの分布を経年比較した調査において、分布が拡大していることが確認されています。
- 積雪深の低下に伴い、越冬地が高標高に拡大したことが確認されています。
- ニホンジカの増加は狩猟による捕獲圧低下、土地利用の変化、積雪深の減少など、複合的な要因が指摘されています。
- ニホンジカの分布拡大に伴う植生への食害・剥皮被害等の影響が報告されています。

写真：高山植物を採食するシカ

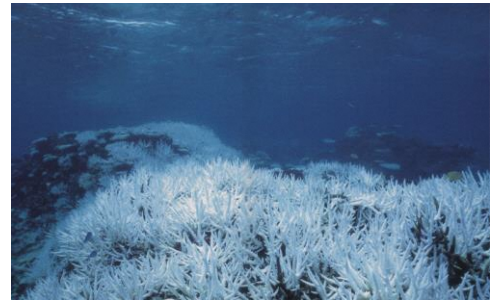


出典：環境省ホームページ

【沿岸生態系】

- 沖縄地域で、海水温の上昇により亜熱帯性サンゴの白化現象の頻度が増大しています。
- 太平洋房総半島以南と九州西岸北岸における温帯性サンゴの分布が北上しています。
- 日本沿岸の各所において、海水温の上昇に伴い、低温性の種から高温性の種への遷移が進行していることが確認されています。

写真：白化したサンゴ



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
ホームページ

【生物季節・生物分布】

- 植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されています。
- 昆虫などにおいて、分布の北限が高緯度に広がるなど、気候変動による気温の上昇の影響と考えれば説明が可能な分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されています(ただし、気候変動以外の様々な要因も関わっているものと考えられます)。

写真：開花開始日が早まった例
(ヒダカソウ)



出典：環境省成果概要高山植生による温暖化影響検出のモニタリングに関する研究

⑤ 市民生活への影響

【健康】

- 気候変動の影響とは言い切れないものの、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されています。
- デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が東北地方北部まで拡大していることが確認されています。また、気候変動とは直接関係しませんが、2014年には東京都内の公園で多数の人がデング熱に罹患する事象が発生しました。
- 気温上昇による生成反応の促進等により、粒子状物質を含む様々な汚染物質の濃度が変化していることが報告されています。

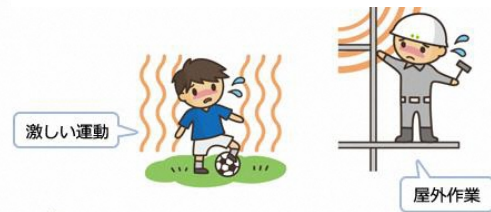
【災害】

- 気候変動の影響によるものであるかどうかは、明確には判断しがたいものの、近年、各地で、記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、濁水や洪水等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による高速道路の切土斜面への影響等が確認されています。

【暑熱】

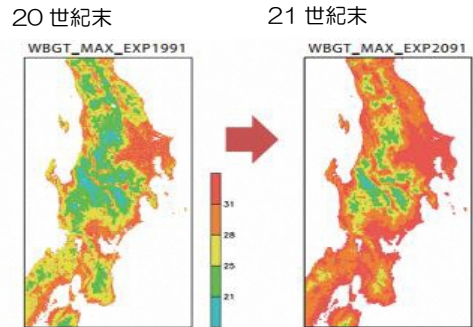
- 日本の中小都市における100年あたりの気温上昇率が1.5℃であるのに対し、主要な大都市の気温上昇率は2.0～3.2℃であり、大都市において気候変動による気温上昇にヒートアイランドの進行による気温上昇が重なっているとの報告が確認されています。
- 大都市における気温上昇の影響として、特に人々が感じる熱ストレスの増大が指摘され、熱中症リスクの増加に加え、睡眠阻害、屋外活動への影響等が生じています。

図 熱中症に注意すべき状態一例



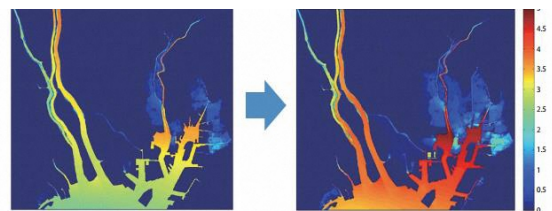
出典：環境省熱中症予防情報サイトホームページ

図 夏季最大値の暑さ指数の変化



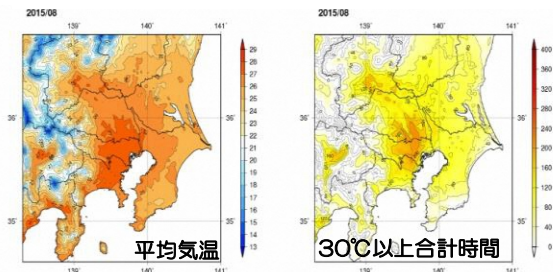
出典：文部科学省気候変動リスク情報創生プログラム成果

図 最大クラス高潮の浸水範囲の将来変化。



出典：文部科学省気候変動リスク情報創生プログラム成果

図 関東地方の8月の平均気温及び30℃以上合計時間の分布



出典：気象庁「ヒートアイランド監視報告2015」

【食糧】

- 米では、既に全国で、気温の上昇による品質の低下（白未熟粒の発生）等の影響が確認されています。また、一部の地域や極端な高温年には収量の減少も見られています。
- 野菜では、過去の調査で 40 以上の都道府県において、既に気候変動の影響が現れています。葉菜類、根菜類、果菜類の露地野菜では、多種の品目で収穫期が早まる傾向にあるほか、生育障害の発生頻度の増加等も見られます。施設野菜では、トマトの着果不良などが多発しています。



出典：農林水産省「地球温暖化が農林水産業に与える影響とポイント」

(3) 地球温暖化の日本への影響の予測

環境省では、IPCC の新しいシナリオを用いて、地球温暖化の日本への影響予測、リスク低減に対する適応策の効果を評価した報告書を公表しています。温室効果ガス排出量が最大で濃度上昇の最悪ケースのシナリオでは、日本国内で、2100 年に次のような影響が予測されると報告しています。

図 日本における地球温暖化の影響の予測

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂丘	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育域消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送車数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 014 年報告書

1-3 地球温暖化対策の状況

(1) 国内外の地球温暖化対策

① 国際的な動向

気候変動に関する国際的な取組は、1992年（平成4年）に開催された地球サミットにおける「気候変動に関する国際連合枠組条約」に始まります。

1997年（平成9年）には、京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において初めて法的拘束力を持つ京都議定書が採択されました。

その後、COP16でカンクン合意が採択されたものの、それは京都議定書のような法的拘束力を持つものではなく、2013年（平成25年）から2020年（平成32年）の排出削減目標等の各国が自主目標を掲げる枠組にとどまりました。

2015年（平成27年）にパリで開かれたCOP21では、途上国を含むすべての国が参加する2020年（平成32年）以降の新たな地球温暖化対策として「パリ協定」が採択されました。

表 国内外の地球温暖化対策







年代	世界	日本
1990年		「地球温暖化防止行動計画」
1992年	地球サミット「気候変動に関する国際連合枠組条約」	
1997年	COP3「京都議定書」採択	
1998年		「地球温暖化対策推進大綱」の策定 「地球温暖化対策の推に関する法律」制定
2005年	「京都議定書の発効」	2008年度～2012年度に1990年度比で6%の温室効果ガス排出削減 目標
2008年		京都議定書第2約束期間の目標は設定せず
2010年	「カンクン合意」 京都議定書第2約束期間に参加しない国の2020年目標などルール設定	2020年度に2005年度比で3.8%の温室効果ガス排出削減 目標
2012年		
2013年		
2015年	COP21「パリ協定」が採択	「気候変動の影響への適応計画」の策定
2016年	「パリ協定」発効	2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガス排出削減 目標
2020年		

パリ協定とは

「パリ協定」の概要は、以下のとおりです。

- 世界全体の目標として気温上昇を2℃よりかなり低く抑え 1.5℃未満に向けて努力する。
- 今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収を均衡させる。
- 各国の削減目標の作成報告に加え達成するための国内対策を義務付ける。
- 削減目標は5年毎に更新し後退させない。
- 2025年（平成37年）より前に現在の途上国への支援に1,000億ドルを下限に積み増すことを議論する。

図 各国の削減目標

国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋		
国名	削減目標	
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 60 - 65 % 削減 <small>※2030年前後に、CO₂排出量のピーク</small>	2005年比
 EU	2030 年までに 40 % 削減	1990年比
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 33 - 35 % 削減	2005年比
 日本	2030 年度までに 26 % 削減 <small>※2005年度比では25.4%削減</small>	2013年度比
 ロシア	2030 年までに 70 - 75 % に抑制	1990年比
 アメリカ	2025 年までに 26 - 28 % 削減	2005年比

平成27年10月1日現在

出典：国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋
全国地球温暖化防止活動推進センター

② 国内の動向

我が国は、京都議定書の採択を受け、法や体制の整備をすすめた結果、「2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の京都議定書の第一約束期間に温室効果ガス排出量を基準年（原則1990年）比で6%削減する」目標に対し、8.4%の削減を達成しました（森林等吸収源や京都メカニズムクレジットも含む）。

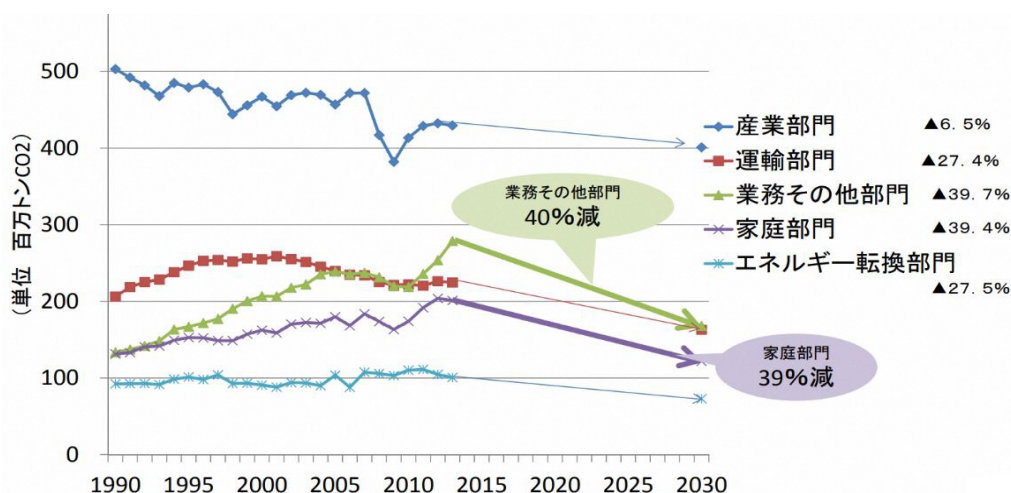
その後、我が国は、2015年（平成27年）7月に、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス削減目標を定めた「日本の約束草案」を国連に提出しました。その中では、2030年度（平成42年度）の温室効果ガス排出量を、2013年度（平成25年度）比で26%削減することを表明しています。

また、2015年（平成27年）11月には、「気候変動の影響への適応計画」を策定し、「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野について、地球温暖化による影響の重大性、対策の緊急性、発生の確信度を評価しています。

日本の約束草案は、業務・家庭部門で約40%削減が前提

2030年度の我が国の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%削減（2005年度比で25.4%削減）とするとの内容を含む「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。この目標を達成するために業務・家庭部門でそれぞれ約40%削減する必要があります。

図 部門別のエネルギー起源CO₂削減目標



出典：環境省「関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議資料」（平成27年11月13日）

③ 埼玉県の動向

埼玉県では、2009年（平成21年）に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」（埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を策定し、2015年（平成27年）5月に計画の中間見直しを行いました。見直し後の計画では、2050年（平成62年）のあるべき姿の「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」の達成に向け、「2020年（平成32年）までに2005年（平成17年）比需要側で21%削減」という温室効果ガスの削減目標を掲げ、削減が進んでいない家庭・運輸部門の取組の強化や、再生可能エネルギーの活用に重点を置いた地球温暖化対策が盛り込まれました。

また、既に地球温暖化が進行し、その影響と考えられる現象が埼玉県でも現れている中で、その影響に適切に対応する「適応策」にも積極的に取り組むため、適応計画として平成28年3月に「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」をまとめています。

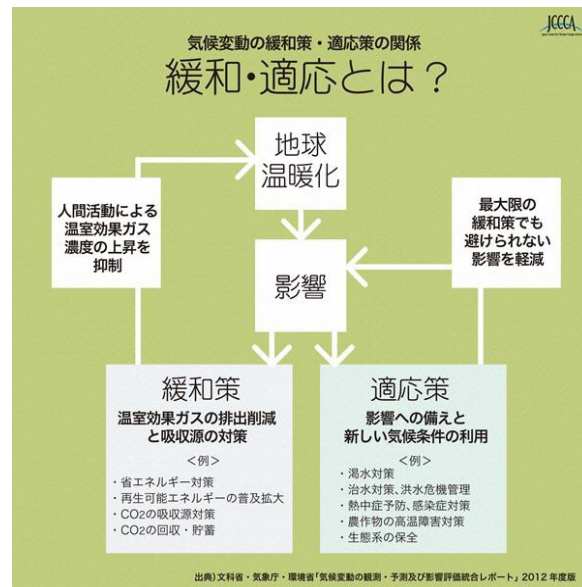
緩和策と適応策

「緩和」とは、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことです。

（例えば、省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO₂の吸収源対策などがあげられます。）

「適応」とは、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことです。

（例えば、影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用をふまえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告、インフラ整備などがあげられます。）



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

(2) 川越市の地球温暖化対策

① 取組の経緯

川越市の地球温暖化問題に対する取組は、平成8年4月から「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに始めた1%節電運動をきっかけに大きな一歩を踏み出しました。その後、平成10年3月に「川越市環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整えていきます。環境問題が多岐に渡るため、行政だけでなく市民、民間団体、事業者との協力が不可欠となり、平成12年8月に「かわごえ環境ネット」が発足しました。

さらに平成18年9月には「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を、平成19年12月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、これらの条例に基づき、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定・見直しを行っています。平成25年3月には、「第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「第二次計画」といいます。）を策定し、地球温暖化に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、再生可能エネルギー機器・省エネ機器等の普及の促進に力を入れています。

表 川越市の取組の経緯

活動	条例・計画
1996.4 1%節電運動開始	1998.3 川越市環境基本計画策定
1997.7 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始	
1998.7 節電（省エネ）・新エネルギー自治体サミットの実施	1999.2 川越市環境にやさしい率先実行計画策定（資源の有効利用および省エネルギー・新エネルギー編）
1999.4 1%節電プラス1（ワン）運動	1999.5 川越市環境にやさしい率先実行計画（公共事業における環境配慮編）策定
1999.11 ISO14001 認証取得	
2000.8 かわごえ環境ネット発足	
2003.4 エコチャレンジスクール認定事業開始	2006.9 川越市良好な環境の保全に関する基本条例制定
2003.6 エコチャレンジファミリー認定事業開始	
2004.9 エコチャレンジイベント認定事業開始	2007.3 第二次川越市環境基本計画策定
	2007.3 第二次川越市環境にやさしい率先実行計画策定
	2007.12 川越市地球温暖化対策条例制定
2009.8 住宅用太陽熱利用機器設置費補助事業開始	2008.1 川越市環境行動計画（かわごえアジェンダ21）策定
	2009.3 川越市地球温暖化対策地域推進計画策定
	2009.3 公共工事における環境配慮指針策定
2011.3 ISO14001 認定返上	2012.6 第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
2011.4 川越市環境マネジメントシステム運用開始	2013.3 第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
2016.4 エネファーム、蓄電池補助事業開始	2016.3 第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
	2016.3 第三次川越市環境基本計画策定

② 第二次計画の現状と評価

第二次計画では、目指すべき将来都市像として掲げる「みんなでつくる、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまち」の実現に向けて4つの施策を設定した上で、施策に沿った温室効果ガス削減に向けた取組を示しています。さらに、計画の実現性を確保するため、7つの重点プロジェクトに沿った行動指標を設定しています。

ここでは、Ⅰ. 温室効果ガス削減に向けた取組の実施状況、Ⅱ. 行動指標の達成状況・目標値が未達成の行動指標の進捗状況の2つの視点で評価しています。

なお、第二次計画の進捗状況について、温室効果ガスの排出に係る目標及びこの目標を達成するための重点プロジェクトの進捗状況並びに区域の温室効果ガスの排出量を取りまとめた年次報告書を毎年度発行してきました。

I. 温室効果ガス削減に向けた取組の実施状況

温室効果ガス削減に向けた取組について、第二次計画の初年度である平成 25 年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

「完了」及び「順調」が全体の約4分の3であり、概ね良好に進行していると評価することができます。一方、「遅れ」は19あり約19%、「未着手」は5で約5%となっています。第二次計画の目標年度が平成 32 年度であり、計画期間中での評価ではありますが、全体の約4分の1の取組について、その原因を検証するとともに見直しを行う必要があります。

表 温室効果ガス削減に向けた取組の実施状況

施策	細施策	温室効果ガス削減に向けた取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1 再生可能エネルギーの導入	(1) 太陽エネルギー等の普及促進	4	0	2	2	0
	(2) 行政の率先実行(太陽光発電システムの導入等)	3	0	2	1	0
2 市民・事業者の活動促進	(1) 家庭における省エネ行動	7	0	4	3	0
	(2) 事業所における省エネ行動	9	0	3	6	0
	(3) 住宅・建築物の省エネ化	5	0	3	1	1
	(4) 設備・機器の省エネ化	2	0	1	1	0
	(5) 緑化・雨水利用の促進	4	0	4	0	0
	(6) 自動車の省CO ₂ 化	3	1	2	0	0
	(7) 行政の率先実行(省エネ推進等)	5	0	5	0	0
	(8) 環境教育等の推進	12	0	10	1	1
	(9) 多様な主体との連携確保	5	0	4	1	0
3 地域環境の整備	(1) 低炭素型都市デザイン	3	0	2	0	1
	(2) 交通体系の整備	16	0	16	0	0
	(3) 森林吸収源対策	1	0	1	0	0
	(4) 身近な緑地の保全、緑化の推進	7	0	7	0	0
4 循環型社会の構築	(1) 家庭における廃棄物(ごみ)対策の推進	9	4	2	2	1
	(2) 事業所における廃棄物(ごみ)対策の推進	7	1	4	1	1
合 計		102	6	72	19	5
温室効果ガス削減に向けた取組の実施状況の割合		100%	5.9%	70.6%	18.6%	4.9%

Ⅱ. 行動指標の達成状況・目標値が未達成の行動指標の進捗状況

行動指標について、第二次計画の初年度である平成 25 年度を基準として、平成 28 年度までの実績を基に評価しました。達成した行動指標が 14、未達成だった行動指標が 36 となっており、達成した行動指標は全体の約 4分の1にとどまっています。

また、目標値が未達成だった行動指標については、平成 25 年度から平成 28 年度までの進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった行動指標のうち、全体の 28%に進展が見られます。また、約半数の行動指標が横ばいとなっています。

計画の目標年度が平成 32 年度であることを踏まえ、概ね良好に推移していると評価することができます。

表 行動指標の達成状況・目標値が未達成の行動指標の進捗状況

重点プロジェクト	4つの施策における位置づけ	行動指標の達成状況			
		達成した行動指標	未達成の行動指標		
			(再掲)目標値が未達成の行動指標の進捗状況		
プロジェクト① 太陽エネルギー等 活用推進プロジェクト	再生可能 エネルギーの導入	1	8	進展が見られる	1
				横ばい	5
				進展が見られない	2
プロジェクト② 川エコ市民運動 プロジェクト	市民・事業者の 活動促進	3	4	進展が見られる	0
				横ばい	3
				進展が見られない	1
プロジェクト③ エコチャレンジカンパニー 普及促進プロジェクト	市民・事業者の 活動促進	2	5	進展が見られる	0
				横ばい	3
				進展が見られない	2
プロジェクト④ エコハウス普及促進 プロジェクト	市民・事業者の 活動促進	1	2	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	0
プロジェクト⑤ グリーン交通 プロジェクト	地域環境の整備	4	4	進展が見られる	2
				横ばい	2
				進展が見られない	0
プロジェクト⑥ 緑のまちづくり プロジェクト	地域環境の整備	1	7	進展が見られる	2
				横ばい	2
				進展が見られない	3
プロジェクト⑦ ごみダイエット プロジェクト	循環型社会の構築	2	6	進展が見られる	3
				横ばい	2
				進展が見られない	1
行動指標の達成状況 目標値が未達成の行動指標の進捗状況		14	36	進展が見られる	10 (28%)
				横ばい	17 (47%)
				進展が見られない	9 (25%)

全体としてみると、第二次計画は、概ね良好に成果を上げてきましたが、一部に遅れが生じ、引き続き課題となっているものもあります。第二次計画の計画期間中での評価ではありますが、改善していく必要があります。

主な課題を、施策ごとに抽出すると、「1 再生可能エネルギーの導入」については、その他の再生可能エネルギーの普及促進等の取組が挙げられます。

「2 市民・事業者の活動促進」については、環境に関する認証取得の普及促進、取組意欲の向上等の取組が挙げられます。

「3 地域環境の整備」については、地域のエネルギーの有効利用等の取組が挙げられます。

「4 循環型の社会の構築」については、グリーン購入の普及啓発等の取組が挙げられます。

本計画では、第二次計画の現状と評価を踏まえ、社会情勢の変化や市民意識の変化等への対応を図り、本市の実情に応じた取組を推進していきます。

1-4 川越市が地球温暖化対策に取り組む意義

計画の策定にあたり、本市が地球温暖化対策に取り組む意義を以下に示します。

(1) 地球温暖化を巡る国内外の動向及び本市の自然的・社会的特性を踏まえ、効果的な対策を促進し、更なる温室効果ガスを削減

地球温暖化には、もはや疑う余地がなく、人間活動に起因する二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出が要因であるとされています。このまま、温暖化対策を行わなければ、世界の気温は 2.6~4.8℃上昇することが予測されており、私たちの暮らしが危機的な状況にさらされる可能性があります。

我が国は、温室効果ガス排出量を、2030 年度（平成 42 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比で 26.0%削減することを国際的な約束としています。この目標は、家庭部門、業務部門でそれぞれ約 40%の削減が前提となっており、まさに私たちの暮らしや働き方が問われています。

本市は、農業・工業・商業のバランスのよい産業構造、県下有数の工業集積、中核市・業務核都市としての第三次産業の集積が見られます。本市の生活や都市活動から排出される温室効果ガスの削減は、地球市民の一員としての責務であると言えます。地球温暖化を巡る国内外の動向及び本市の自然的・社会的特性なども踏まえ、地域に即した対策・施策を実施することにより、市域における効果的な温室効果ガスの削減を図ります。

(2) 「川越市地球温暖化対策条例」に基づき、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を引き続き推進するとともに、地球温暖化の影響に対応する「適応策」を新たに位置付け

地球温暖化が影響すると考えられる気候変動による影響は、様々な分野で現れており、今後もこの影響が続くと考えられています。気候変動への対策は、緩和と適応に大別されます。緩和は、気候変動の要因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組です。適応は、すでに起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対して自然や社会の在り方を調整する取組です。

本市では、平成 19 年 12 月に制定した「川越市地球温暖化対策条例」に基づき、地球温暖化対策地域推進計画の中で、温室効果ガス削減に向けた取組を位置付け、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。温室効果ガスの排出を抑制する緩和策については、本計画でも引き続き取組を推進していきます。

これまで、我が国では、温室効果ガス排出を抑制する緩和を中心に地球温暖化対策を進めてきましたが、気候変動の影響を踏まえ、気候変動の影響への適応を図ることが必要となっています。このため、本計画では、新たに適応策を位置付け、「緩和」と「適応」を車の両輪として地球温暖化対策を推進していきます。

(3) 環境先進都市を目指し、率先して地球温暖化防止にチャレンジするとともに、地球温暖化対策を通じた市民の暮らしやすさや都市活力の向上も図りながら、地域発の地球温暖化対策の取組の輪を拡大

本市では、1%節電プラス1（ワン）運動や平成19年12月の「川越市地球温暖化対策条例」の制定など、その時代の先進的な取組にチャレンジしています。

今後も、環境先進都市を目指し、自ら率先して温室効果ガスの更なる削減に向けて地球温暖化対策にチャレンジしていきます。

また、地域からの地球温暖化対策の取組の輪を広げていくためには、地球温暖化対策が生活の質の向上や産業活動の効率性の向上など、市民や事業者の利益になることを皆で共有することが重要です。本計画では、地球温暖化対策を通じて、市民の暮らしやすさや都市活力の向上も図っていきます。

コベネフィット型温暖化対策とは

コベネフィットとは、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益（ベネフィット）のことです。

地域における地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出抑制だけでなく、同時に産業振興、健康・福祉、防災といった様々な課題の解決に寄与する可能性があります。

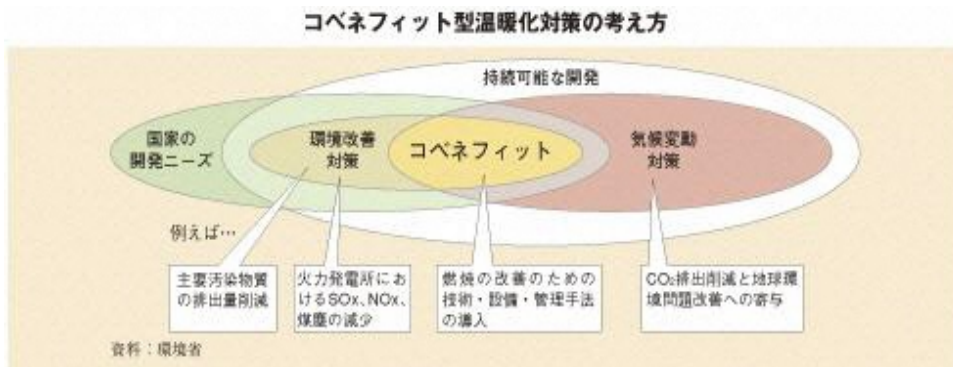


表 副次的効果と想定される対策例

副次的効果	想定される対策例
雇用の創出	再生可能エネルギーの導入
廃棄物の削減	廃棄物発電、3R推進
地域エネルギー自給率の向上	再生可能エネルギーの導入
地域交易条件（地域貿易収支）の改善	再生可能エネルギーの導入
農林業の活性化	バイオマス事業
大気汚染物質の削減	環境対応車の導入、再生可能エネルギーの導入
交通事故、渋滞の低減	公共交通機関の促進
高齢化社会への対応	住宅に断熱化、コンパクトシティ
災害対応力の向上	自立分散型エネルギーの導入
地域コミュニティの活性化	カーシェアリング、公共交通機関の促進

出典：環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」

第2章

計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）は、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、行政、市民、事業者、民間団体（市民及び事業者の組織する民間団体をいう。以下同じ。）及び滞在者の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2-2 計画の基本的考え方

(1) 中長期的な温室効果ガス排出量の削減

本市としての中長期的な目標を掲げ、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、国、県等における目標期間及び削減量等についても考慮します。

(2) 市域特性（自然的・社会的特性、温室効果ガス排出特性等）を踏まえた対策の実施

本市における自然的・社会的特性や温室効果ガスの排出特性等に照らした対策を実施し、効果的な削減を図ります。また、前計画において選定した「重点プロジェクト」を引き継ぐとともに、更なる取組の強化を図ります。

(3) あらゆる主体と連携した地域ぐるみの対策の推進

地球温暖化対策は、行政、市民、事業者、民間団体及び滞在者それぞれが主体であるという認識のもと、果たすべき役割や具体的な取組メニューを提示し、実践につなげます。また、市民・事業者・民間団体・行政のパートナーシップにより、あらゆる主体の関わりのもとで計画を推進していきます。

(4) 取組の成果が反映される評価

2011年の東日本大震災をきっかけに火力発電由来の電力量が増加し（原子力発電所の停止が原因）、二酸化炭素排出係数（電気の供給1kWhあたりの二酸化炭素排出量を示す数値）が増加しました。二酸化炭素排出係数の増加により、二酸化炭素排出量は、エネルギー消費量が減少した場合でも増加することがあり、取組の成果が分かりにくい状況になっています。このため、温室効果ガスの削減目標に加えて、取組の成果が直接的に反映されるような行動（アクション）レベルでの目標を設定・充実させ、温室効果ガスの着実な削減につなげるとともに、計画の点検・評価を行います。

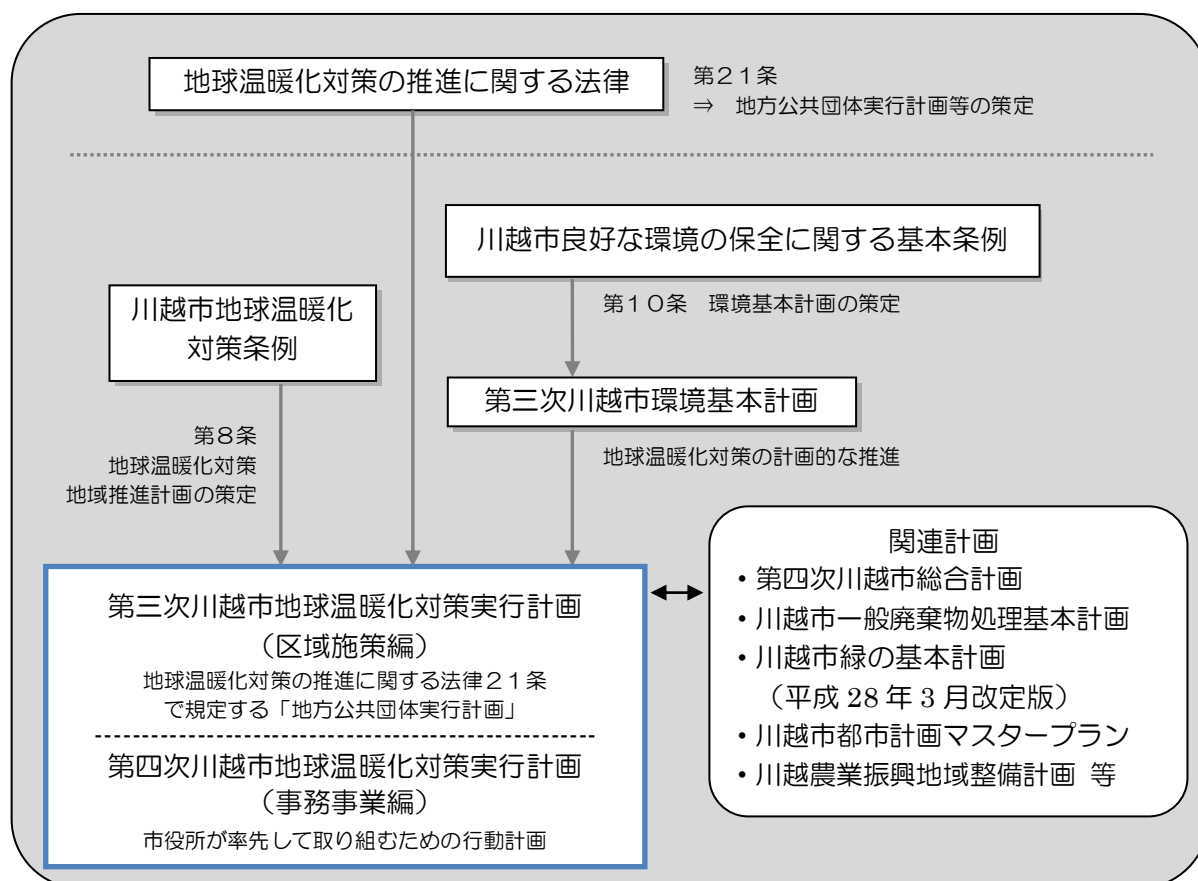
2-3 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

- 1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条で規定する「地方公共団体実行計画」
- 2) 「川越市地球温暖化対策条例」(平成 19 年 12 月) の第 8 条で策定が位置づけられた「地球温暖化対策地域推進計画」
- 3) 「第三次川越市環境基本計画」における大施策の一つ「地球温暖化対策の推進」で示される施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画

なお、市役所が行う事務・事業に関して、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む、「第四次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(平成 28 年 3 月) は、本計画で定める市民や事業者等の主体別行動計画の市役所編にあたります。

図 計画の位置づけ、相互の関連性



2-4 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	地球温暖化係数	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	1	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により主に排出される。排出量が多いため、対象とされる温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。また、非エネルギー起源である廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
メタン (CH ₄)	25	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。	
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12~14, 800	冷蔵庫やエアコン、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
	パーフルオロカーボン (PFC)	7, 390~17, 340	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	22, 800	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	三フッ化窒素 (NF ₃)	17, 200	半導体の製造プロセス等で使用され、排出される。

2-5 計画の基準年度

本計画の基準年度は、国の基準年度と合わせて、2013年度(平成25年度)とします。

2-6 計画の期間

計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2030年度(平成42年度)までとし、長期目標を2050年度(平成62年度)に設定し、取り組んでいくものとします。

2-7 計画の対象地域

本計画の対象地域は、川越市域全体とします。

したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。

第3章

市の自然的・社会的特性

第3章 市の自然的・社会的特性

3-1 自然的特性

(1) 地勢

本市は、都心から30kmの圏内の埼玉県南西部地域に位置しており、東西16.27km、南北13.81km、面積は109.13km²です。本市の地形は、武蔵野台地を構成する川越台地の北端部と、これをまわりこむように流れる入間川などの荒川水系の河川によって秩父から流運された砂礫が堆積して形成した扇状地等の低地によって形成されています。川越台地は第四紀更新世の地層からなり、武蔵野段丘、下末吉段丘、立川段丘堆積層が見られます。市内を流れる河川は入間川、小畔川、新河岸川、不老川などがあげられます。

(2) 気象

本市の気候は穏やかで、雪や台風などの被害が比較的少ない土地です。

平成24年度から平成28年度の5年間のデータを見ると、平均気温は15.7℃（全国平均15.2℃）、平均湿度は70.3%（全国平均69.8%）、年間日照時間は2,109.5時間（全国平均1,897.9時間）、平均風速2.2m/秒、降水量1,351.7mm（全国平均1,609.2mm）となっています。

表 市の気温・日照時間などの現状

	平成24年度～平成28年度の5年間の平均	全国平均 ※2
平均気温(℃)	15.7	15.2
平均湿度(%)	70.3	69.8
年間日照時間(時間)	2,239.5(熊谷市)※1 2,109.5(さいたま市)※1	1,897.9
平均風速(m/秒)	2.2	-
降水量(mm)	1,351.7	1,609.2

※川越市のデータは平成28年版統計かわごえ

※1 気象庁「過去の気象データ」の数値より算出

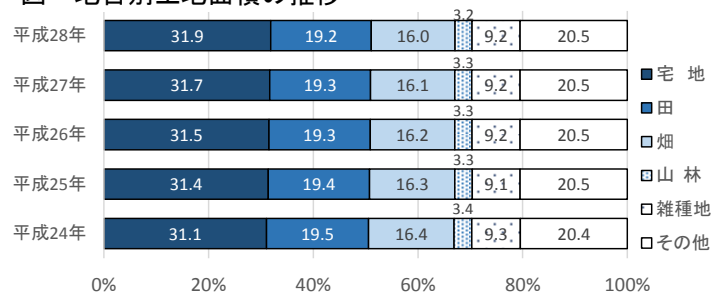
※2 全国47都道府県における平均値（昭和56年～平成22年）を平均

総務省統計局「第66回 日本統計年鑑 平成28年」からの数値により算出

(3) 土地利用

市街地には、まとまった住宅、郊外では良好な田園や雑木林があり、宅地・田・畑が全体の約7割を占めています。

図 地目別土地面積の推移



3-2 社会的特性

(1) 推計人口

人口は平成31年以降、減少に転じる見込み

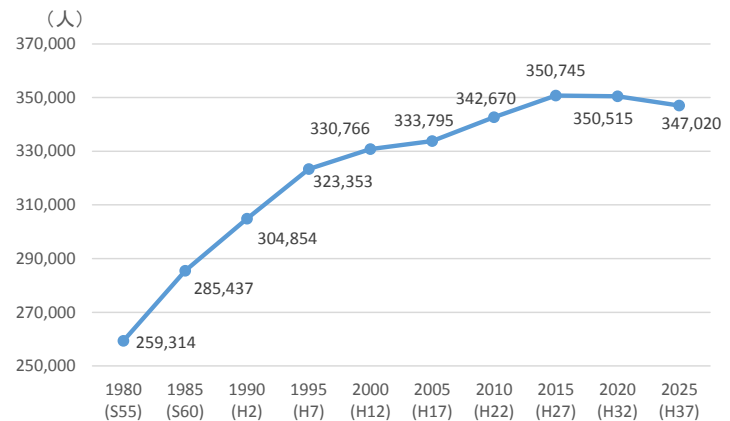
平成29年4月1日現在、本市の人口は351,863人、世帯数は154,766世帯です。

第四次川越市総合計画では、今後平成30年までは、ほぼ横ばいで推移しますが、その後は人口が徐々に減少していくと想定しています。

表 市の人口と世帯数の推移
(国勢調査)

年度	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
人口	259,314	285,437	304,854	323,353	330,766	333,795	342,670	350,745
世帯数	76,080	85,450	97,332	109,205	117,986	125,112	137,121	145,715

図 人口の推移(国勢調査)(平成32年以降は市推計)



(2) 就業の動向

サービス業などの第三次産業が全体の3分の2を占めている

平成27年の15歳以上の就業者数(従業地)は164,496人で、平成22年の従業者数(161,774人 平成22年国勢調査)に比べて2,722人減少(▲1.7%)となっています。

産業別就業者の構成比を見ると、第一次産業が1.7%、第二次産業が22.6%、第三次産業が66.6%となっています。

埼玉県の構成比と比べると、第一次産業、第二次産業、第三次産業の構成比は大きく変わりません。

表 産業別15歳以上の業種別就業者数等 (単位:人)

調査時点	平成27年			
	川越市	構成比	埼玉県	構成比
第一次産業	2,728	1.7	55,488	1.6
第二次産業	37,119	22.6	803,861	23.1
第三次産業	109,539	66.6	2,367,338	67.9
電気・ガス・熱供給・水道業	730	0.4	12,747	0.4
情報通信・運輸・郵便業	14,926	9.1	365,245	10.5
卸売・小売業	24,847	15.1	541,692	15.5
金融・保険業	3,901	2.4	96,397	2.8
不動産・物品賃貸業	3,786	2.3	84,463	2.4
宿泊・飲食サービス業	8,533	5.2	176,166	5.1
サービス業	47,937	29.1	977,795	28.1
公務	4,879	3.0	112,833	3.2
分類不能の産業	15,110	9.2	257,961	7.4
合計	164,496	100.0	3,484,648	100.0

出典: 総務省「国勢調査」

※「第一次産業」は、産業大分類「農業、林業」、「漁業」の合計
「運輸・情報通信業」は、産業大分類「情報通信業」、「運輸業、郵便業」の合計
「サービス業」は、産業大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」、「複合サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計

(3) 通勤通学の状況

市内への通勤・通学は約4割、東京都への通勤者は減少傾向

本市に常住する15歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地の状況（以下「通勤通学」という。）は、平成27年では183,240人となっており、平成22年と比較して1,585人（0.9%）増加しています。

本市への通勤通学が80,177人（43.8%、内就業者73,536人）、本市以外の県内への通勤通学は、52,309人（28.5%、内就業者46,187人）、東京都への通勤通学は、33,516人（18.3%、内就業者29,030人）、その他は2,738人（1.5%、内就業者2,321人）となっています。

表 15歳以上就業者・通学者の通勤通学の状況（常住地）

（単位：人）

調査地点	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	191,428	100.0	184,727	100.0	181,655	100.0	183,240	100.0
川越市内	94,768	49.5	94,686	51.3	78,015	42.9	80,177	43.8
自宅	17,115	8.9	15,762	8.5	12,012	6.6	12,909	7.0
自宅外	77,653	40.6	78,924	42.7	66,003	36.3	67,268	36.7
川越市以外	96,660	50.5	90,041	48.7	94,115	51.8	90,084	49.2
県内へ	50,803	26.5	49,730	26.9	49,436	27.2	52,309	28.5
さいたま市	6,533	3.4	6,188	3.3	7,221	4.0	7,667	4.2
狭山市	6,906	3.6	6,484	3.5	6,209	3.4	6,088	3.3
ふじみ野市	5,300	2.8	5,460	3.0	5,129	2.8	4,939	2.7
坂戸市	3,447	1.8	3,297	1.8	3,252	1.8	3,546	1.9
所沢市	3,572	1.9	3,577	1.9	3,478	1.9	3,481	1.9
鶴ヶ島市	2,415	1.3	2,647	1.4	2,445	1.3	2,750	1.5
三芳町	2,191	1.1	2,377	1.3	2,212	1.2	2,416	1.3
富士見市	1,802	0.9	1,720	0.9	1,652	0.9	2,005	1.1
朝霞市	1,967	1.0	1,604	0.9	1,671	0.9	1,675	0.9
新座市	1,966	1.0	1,697	0.9	1,633	0.9	1,565	0.9
その他の市町村	14,704	7.7	14,679	7.9	14,534	8.0	16,177	8.8
県外へ	45,857	24.0	40,311	21.8	35,975	19.8	36,254	19.8
東京都	43,502	22.7	38,032	20.6	33,788	18.6	33,516	18.3
千代田区	4,727	2.5	4,241	2.3	3,798	2.1	3,770	2.1
新宿区	5,349	2.8	4,420	2.4	3,863	2.1	3,734	2.0
豊島区	5,296	2.8	4,506	2.4	3,734	2.1	3,622	2.0
その他の区市町村	28,130	14.7	24,865	13.5	22,393	12.3	22,390	12.2
その他	2,355	1.2	2,279	1.2	2,187	1.2	2,738	1.5

※平成22年、平成27年は従業地・通学地「不詳」を含めていないため、一部数値が合致しない箇所があります。

出典：総務省「国勢調査」

(4) 産業

① 産業構造

農業・商業・工業のバランスがとれた産業構成 サービス化・ソフト化による第三次産業の割合が拡大

本市の工業は、昭和 40 年代前半、従業員数と生産額が飛躍的に伸びました。これは、それまで中心であった食品加工業や繊維工業に代わって、機械工業や化学工業が増えたため、これにより本市は県下でも有数の工業地域になりました。

一方、明治時代から埼玉県の中心的な地位を占めてきた本市の商業は、昭和 40 年代にベッドタウン化が進むと、大型小売店が進出するなど都市型の店舗が集中し、さらに活性化しました。また、農業も生産環境の悪化や労働力の減少にもかかわらず、経済構造の改善や商品作物への転換などの努力が実り、県下有数の農業生産額を上げています。

市内の従業者数の産業別構成比をみると、産業構造のサービス化、ソフト化の進行により、第三次産業の占める割合が年々増加し、第二次産業が減少しています。

図 従業者数の産業別構成比

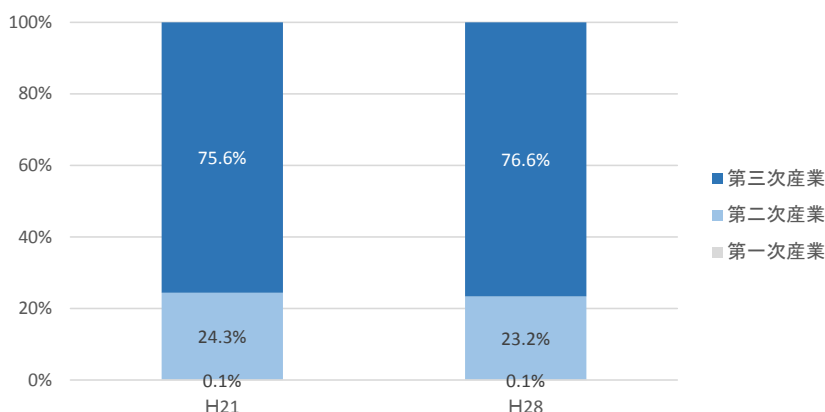
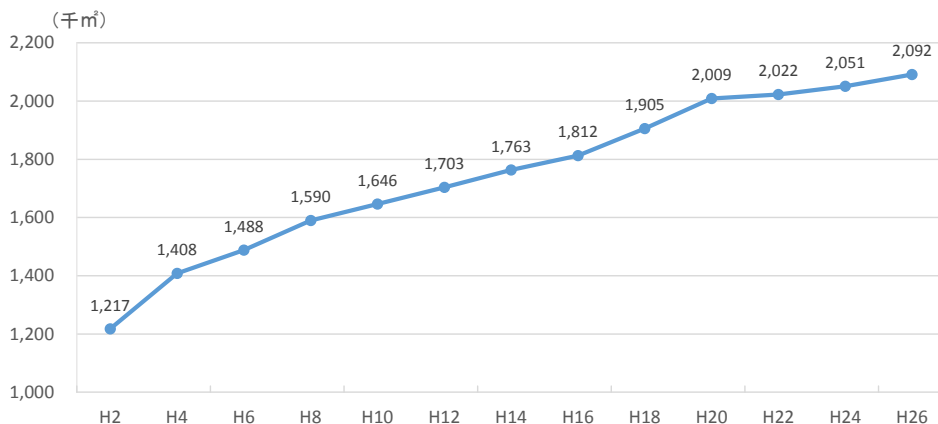


図 市における業務部門延床面積の推移

資料：経済センサス



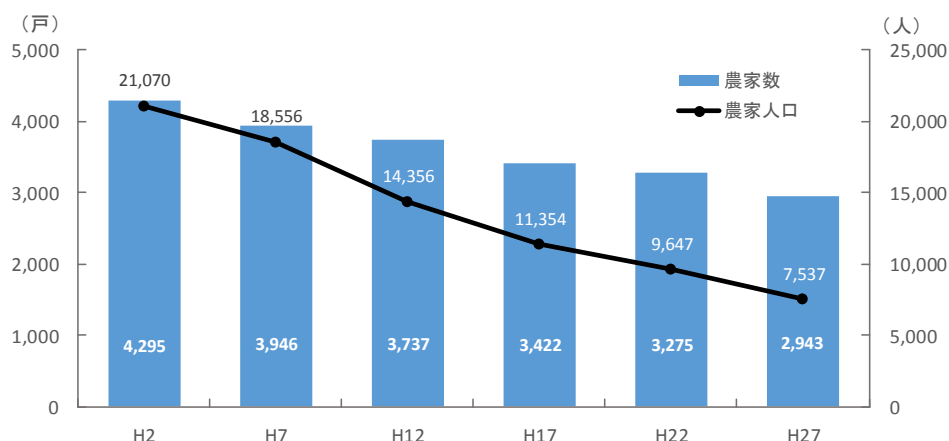
※業務部門：事業所、店舗、百貨店、銀行、病院、ホテル等

② 農業

農家数及び農業人口は減少傾向にあるが、県内 5 位の農家数

本市の農家数及び農業人口は減少傾向にあります。農家数は平成 27 年で 2,943 戸、県内では深谷市、加須市、熊谷市、さいたま市に次いで第 5 位になっています。

図 市における農家数と農業人口の推移



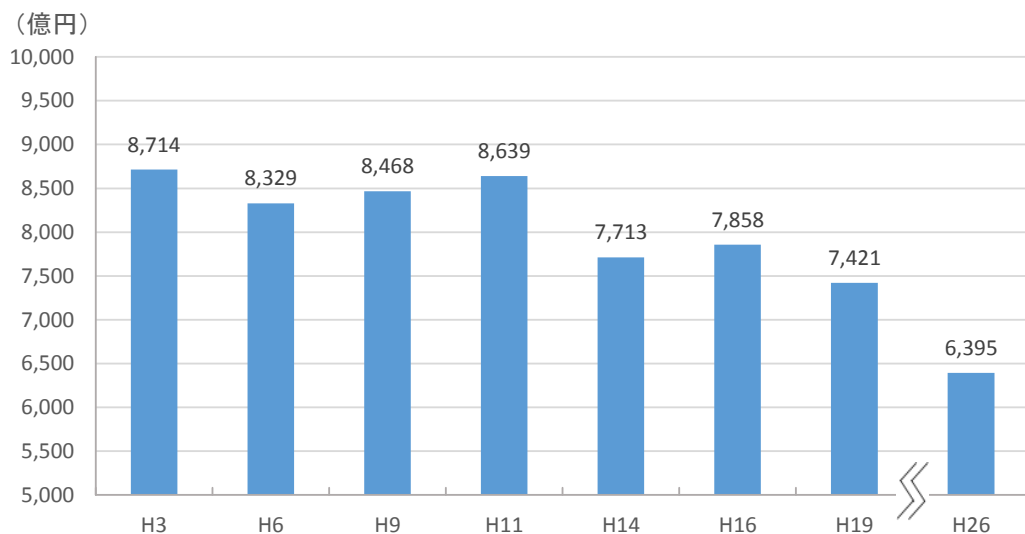
資料：農林業センサス

③ 商業

年間販売額は減少傾向にあるが、県内 4 位の商業都市

平成 26 年の年間販売額は 6,395 億円で、平成 19 年の 7,421 億円と比較すると 1,026 億円(▲13.8%)の減少、ピーク時の平成 3 年の 8,714 億円と比較すると 2,319 億円(▲26.6%)の減少となっています。県内では、さいたま市、川口市、越谷市に次いで第 4 位となっています。

図 市における年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査

④ 工業

県内 1 位の工業都市、県内シェアは約 8%

平成 26 年の本市の製造品出荷額等は 9,742 億円で、県内の約 7.9%を占め、県内シェアは第 1 位となっています。

表 埼玉県の市町村の製造品出荷額等（平成 26 年）

	市町村名	製造品出荷額等(万円)	県内シェア
第1位	川越市	97,417,656	7.86%
第2位	狭山市	93,434,443	7.54%
第3位	熊谷市	81,226,141	6.56%
第4位	さいたま市	75,589,406	6.10%
第5位	川口市	46,756,629	3.77%
	埼玉県	1,239,080,275	

資料：経済産業省「工業統計表」

製造品出荷額等の内訳をみると、「化学」が最も多く平成 26 年では 3,457 億円で、年々徐々に増加しており、平成 22 年と比較すると平成 26 年では 1,032 億円(+42.5%)となっています。「はん用機械」「生産用機械」は変動が大きくなっています。

また、合計額は平成 22 年から平成 26 年まででは、平成 25 年が 10,299 億円で最も多くなっています。

表 本市の製造品出荷額等の推移

	製造品出荷額等(万円)				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
食料品	7,450,851	8,249,363	8,534,328	8,544,952	8,777,211
飲料・飼料	X	14,100	12,629	10,006	527,755
繊維	127,590	115,303	115,676	115,005	102,728
木材・木製品	14,555	75,311	21,523	18,360	22,141
家具・装備品	52,838	54,941	54,482	42,607	40,697
パルプ・紙	984,050	929,668	866,792	927,960	871,208
印刷	3,774,006	3,661,587	2,834,601	2,838,921	2,934,198
化学	24,258,610	27,171,328	33,470,387	34,141,568	34,574,526
石油・石炭	X	X	X	X	X
プラスチック製品	1,772,994	3,887,661	2,658,244	2,528,298	2,539,169
ゴム製品	86,191	75,277	69,814	57,090	X
なめし革	7,119	X	X	X	X
窯業・土石	747,717	736,033	693,761	1,002,312	1,066,317
鉄鋼	678,668	937,834	1,047,238	842,186	765,175
非鉄金属	859,787	889,172	845,311	784,107	848,667
金属製品	2,933,923	2,401,591	2,829,246	2,492,431	2,816,959
はん用機械	1,185,080	444,835	1,234,521	580,227	567,543
生産用機械	4,148,746	5,111,614	2,240,971	5,748,063	7,051,671
業務用機械	18,995,812	20,201,586	9,648,406	21,499,347	13,583,834
電子部品	664,371	997,097	998,251	772,263	519,656
電気機械	4,462,669	4,678,639	5,186,520	5,175,863	5,188,594
情報通信機械	3,703,303	5,824,574	9,392,302	7,799,919	7,238,043
輸送用機械	5,953,670	6,602,538	6,845,852	6,809,729	6,982,362
その他	186,725	518,573	201,961	255,630	214,540
合計	83,049,275	93,578,625	89,802,816	102,986,844	97,232,994

※従業者 4 人以上の事業所

資料：経済産業省「工業統計表」

×は秘匿数（公表すると個別事業所の経営数値が計算できるため、あえて公表しない。）

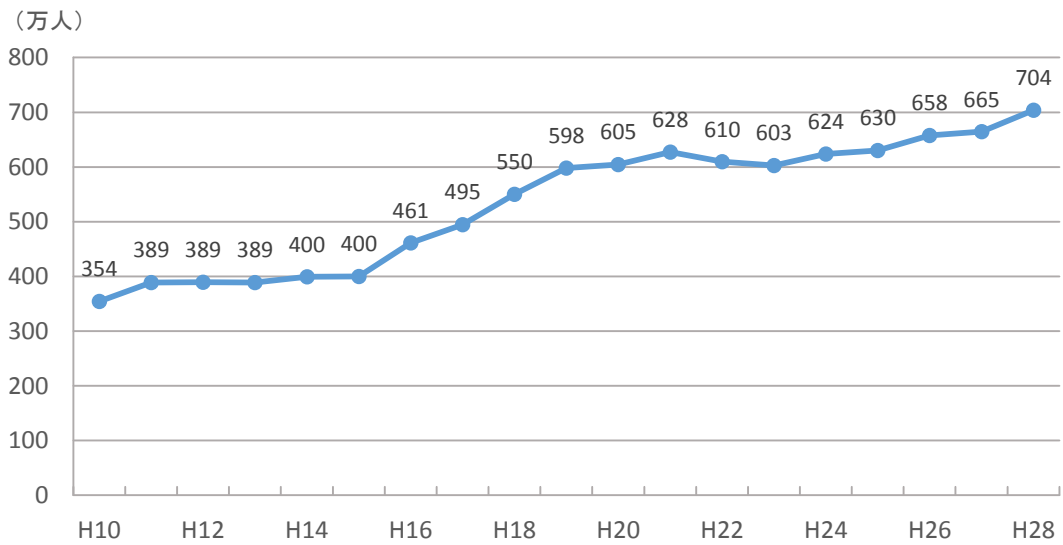
⑤ 観光

観光客は年間約 704 万人、交通手段の約 37%が自家用車

平成 28 年に本市を訪れた観光客は約 704 万人でした。平成 10 年と比較して約 2 倍に増加しています。

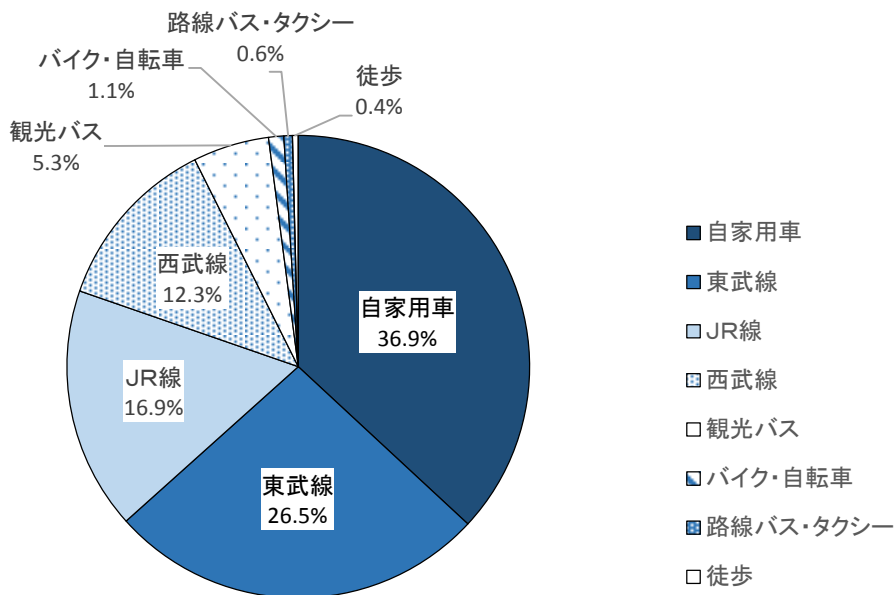
観光客の交通手段については、鉄道利用者が最も多く 55.7%と半数以上を占めています。次いで自家用車が 36.9%、観光バスが 5.3%となっています。

図 入込観光客数の推移



資料：川越市観光課

図 観光客の交通手段



資料：川越市観光アンケート調査報告書（平成 28 年）

(5) 交通

交通の要衝であり、道路網や鉄道網が発達している
自動車保有台数及び交通量は増加傾向にある

① 道路網

本市の道路網は、関越自動車道のほか、国道 16 号、国道 254 号、県道川越上尾線、県道川越所沢線、県道川越日高線等が南北方向及び東西方向に整備され主要幹線道路を形成していますが、市の中心部に交通が集中しやすい構造となっています。最近の自動車保有台数及び交通量は増加傾向にあり、市街地は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。また、都市計画道路の整備率も類似都市と比べ低い状態となっています。

都市計画道路については、優先整備路線の選定により効果的な整備を進めているほか、既存道路の車線拡幅、交差点改良等の道路改良を行うことで交通渋滞の緩和を図っています。また、現在整備中の川越北環状線、(仮称)川越東環状線が開通すると中心部への車両の流入が減少し、物流面、生活面、環境面等においても相当な効果が期待できます。

また、本市は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)のインターチェンジや国道 17 号上尾道路の至近でもあり、首都高速道路の利用もしやすい位置にあります。将来、これらの道路が全線開通した場合、本市の道路交通の利便性は向上するものと考えられます。

図 道路網図



② 鉄道網

鉄道網は、JR川越線、東武東上線、西武新宿線の3路線があり、市内に川越駅、南古谷駅、西川越駅、的場駅、笠幡駅、新河岸駅、川越市駅、霞ヶ関駅、鶴ヶ島駅、本川越駅、南大塚駅の11駅があります。

JR川越線は、上り方面は、川越駅からJR埼京線・りんかい線を経由して新木場駅まで直通運転を行っており、下り方面は、JR八高線を経由して八王子駅まで直通運転を行っています。

東武東上線は、川越駅から池袋駅までの所要時間が日中時間帯の快速や急行を利用すると約30分で行くことができます。また、東京メトロ有楽町線・副都心線との相互直通運転を行っており、銀座、有楽町、新宿、渋谷方面へ乗換えなしで行くことができます。東京メトロ副都心線は、平成25年3月に東急東横線・横浜みなとみらい線との相互直通運転を開始し、埼玉県西部から東京副都心を抜けて横浜方面に至る広域的な鉄道ネットワークが形成され、利便性がさらに向上しています。

西武新宿線については、特急レッドアロー「小江戸号」の増発により、西武新宿駅への所要時間の短縮が図られています。本川越駅に西口が開通したため、東武東上線への乗り換えが便利になりました。

このように、本市は、鉄道利用者にとって3路線の選択肢があり、利用者ニーズに応じた鉄道選択ができることは、他市にはない利点であるといえます。

③ 自動車保有台数等の推移

本市の自動車保有台数は、約21万5千台（原付、小特を含む）で、近年は増加傾向にあります。乗用車及び軽自動車の推移は、小型乗用車は減少し、普通乗用車及び軽自動車が増加傾向にあります。

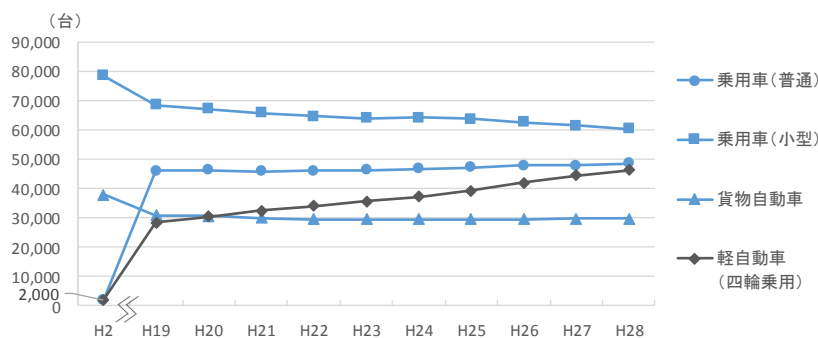
表 市内自動車保有台数の推移

	人口(人)	車両		
		自動車(台)	原付・小特(台)	計
平成24年	346,170	186,120	21,667	207,787
平成25年	348,404	187,942	21,558	209,500
平成26年	349,317	190,800	21,602	212,402
平成27年	350,047	192,177	22,085	214,262
平成28年	351,432	193,591	21,874	215,465

注)原付・小特とは125CC以下の原動機付自転車、小型特殊自動車及びミニカー
人口は各年10月1日現在、車両は各年3月末現在

図 市内乗用車、貨物車等保有台数の推移

資料：統計かわごえ



資料：統計かわごえ

④ 公共交通の現状

鉄道輸送については、市内の鉄道駅における年間乗車人員は、近年ではほぼ横ばいの傾向です。また、路線バスの一利用者数については、平成 21 年、平成 22 年に少し落ち込んでいますが、概ね増加傾向にあります。

図 市内の鉄道駅における年間乗車人員の推移

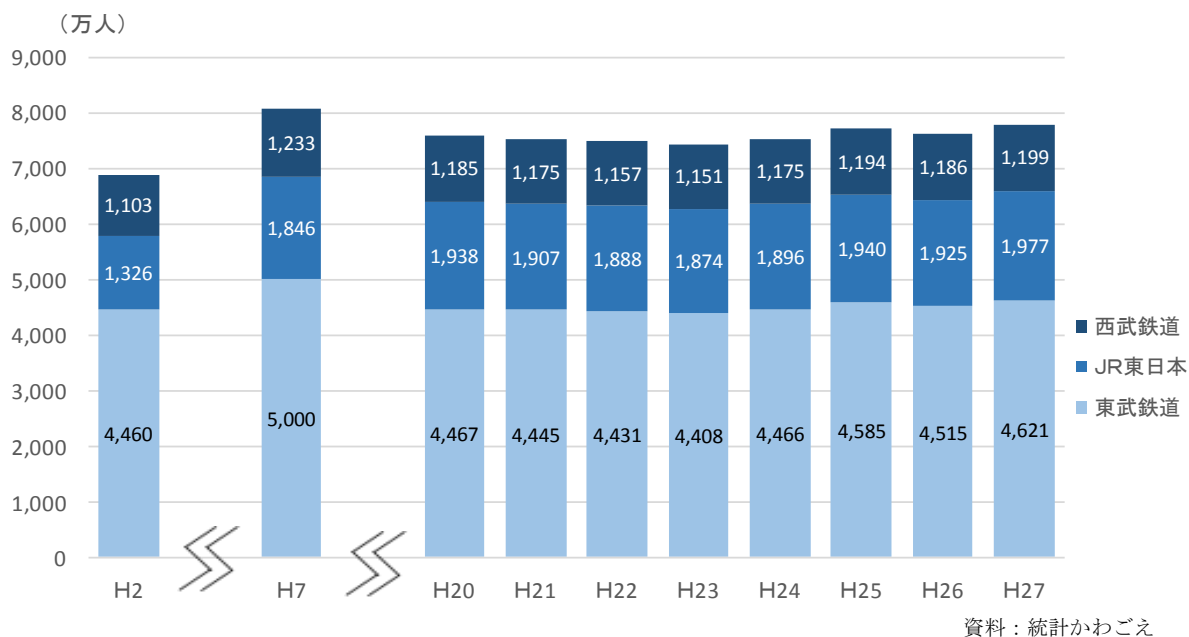
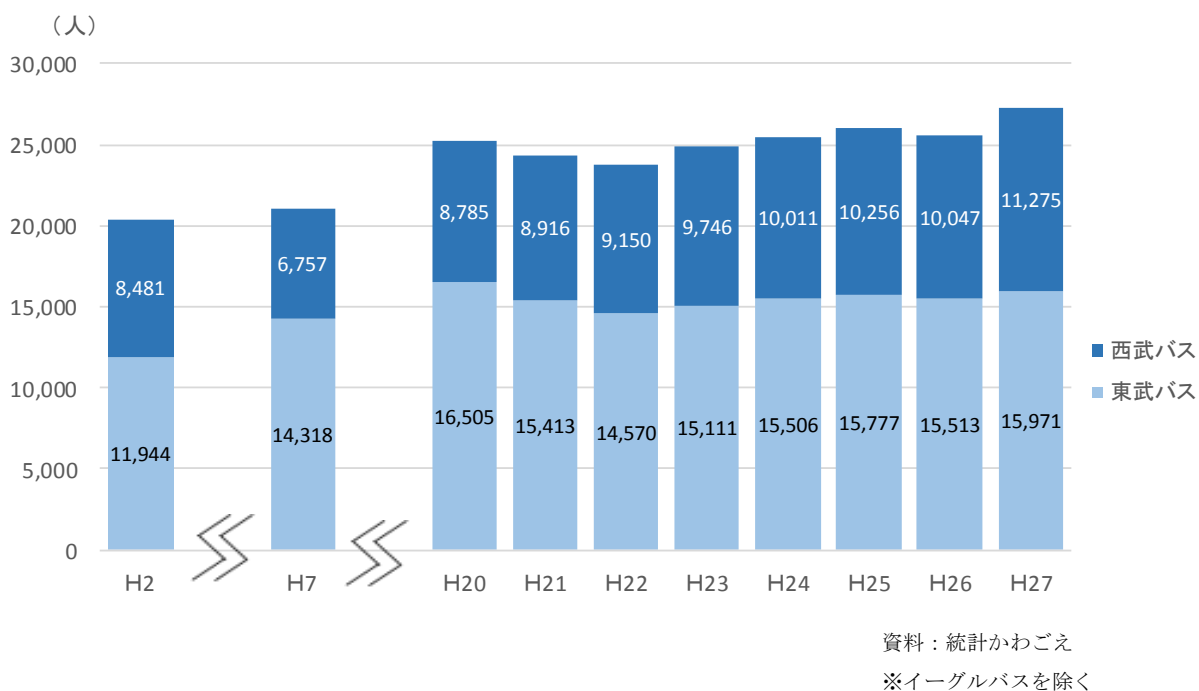


図 市内路線バスの一利用者数の推移

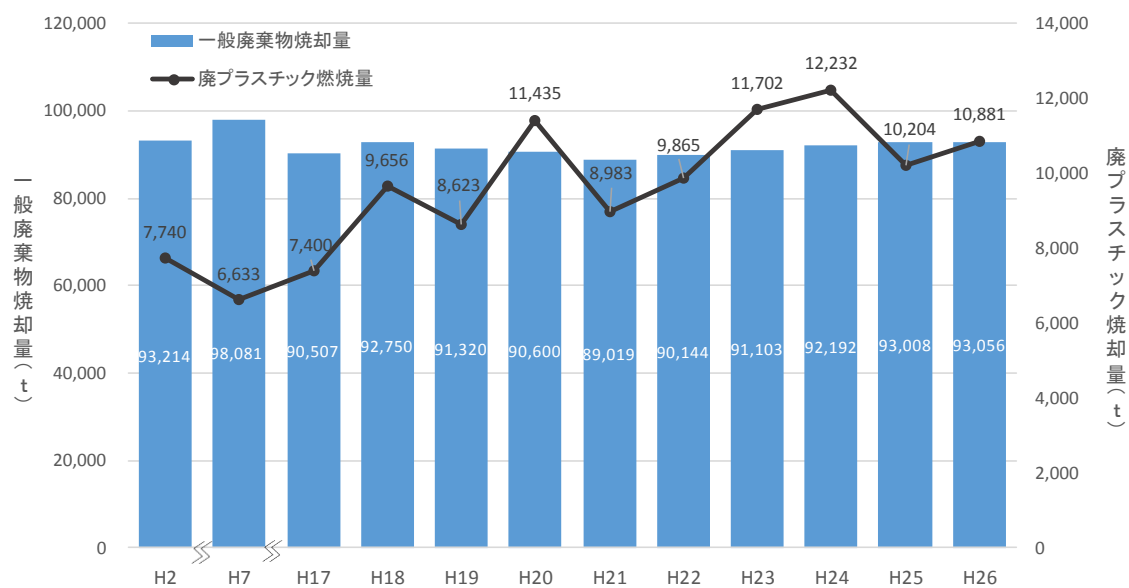


(6) 一般廃棄物の燃焼処理

一般廃棄物焼却量は横ばい、廃プラスチック焼却量は増加傾向

本市の一般廃棄物の焼却処理量は、ここ十数年ほぼ横ばいで推移しています。また、廃プラスチックの燃焼量については、変動はあるものの全体として増加傾向にあります。

図 一般廃棄物焼却量の推移



第4章

市域における温室効果ガスの 排出状況

第4章 市域における温室効果ガスの排出状況

4-1 温室効果ガスの排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（平成 29 年 3 月環境省）」に基づいた方法で算定しており、経済産業省の公表する「都道府県別エネルギー消費統計」等を利用しています。それらのデータの最新年が 2014 年度（平成 26 年度）であることから、今回の温室効果ガス排出量算定の現況年度は、2014 年度（平成 26 年度）に設定しています。

本市の 2014 年度（平成 26 年度）の温室効果ガス総排出量は、約 2,082 千 t-CO₂ です。1990 年からの推移を以下に示します。

- 本市の温室効果ガス総排出量は、1990 年(平成 2 年)※から 2014 年度（平成 26 年度）にかけて、約 31%増加。
- 2014 年度（平成 26 年度）における温室効果ガス排出量の内訳は、二酸化炭素が約 99%を占める。

※CO₂・CH₄・N₂O は 1990 年の値、HFC・PFC・SF₆・NF₃ は 1995 年の値

表 温室効果ガス排出量の推移

(単位：千 t-CO₂)

年度	1990 年※	2009	2010	2011	2012	2013	2014	1990 年 比増減率
二酸化炭素 (CO ₂)	1,449.6	1,754.0	1,793.5	2,037.8	2,156.5	2,203.5	2,058.5	42.0%
メタン (CH ₄)	4.1	2.7	2.3	2.4	2.3	2.3	2.4	-42.6%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	13.9	10.2	9.7	9.6	9.2	9.2	9.1	-34.3%
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	5.0	5.9	3.9	3.9	3.9	3.7	3.9	-22.4%
パーフルオロ カ ー ボ ン (PFC)	60.0	11.6	3.6	3.8	6.9	5.9	5.3	-91.1%
六フッ化硫黄 (SF ₆)	48.0	6.1	3.0	3.4	2.6	2.4	2.4	-95.1%
三フッ化窒素 (NF ₃)	3.5	1.2	0.4	0.4	0.8	0.4	0.4	-87.6%
合 計	1,584.1	1,791.7	1,816.5	2,061.3	2,182.2	2,227.3	2,082.0	31.4%

※CO₂・CH₄・N₂O は 1990 年の値、HFC・PFC・SF₆・NF₃ は 1995 年の値

図 温室効果ガスの内訳

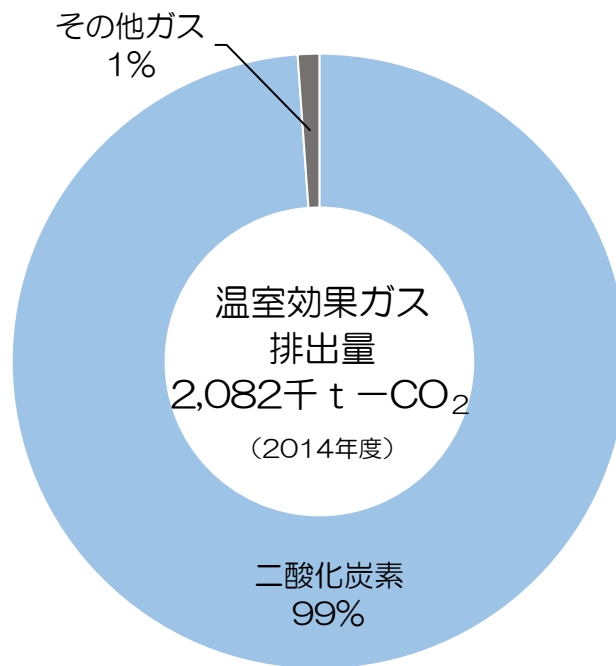
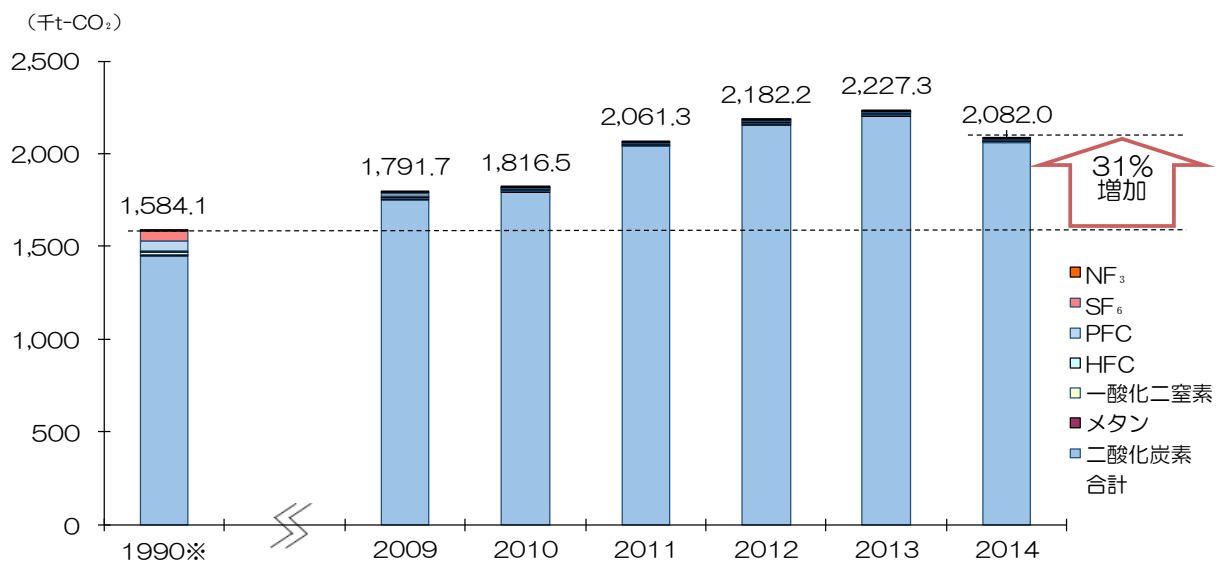


図 種類別温室効果ガス排出量の推移



※CO₂・CH₄・N₂Oは1990年の値、HFC・PFC・SF₆・NF₃は1995年の値

4-2 二酸化炭素排出量の現状

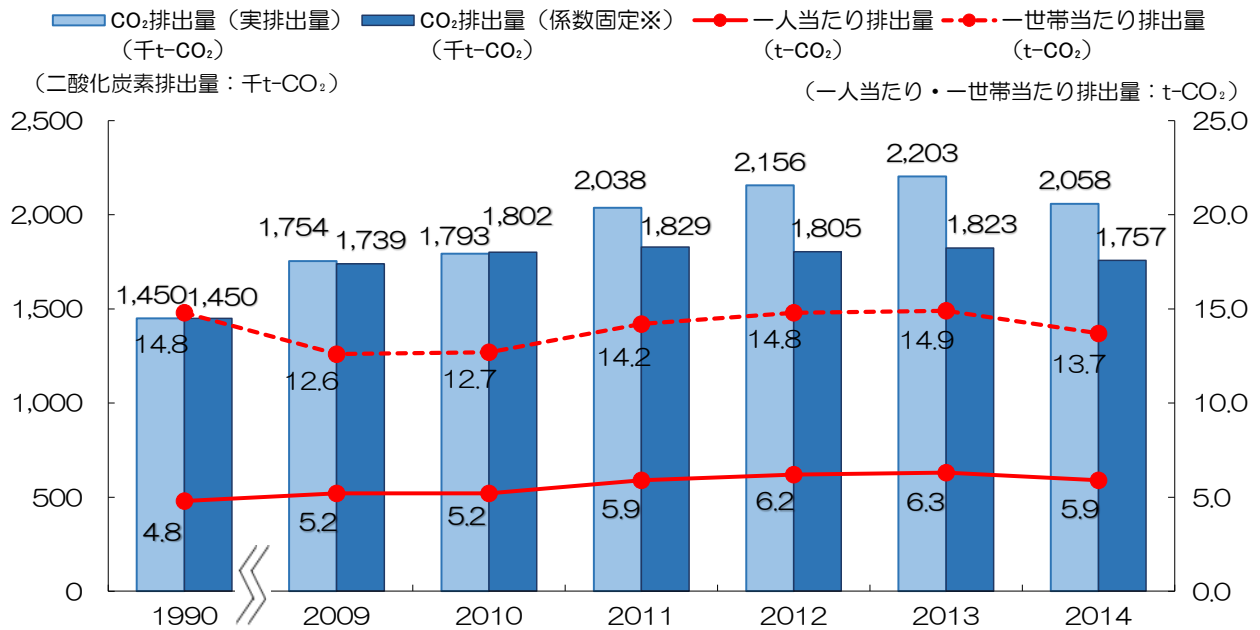
1990年（平成2年）から2014年度（平成26年度）の二酸化炭素排出量は、2013年度（平成25年度）が最も多くなっており、その後減少傾向で推移しています。これは、2011年（平成23年）の東日本大震災をきっかけに火力発電由来の電力量が増加（原子力発電所が停止）し、「二酸化炭素排出係数」が増加したことが背景にあります。

過去6年間の推移をみると1990年（平成2年）の値を上回っており、2014年度（平成26年度）では、約42%増加の2,058.5千t-CO₂となっています。

市民一人あたりの二酸化炭素排出量では、4.8t-CO₂から約23%増加の5.9t-CO₂となっています。一世帯あたりの排出量では、14.8t-CO₂から13.7t-CO₂と減少しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 本市の二酸化炭素排出量は、1990年（平成2年）から2014年度（平成26年度）にかけて、約42%増加。• 市民一人あたりの二酸化炭素排出量は、1990年（平成2年）から約23%増加。 |
|---|

図 二酸化炭素排出量の推移



※二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合の排出量

表 部門別二酸化炭素排出量の推移

(単位: 千t-CO₂)

年度		1990	2009	2010	2011	2012	2013	2014
エネルギー	産業部門	434	354	357	493	498	544	472
	産業部門 (共通部分)	1	4	5	5	6	6	6
	産業_農林業	0.7	1.7	1.7	1.5	1.7	1.7	1.8
	産業_建設業	49	29	31	33	36	34	33
	産業_製造業	382	319	320	454	454	501	431
	家庭部門	250	395	475	523	572	563	515
	業務部門	286	436	433	495	538	562	534
	運輸部門	447	542	498	492	508	502	498
	自動車(貨物)	196	195	194	186	187	192	197
	自動車(旅客)	240	335	293	293	306	295	286
鉄道	12	11	11	13	15	15	14	
廃棄物	一般廃棄物の焼却	21	24	27	32	34	28	30
	産業廃棄物の焼却	12	3	4	3	6	4	10
合計		1,450	1,754	1,793	2,038	2,156	2,203	2,058
(1990年を1とした場合の伸び率)		1.00	1.21	1.24	1.41	1.49	1.52	1.42
一人あたり排出量 (t-CO ₂)		4.80	5.20	5.20	5.90	6.20	6.30	5.90
一世帯あたり排出量 (t-CO ₂)		14.8	12.6	12.7	14.2	14.8	14.9	13.7

4-3 部門別の二酸化炭素排出量の推移

部門別では、業務部門からの排出量が最も多く全体の約 26%を占めています。次いで家庭部門が約 25%と多くなっています。

排出起源別（エネルギーの種類別）では、電力由来が約 1,202 千トンで全体の 58%を占め、化石燃料由来が約 816 千トン（40%）で、この2種で全体の 98%を占めています。

部門別の排出量の推移をみると、産業部門及び運輸部門は変動があるものの排出量は、ほぼ横ばい状態なのに対し、家庭部門、業務部門からの排出量は、1990 年（平成 2 年）に比べて大きく増加しています。

- ・家庭部門・業務部門からの排出量が大幅に増加し、総排出量増加の主要因となっている。
- ・産業部門・運輸部門からの排出量は、ほぼ横ばい。

図 部門別及び由来別二酸化炭素排出量

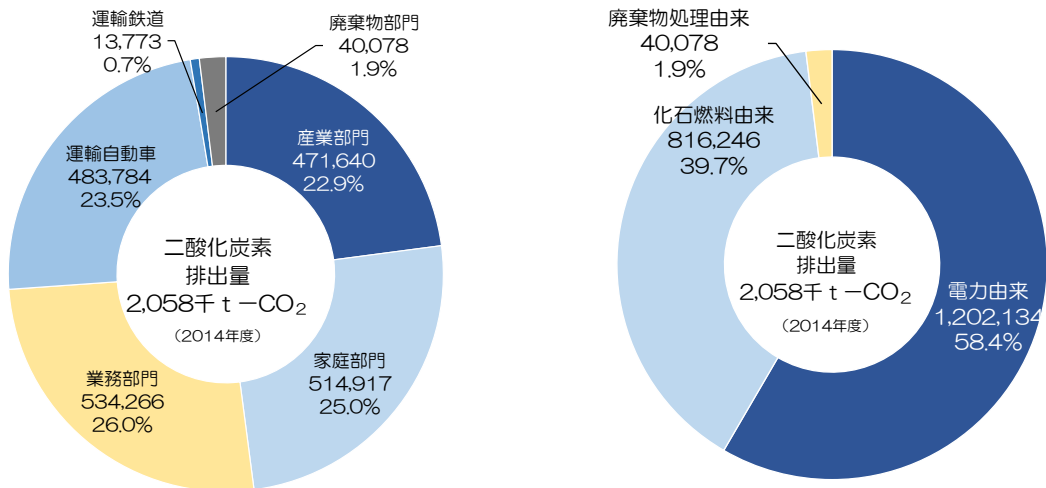
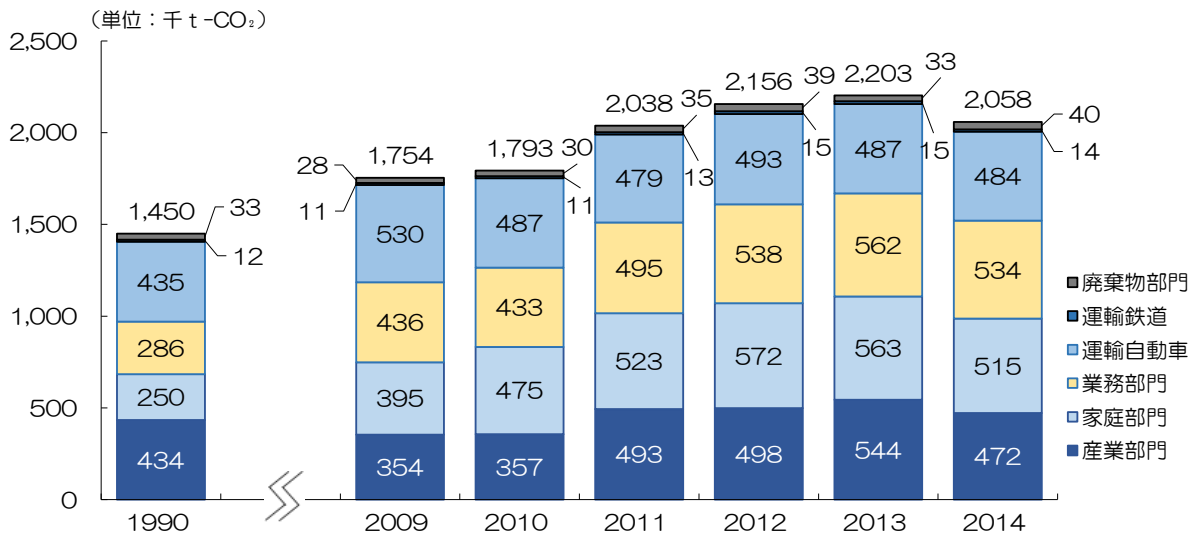


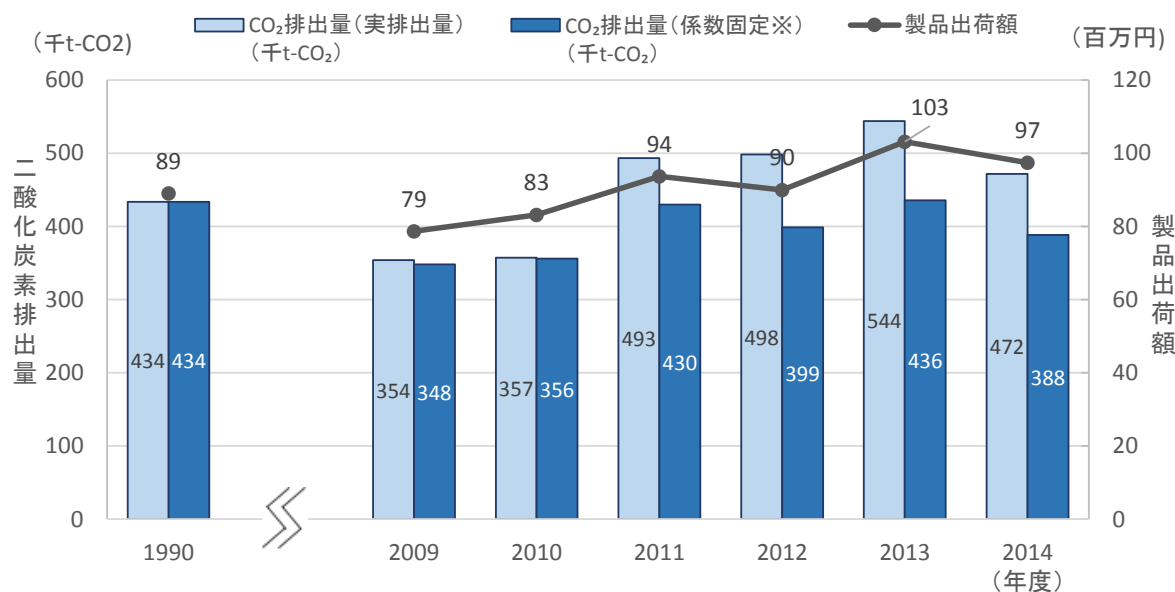
図 部門別二酸化炭素排出量の推移



(1) 産業部門

産業部門からの二酸化炭素排出量は、大半が製造業からの排出です。1990年と2014年度を比較すると約9%増加しています。二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合、近年の傾向では、2014年度の値は、1990年度の値を下回っています。

図 産業部門における二酸化炭素排出量の推移



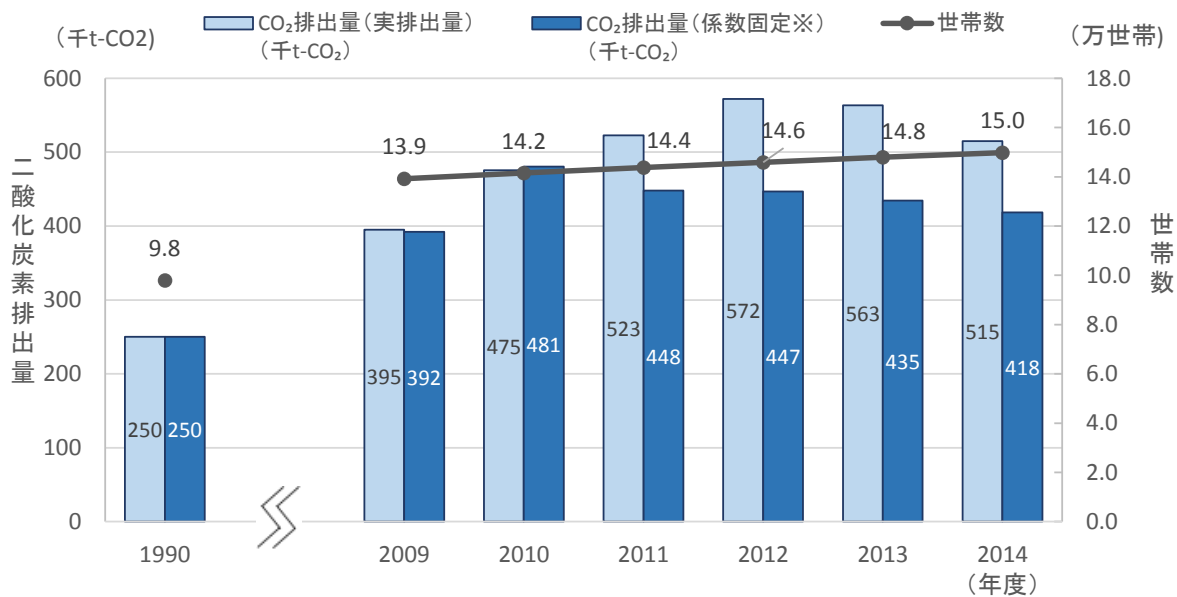
※二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合の排出量

(2) 家庭部門

家庭部門からの2014年度の二酸化炭素排出量は1990年から2倍以上になっています。二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合でも、2014年度の値は、1990年度の1.7倍となっています。

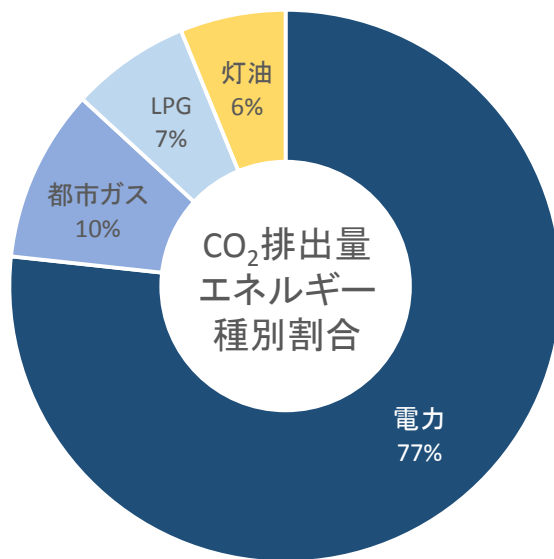
エネルギー別に見ると、電力使用による二酸化炭素排出量は2014年度で家庭全体の77%を占めています。次いで都市ガス(LPGを含む)によるものが17%、灯油によるものが6%になっています。

図 家庭部門における二酸化炭素排出量の推移



※二酸化炭素排出係数を 1990 年の値に固定した場合の排出量

図 家庭部門におけるエネルギー種別二酸化炭素排出割合 (2014 年度)

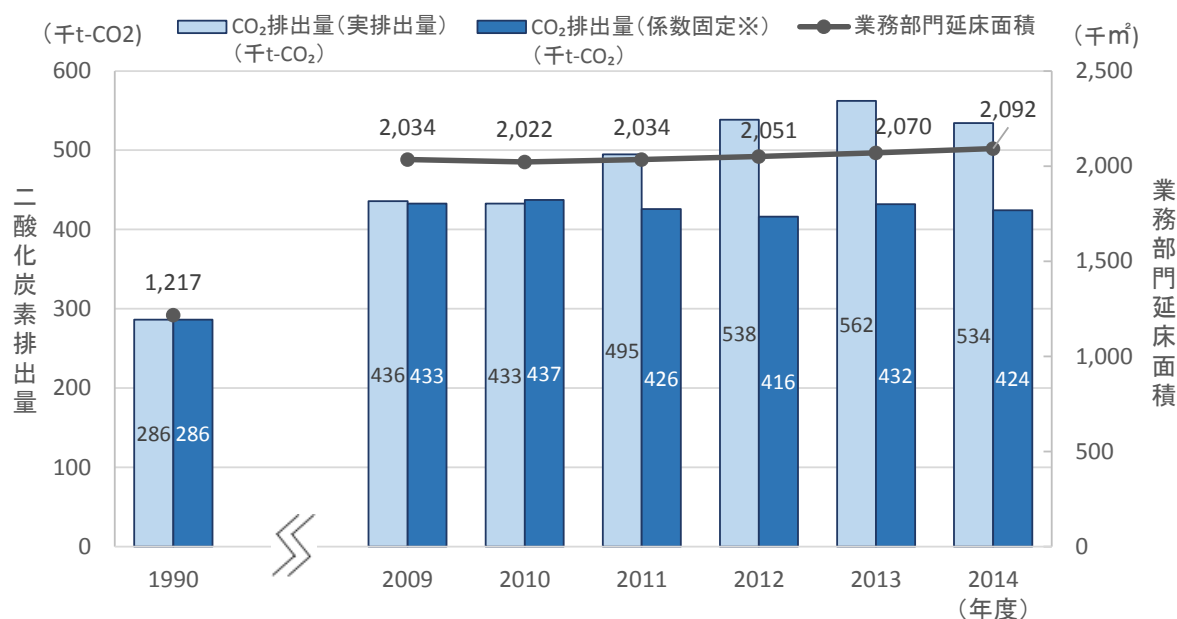


(3) 業務部門

業務部門からの2014年度の二酸化炭素排出量は1990年から1.9倍になっています。二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合でも、2014年度の値は、1990年度の1.5倍となっています。

この間、業務系建物床面積は1.7倍の増加となっています。また、産業構造のサービス化、ソフト化の進行により、第三次産業の占める割合が年々増加しています。

図 業務部門における二酸化炭素排出量の推移



※二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合の排出量

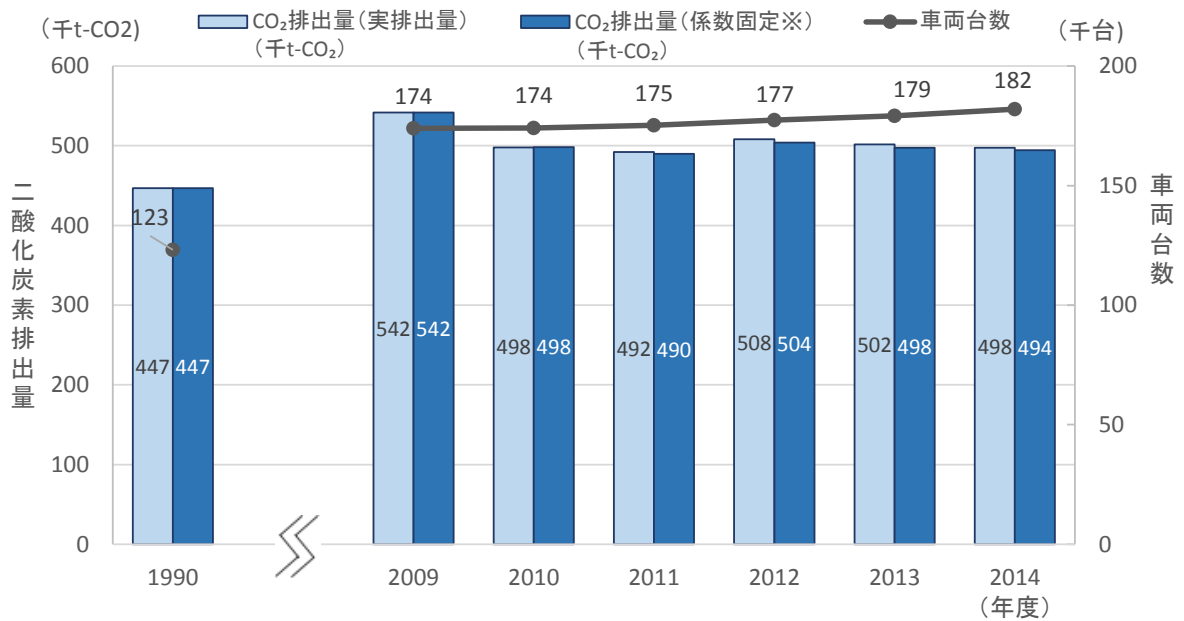
(4) 運輸部門

運輸部門からの2014年度の二酸化炭素排出量は1990年から1.1倍になっています。二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合もほぼ同様です。

エネルギー別に二酸化炭素排出量をみると、ガソリンは2009年度から2010年度にかけて減少しています。その他においては、ほぼ横ばいで推移しています。

用途別に二酸化炭素排出量をみると、2009年度以降は、営業用・自家用(事業系)は、ほぼ横ばいで推移しています。マイカーである自家用(家計利用寄与)は、2009年から2010年にかけて減少し、以降は横ばいで推移しています。

図 運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



※二酸化炭素排出係数を 1990 年の値に固定した場合の排出量

図 運輸部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移

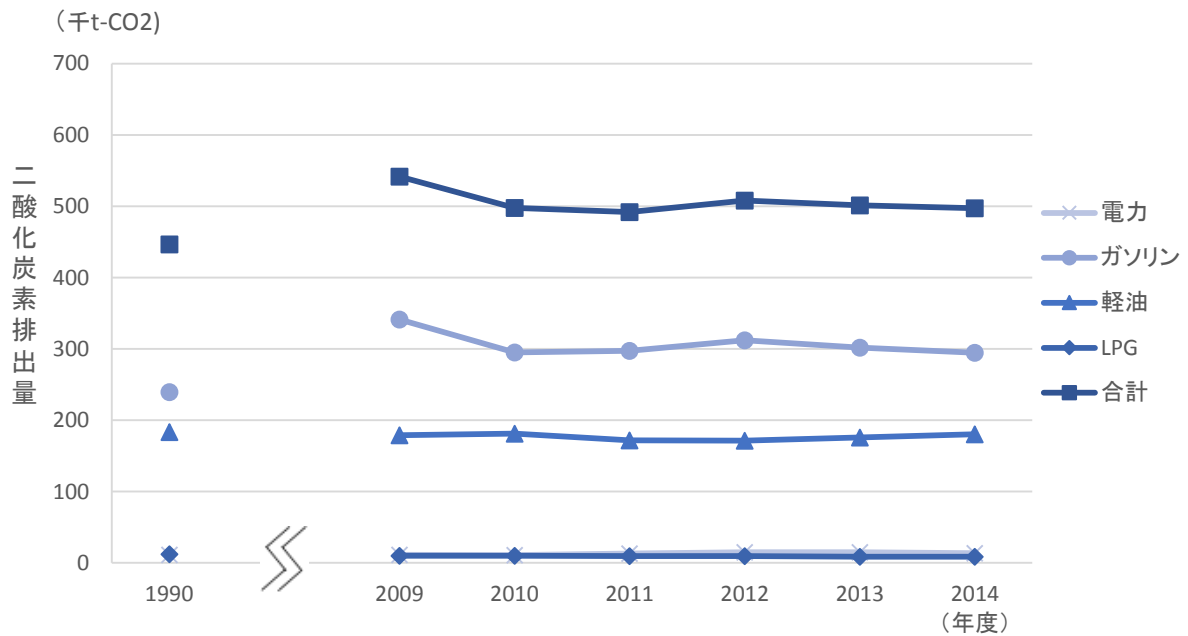
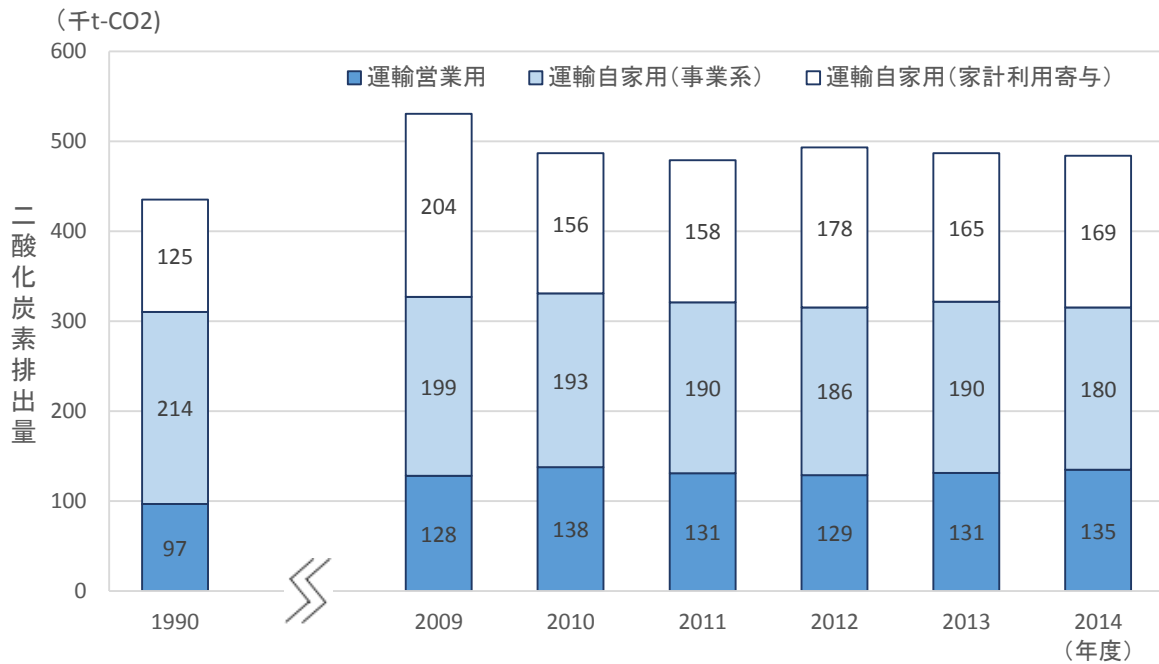


図 用途別二酸化炭素排出量の経年変化（自家用・営業用）

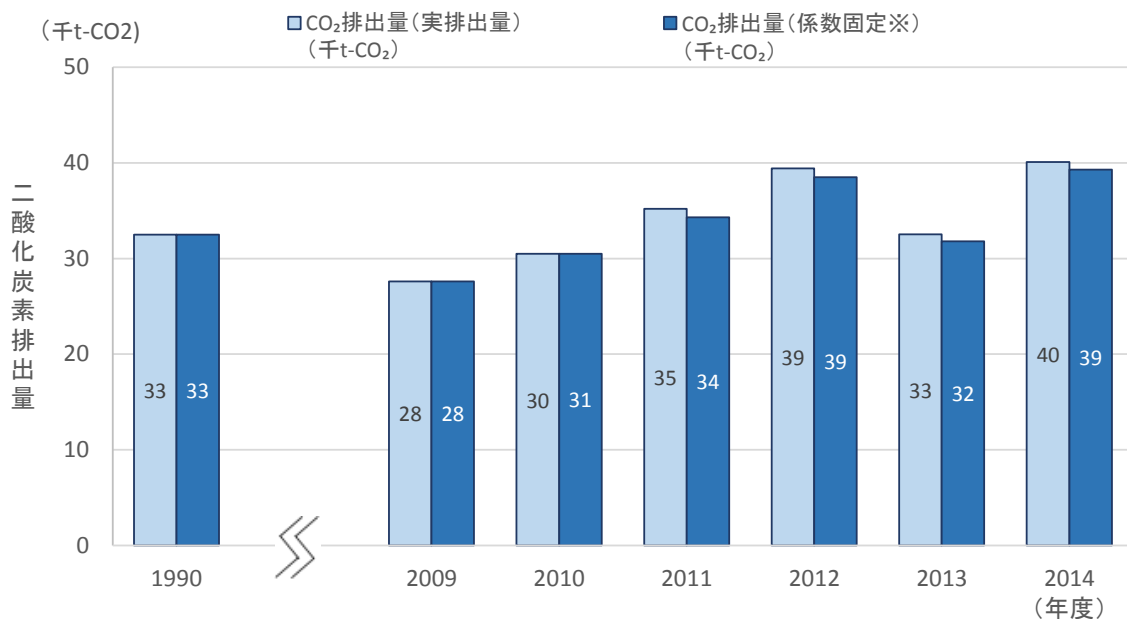


(5) 廃棄物部門

廃棄物に含まれるプラスチック類を焼却するときに発生する二酸化炭素排出量は、市域全体の2%程度で、2014年度は1990年から1.2倍になっています。

経年の傾向を見ると、2009年度から2012年度に1.4倍の増加となり、その後2013年度に一度減少したものの、2014年度には再び増加し40千t-CO₂となっています。

図 廃棄物部門における二酸化炭素排出量の推移



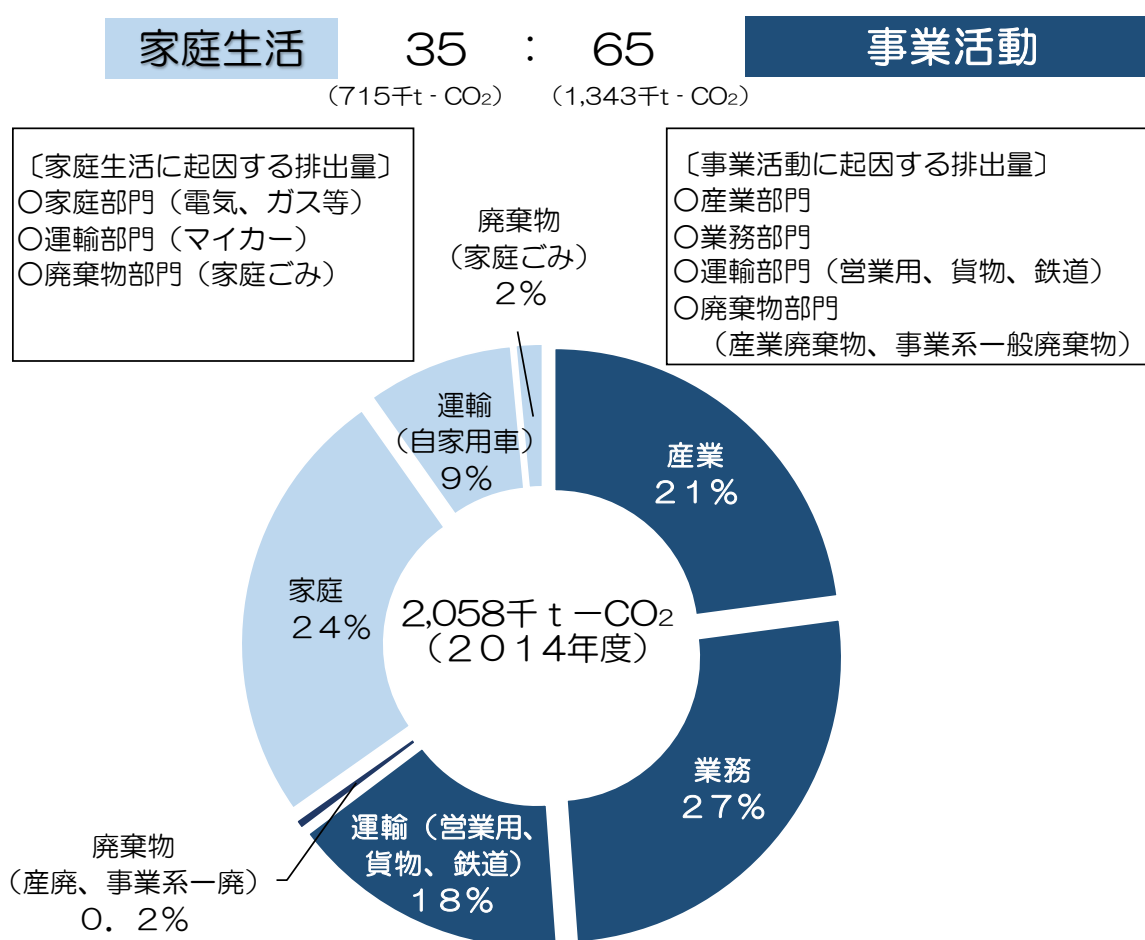
※二酸化炭素排出係数を1990年の値に固定した場合の排出量

4-4 主体別の二酸化炭素排出量

2014年度（平成26年度）における二酸化炭素排出量 2,058千t-CO₂を主体別に見ると、産業活動や事務所等の業務、営業車両等の業務活動に由来するものが約65%を占め、一般家庭や自家用車等市民生活に由来するものが約35%となっています。

- 排出状況を主体別にみると、事業活動に由来するものは約65%、市民生活に由来するものが約35%。

図 主体別二酸化炭素排出量

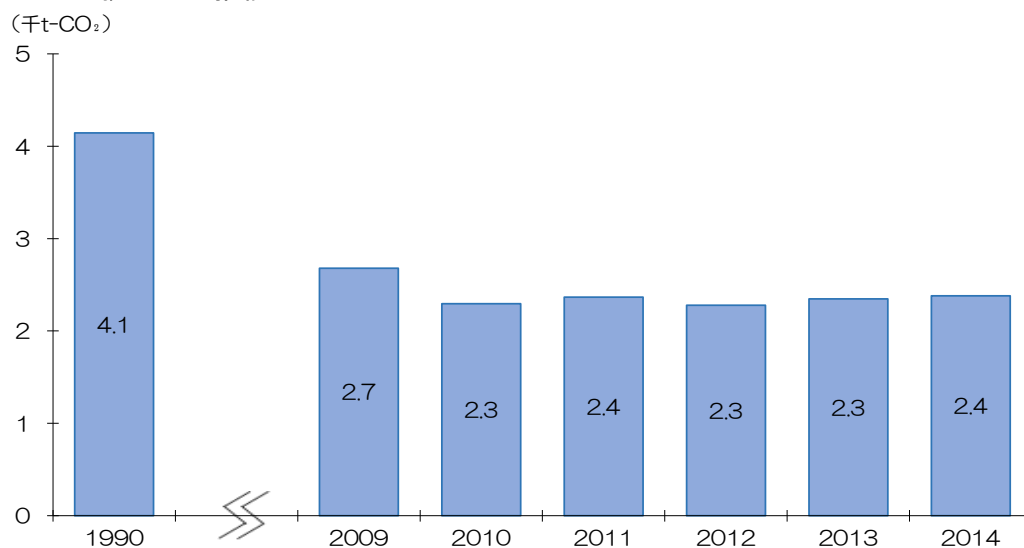


4-5 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の概要

(1)メタン (CH₄)

2014年度（平成26年度）における本市のメタン排出量は約2千t-CO₂で、温室効果ガス排出量の約0.1%を占めています。過去6年間においては、ほぼ横ばいで推移しています。

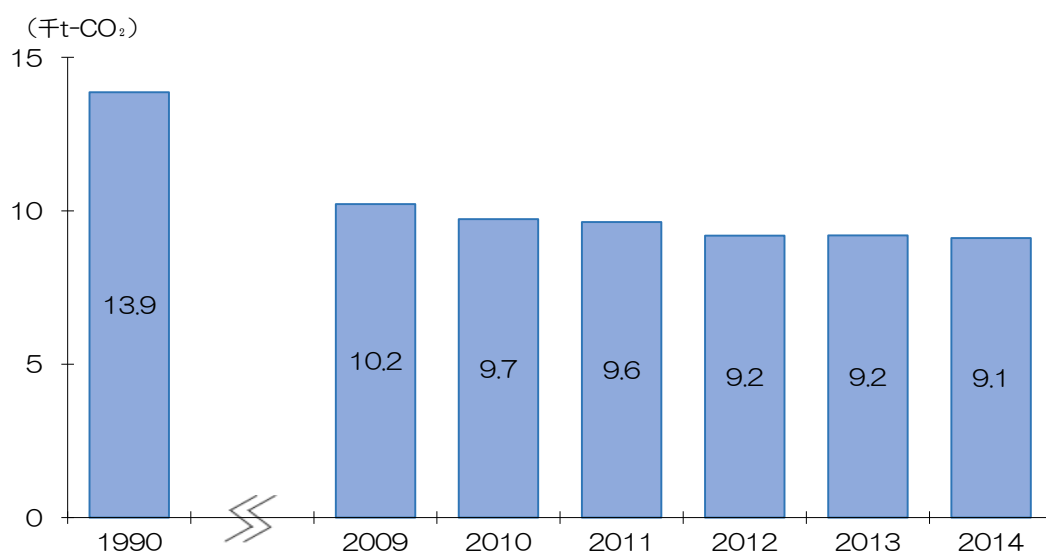
図 メタン排出量の推移



(2) 一酸化二窒素 (N₂O)

2014年度（平成26年度）における本市の一酸化二窒素排出量は、約9千t-CO₂であり、温室効果ガス排出量の約0.4%を占めています。主な排出源は、運輸部門（自動車）となっています。過去6年間においては、減少傾向を示しています。

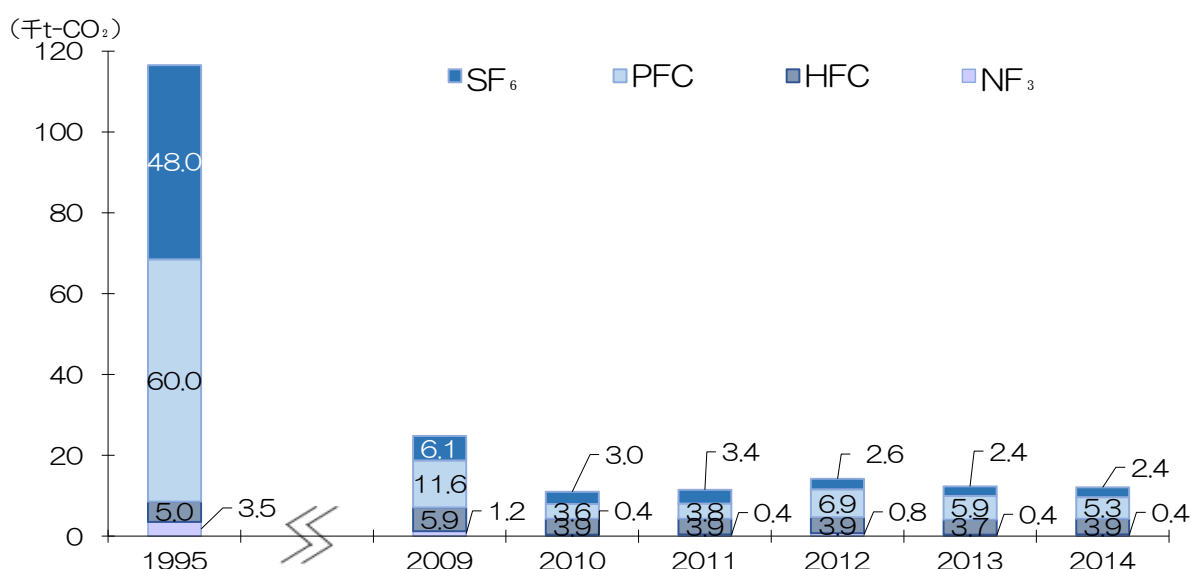
図 一酸化二窒素排出量の推移



(3) (ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、
六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃))

本市の4ガス排出量は、1995年(平成7年)には約117千t-CO₂でしたが、2014年度(平成26年度)では、約12千t-CO₂とその排出量は大きく減少しています。SF₆の減少は、電気絶縁ガスとしてのSF₆の回収率が高まり、排出量が減っていることが、減少の理由と考えられます。また、PFCの減少は、半導体製造時のPFC使用量の減少等により、半導体・液晶製造分野において排出量が減少したことが、減少の理由と考えられます。(引用：環境省 H24 温室効果ガス排出量)

図 ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、
六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)



二酸化炭素1トンってどのくらい？

本市の二酸化炭素の排出量は、205万8千トン(2014年度)です。そう言われても何だか想像がつかないという人がほとんどではないでしょうか。そこで、そもそも二酸化炭素1トンというのは、一体どれくらいなのか、もう少しイメージしやすい身近なものに例えてみたいと思います。



(二酸化炭素1トン分の例)

① 体積や容積で例える

⇒ サッカーボール(直径22cm)に置き換えると、約10万個分の体積に相当します。

⇒ 25mプール(縦25m×横13m×深さ1.2m)で、約1.4杯分の容積に相当します。

② 植物の吸収量に例える

⇒ 約72本のスギの木が、1年間に吸収する量に相当します。

なお、1トン分の二酸化炭素は、灯油をドラム缶で約270本分使用した際に発生する量になります。

4-6 温室効果ガス排出量の将来推計

対象ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）とし、部門別、種類別に算出しました。

推計にあたっては、今後、新たな地球温暖化対策が講じられず現行の対策が推進され続けると仮定し、また、二酸化炭素排出係数やエネルギー消費原単位が、今後も現況レベルのままで推移したと仮定したときの温室効果ガス排出量を推計しました。

各部門の排出量将来推計に用いた指標を以下に示します。

表 排出量将来推計に用いた指標

部門		活動量指標	備考	
二酸化炭素	産業	農業	第一次産業就業者数	総合計画の推計値（2015-2025）の傾向を基に 2030 年を推計
		建設業	建設業就業者数	総合計画の推計値（2015-2025）の傾向を基に 2030 年を推計
		製造業	製造品出荷額	2009 年以降（リーマンショック以降）の傾向を基に推計
	家庭	世帯数	総合計画の推計値（2015-2025）の傾向を基に 2030 年を推計	
	業務	業務系床面積	過去 10 年の傾向を基に推計	
	運輸	自動車	CO ₂ 排出量	過去 10 年の傾向を基に推計
		鉄道	電力消費量	過去 10 年の傾向を基に推計
	廃棄物	人口	人口ビジョンの将来人口	
メタン（CH ₄ ）		排出量	過去 10 年の傾向を基に推計	
一酸化二窒素（N ₂ O）		排出量	過去 10 年の傾向を基に推計	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）		排出量	過去 10 年の傾向を基に推計	
パーフルオロカーボン（PFC）		排出量	過去 5 年の傾向から平均値で推計	
六フッ化硫黄（SF ₆ ）		排出量	過去 5 年の傾向から平均値で推計	
三フッ化窒素（NF ₃ ）		排出量	最新値で固定（2013 年からの推計であり、過去のデータが少ないため）	

今後、新たな地球温暖化対策が講じられず現行の対策が推進され続けると仮定すると、市内から排出される温室効果ガスは、2030年度（平成42年）は約2,310千t-CO₂と2013年度（平成25年度）より約83千t-CO₂（約3.7%）の増加となります。

- ・目標年度（2030年度）における川越市からの温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）から約3.7%増加の見込み。

表 温室効果ガス排出量の将来推計

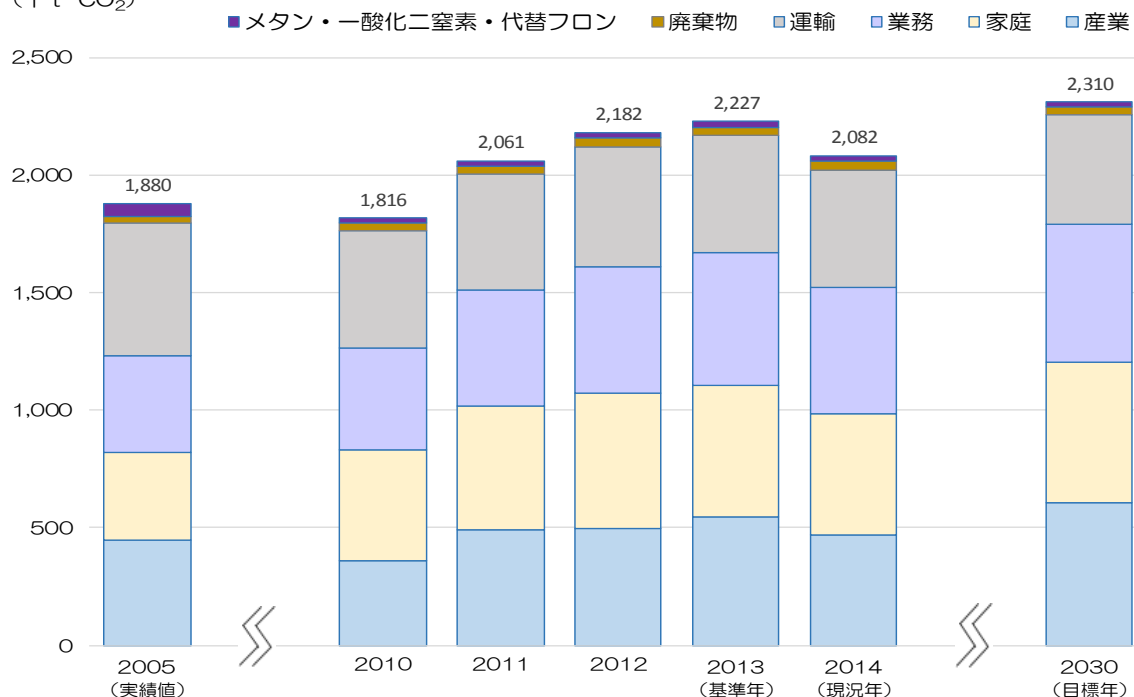
(千t-CO₂)

年度	1990※	2005 (実績値)	2010	2011	2012	2013 (基準年)	2014 (現況年)	2030 (目標年)	2013比
二酸化炭素	産業								
	農業	1	1	2	1	2	2	1	-23.6%
	建設業	49	33	31	33	36	34	27	-20.9%
	製造業	384	414	324	459	461	508	579	14.1%
	家庭	250	373	475	523	572	563	596	5.8%
	業務	286	411	433	495	538	562	589	4.7%
	交通								
	自動車	435	553	487	479	493	487	484	-7.3%
	鉄道	12	11	11	13	15	15	14	-4.2%
廃棄物	33	25	30	35	39	33	40	-1.6%	
小計	1,450	1,821	1,793	2,038	2,156	2,203	2,058	2,290	3.9%
メタン (CH ₄)	4	4	2	2	2	2	2	1	-40.3%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	14	13	10	10	9	9	9	8	-16.3%
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	5	7	4	4	4	4	4	2	-37.8%
パーフルオロ カーボン(PFC)	60	23	4	4	7	6	5	5	-12.8%
六フッ化硫黄 (SF ₆)	48	12	3	3	3	2	2	3	16.6%
三フッ化窒素 (NF ₃)	3.5	0.9	0.4	0.4	0.8	0.4	0.4	0.3	-27.4%
合計	1,584	1,880	1,816	2,061	2,182	2,227	2,082	2,310	3.7%

※CO₂・CH₄・N₂Oは1990年の値、HFC・PFC・SF₆・NF₃は1995年の値

図 温室効果ガス排出量将来推計

(千t-CO₂)



4-7 森林等による吸収量の取り扱い

森林等の吸収源の取り扱いとして、1990年（平成2年）以降に人為的な活動が行われている吸収源に限定し、吸収量として計上を行うことができるとされています。

本市では、1990年（平成2年）以降に行われた公園緑地や公共緑地、担保可能な民有緑地の創出といった植生回復、森林の適切な維持が行われた土地が比較的少ないと考えられます。また、このような土地での1990年（平成2年度）時点と現在の2時点における炭素固定量の変化を把握し、吸収量を算定することは困難です。したがって、本計画では吸収源対策による吸収量の算定は行っていません。

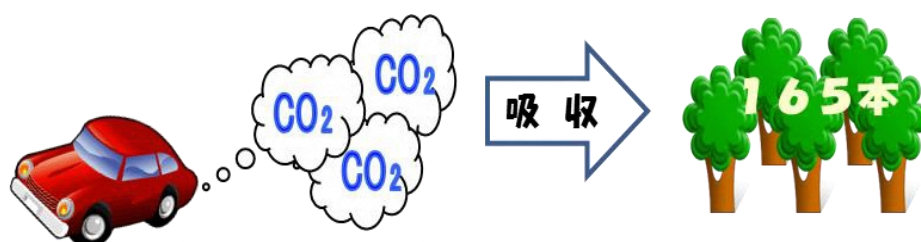
しかしながら、森林の整備や緑の保全・創出といった吸収源対策については、地球温暖化対策のみならず、ヒートアイランド現象の緩和や水源涵養、生態系の保全などの観点から、極めて重要であることは言うまでもありません。

そこで、本計画においては、吸収源対策による二酸化炭素の吸収効果は取り扱わないものの、国内の間伐材の活用促進や雑木林の保全等、市域で可能な森林吸収源対策を実施するとともに、森林以外の吸収源対策として、都市公園の整備等、都市緑化を進めていきます。

森林はどのくらい二酸化炭素を吸収しているの？

樹木が吸収し、蓄積する二酸化炭素量は、一本一本異なります。例えば、適切に手入れされている80年生のスギ人工林は、1haあたり約170トンの炭素を貯蔵しており、1本あたりでは、年間で平均約14kgのCO₂を吸収したことになります。

自動車1台（平均燃費10km/ℓ、年間走行距離1万km）から排出される二酸化炭素は、年間約2,300kg、これを吸収するには、スギの木が約165本も必要になります。



出典：林野庁資料

4-8 市民や事業者の意識・意向

(1) アンケート調査概要

平成 29 年度（2017 年度）に市民及び市内事業者の地球温暖化に対する意識や取組状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

■市民アンケート調査の概要

	郵送	WEB	合計
抽出方法	市内に住む 20 歳以上の市民から無作為抽出	市内に住む 20 歳以上 60 歳未満の市民	-
サンプル数	1,000 人	611 人	1,611 人
調査期間	平成 29 年 6 月 16 日～7 月 3 日	平成 29 年 6 月 30 日～7 月 4 日	-
調査方法	郵送配布・郵送回収	WEB	-
回収数 (回収率)	374 人 (37.4%)	611 人	985 人

■事業者アンケート調査の概要

抽出方法	市内の事業所から抽出
サンプル数	300 事業所
調査期間	平成 29 年 6 月 16 日～7 月 3 日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数 (回収率)	81 事業所 (27.0%)

【WEB アンケート調査について】

- 郵送式のアンケート調査では回収率が低くなる若年・ファミリー世代の回答を得ることを目的に WEB アンケート調査を実施。
- 調査対象は、WEB アンケート会社のモニター会員（川越市居住者）にアンケート依頼を一斉送信する形で実施。
- 20 歳以上 60 歳未満、600 サンプルの回収を目標に実施し、最終的には 611 サンプルを回収。

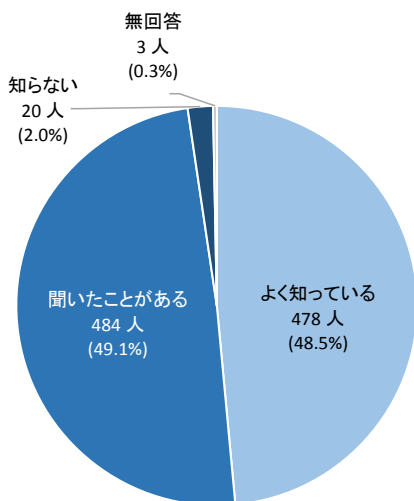
※WEB アンケートの仕組み：インターネットメールで送られてきた WEB 上の調査画面に、調査対象者自身でアクセスし回答する調査手法

(2) 市民アンケート調査結果の概要

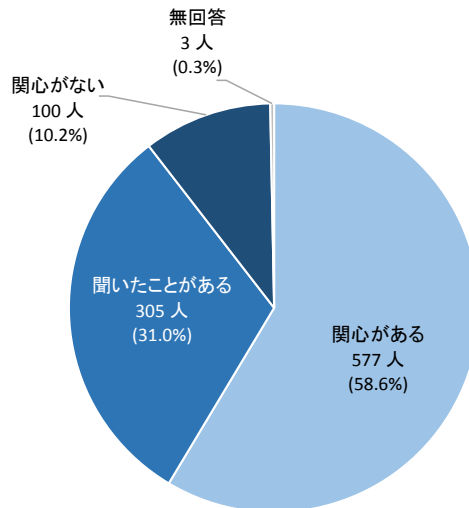
①地球温暖化に関する認知度・関心度

地球温暖化に関する認知度について、「地球温暖化をよく知っている」が48.5%、「聞いたことがある」が49.1%を占め、ほとんどの方が地球温暖化について認知されています。また、地球温暖化について「関心がある」と58.6%の方が回答しています。

地球温暖化についての認知度



地球温暖化についての関心度

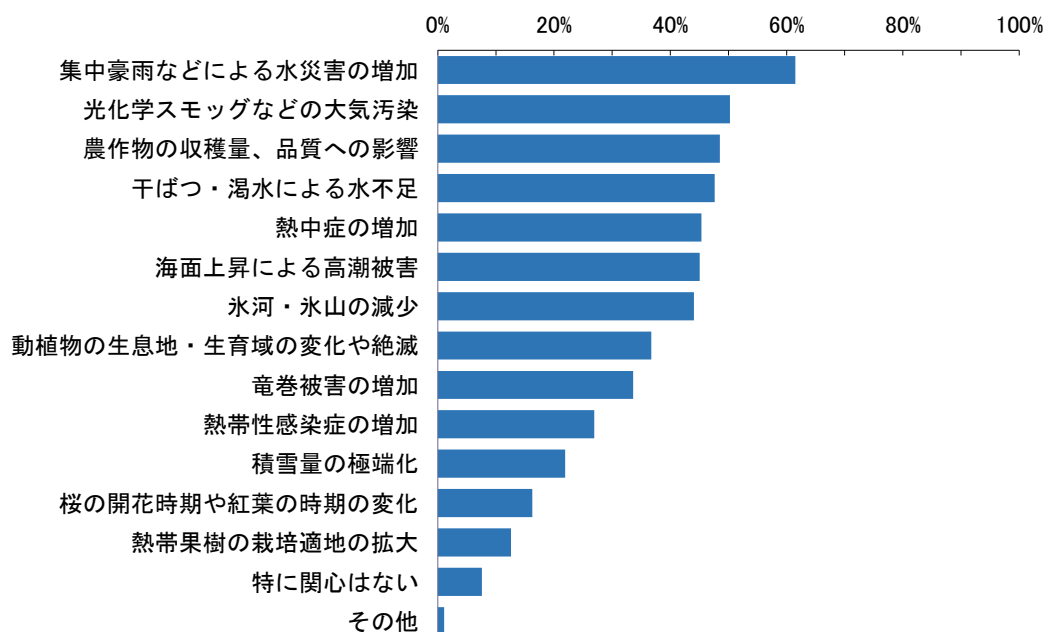


②地球温暖化の影響において関心がある事象

地球温暖化の影響としては、「集中豪雨などによる水災害の増加」を挙げる方が、全体の61.5%を占め、次いで、「光化学スモッグなどの大気汚染」が50.3%と多くなっています。一方、「特に関心はない」は7.6%となっており、多くの方が関心を持っているといえます。

地球温暖化の影響において関心がある事象

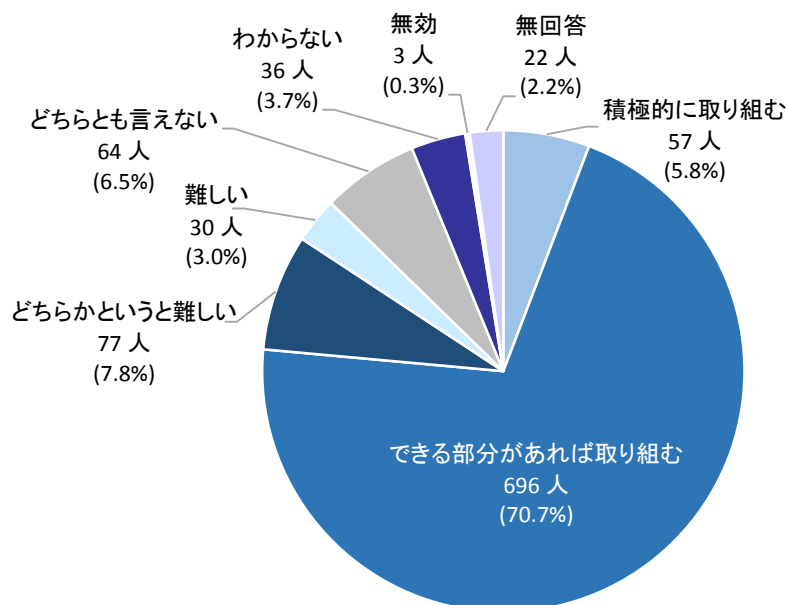
【複数回答可】



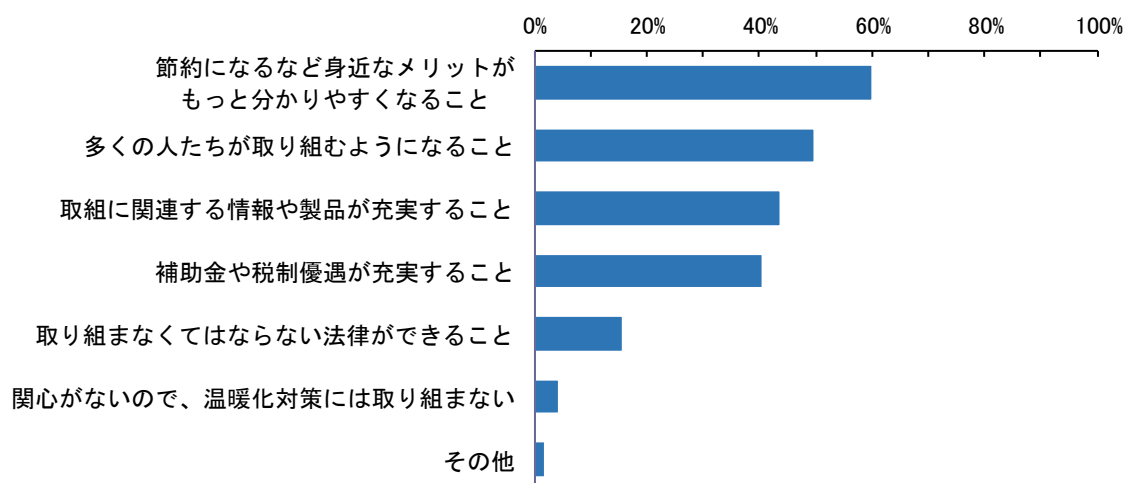
③地球温暖化対策に取り組むために

地球温暖化対策に関して、「できる部分があれば取り組む」が、全体の70.7%と大半を占め、「積極的に取り組む」(5.8%)も合わせ8割近い人が取り組む姿勢を示しています。現在よりも積極的に地球温暖化対策に取り組むために必要なこととしては、「節約になるなど身近なメリットがもっと分かりやすくなること」が最も多く、59.9%を占めています。次いで、「多くの人たちが取り組むようになること」の49.9%となっており、節約などのメリットを全面的に出していくことが重要であるといえます。

地球温暖化対策の取組姿勢



現在よりも積極的に取り組むために必要なこと【複数回答可】

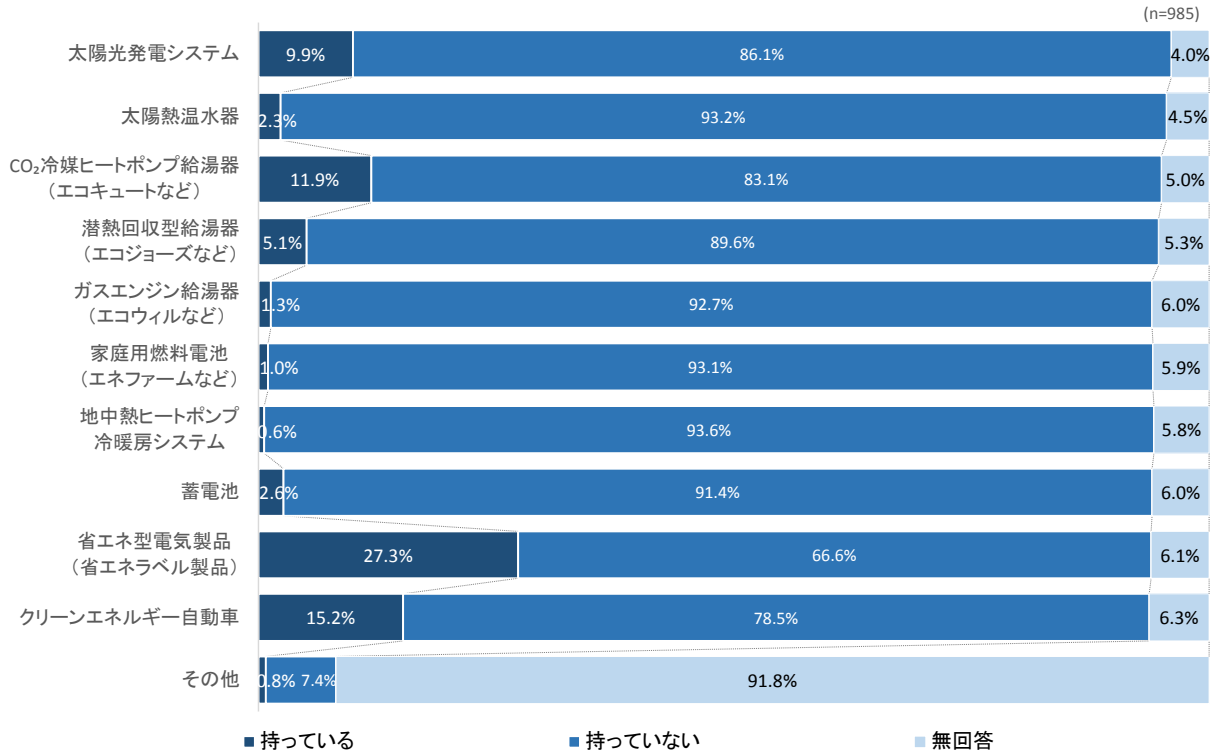


④地球温暖化対策に関連する機器等の購入

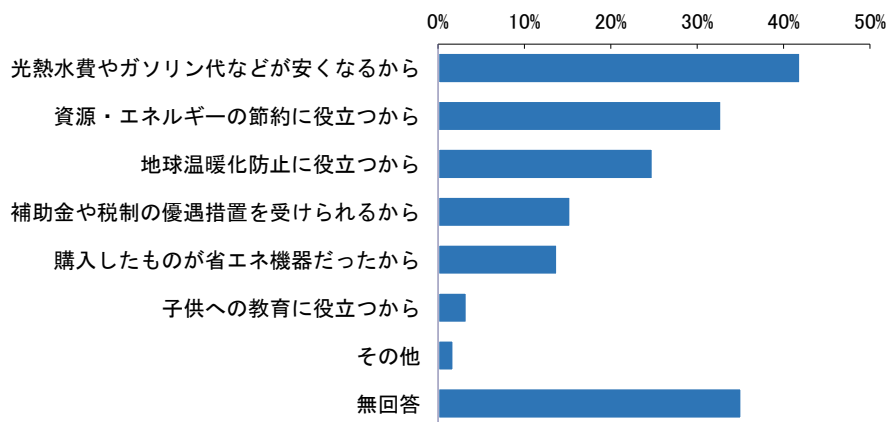
地球温暖化対策に関連する機器等の導入状況としては、「省エネ型電気製品」が27.3%と最も多く、次いで、「クリーンエネルギー自動車」15.2%、「太陽光発電」9.9%と多くなっています。今後の導入意向に関しても同様の傾向を示し、さらに防災の観点から蓄電池の購入意向が高くなっています。

また、地球温暖化対策に関連する機器等の購入のきっかけとしては、「光熱水費やガソリン代などが安くなるから」が41.9%と多く、また購入を検討する条件としては、「機器の値段がもっと安くなったら」が66.1%と最も多く、コスト面でのメリットや機器の低価格化が期待されています。

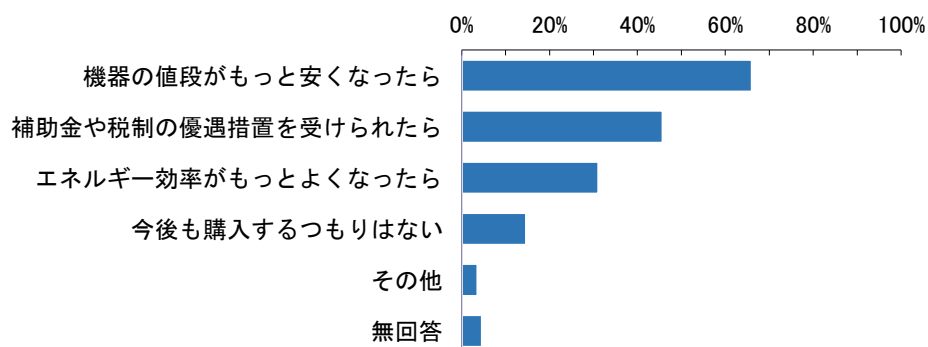
地球温暖化対策に関連する機器等の導入状況



地球温暖化対策に関連する機器等の購入 (もしくは購入する) きっかけ【複数回答可】

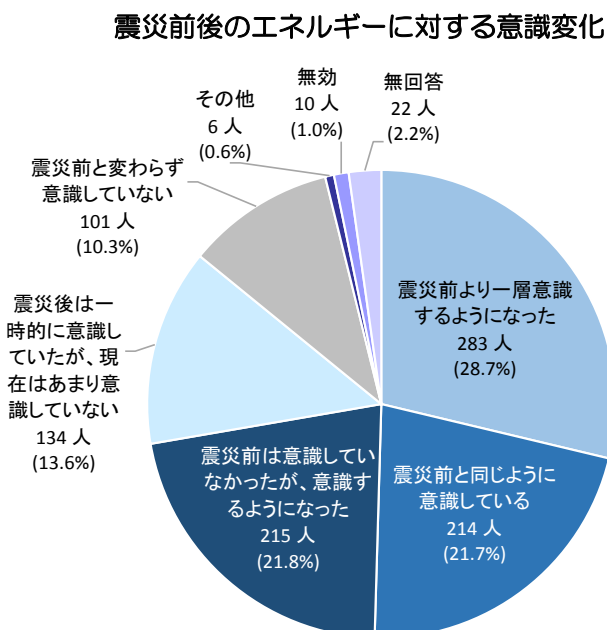


地球温暖化対策に関連する機器等の購入 を検討する条件【複数回答可】



⑤東日本大震災を経験によるエネルギーに対する意識の変化

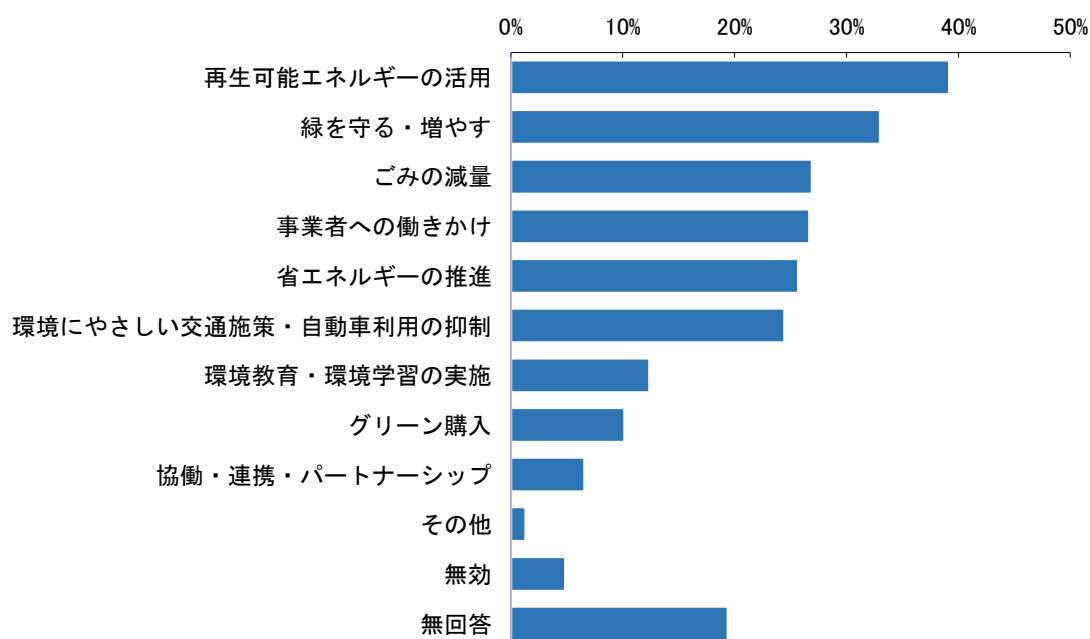
東日本大震災前後におけるエネルギーに対する意識の変化としては、「震災前より一層意識するようになった」が28.7%と最も多く、次いで「震災前は意識していなかったが、意識するようになった」が21.8%と多く、全体の約半数が震災を機に、よりエネルギーに対して意識するようになっています。



⑥市に期待すること

地球温暖化対策に関する川越市の取組については、「再生可能エネルギーの活用」が39.2%と最も多くなっています。次いで、「緑を守る・増やす」の33.0%が多くなっています。「再生可能エネルギー」、「緑化の推進」への取り組みに今後、期待しているといえます。

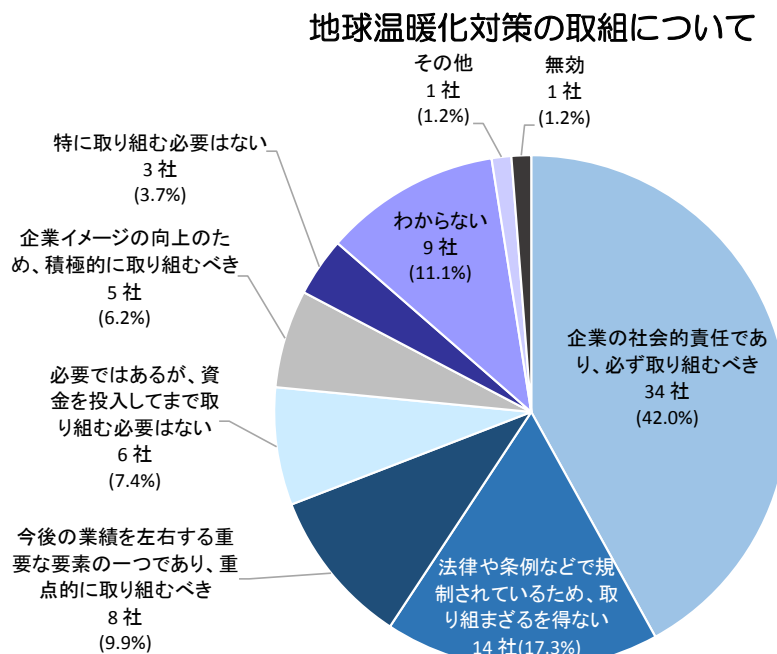
地球温暖化対策に関する川越市の取組について【3つまで回答】



(3) 事業者アンケート調査結果の概要

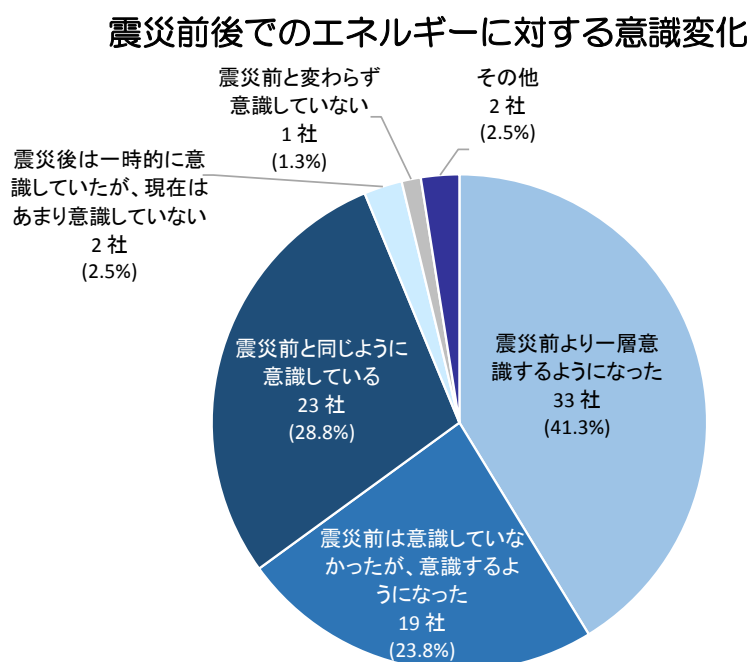
①地球温暖化対策の取組について

地球温暖化対策の取組は、「企業の社会的責任であり、必ず取り組むべき」と考える事業者が 42.0%と最も多く、次いで、「法律や条例などで規制されているため、取り組まざるを得ない」が 17.3%と多くなっています。



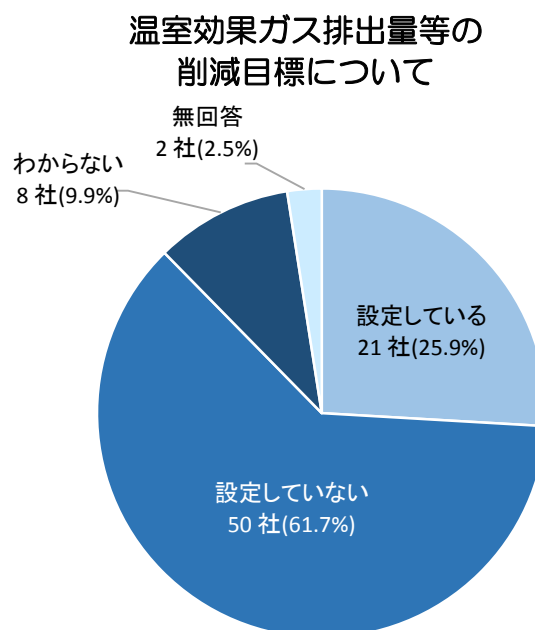
②東日本大震災を経験によるエネルギーに対する意識の変化

東日本大震災前後におけるエネルギーに対する意識の変化としては、「震災前より一層意識するようになった」が 41.3%と最も多くなっています。「震災前は意識していなかったが、意識するようになった」においても 23.8%と多く、全体の半数以上が震災を機によりエネルギーに対して意識するようになっています。



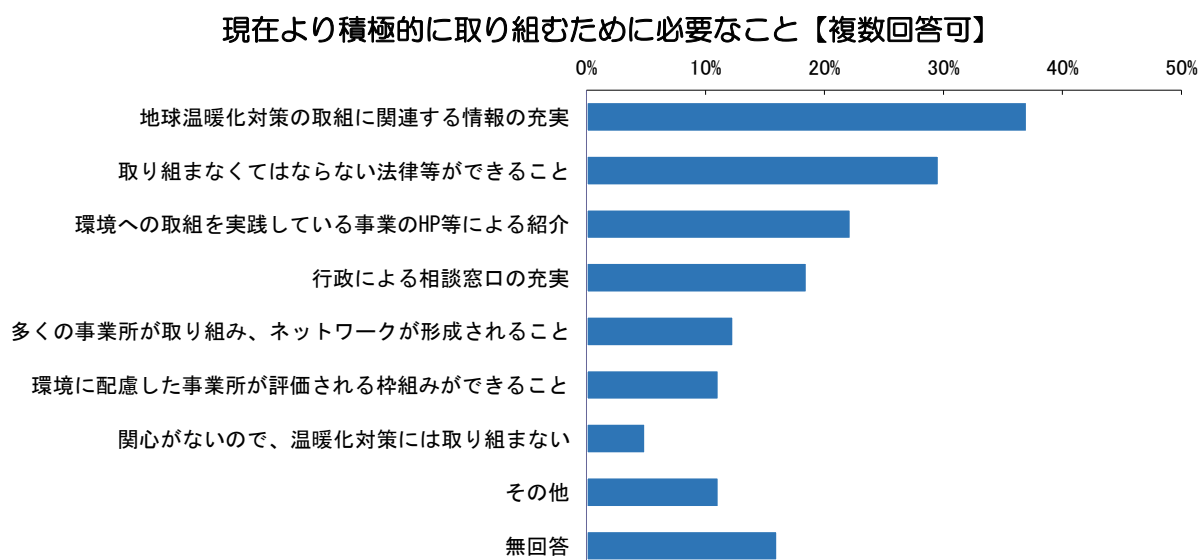
③温室効果ガス排出量等の削減目標

事業における温室効果ガス排出量等の削減目標は、「設定している」が25.9%に対し、「設定していない」が61.7%と多くなっています。特定排出事業者については、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定の削減目標が設定されているものの、中小企業においては、削減目標を設定していない事業者が多く見受けられます。



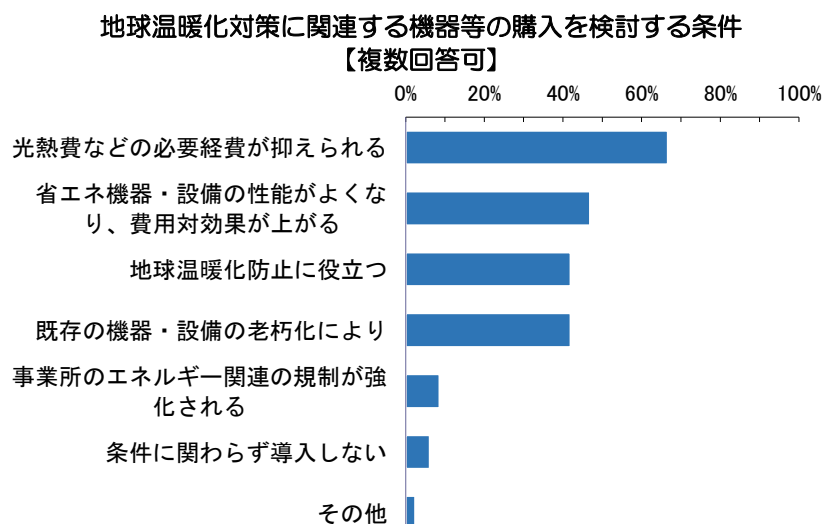
④地球温暖化対策に取り組むための条件

現在よりも積極的に地球温暖化対策に取り組むために必要なこととしては、「地球温暖化対策の取組に関する情報の充実」が最も多く、37.0%を占めています。次いで、「取り組まなくてはならない法律等ができること」が29.6%、「環境への取組を実践している事業のHP等による紹介」が22.2%となっています。取組の情報をより多くかつ実践的なものを提供していくことが必要とされています。



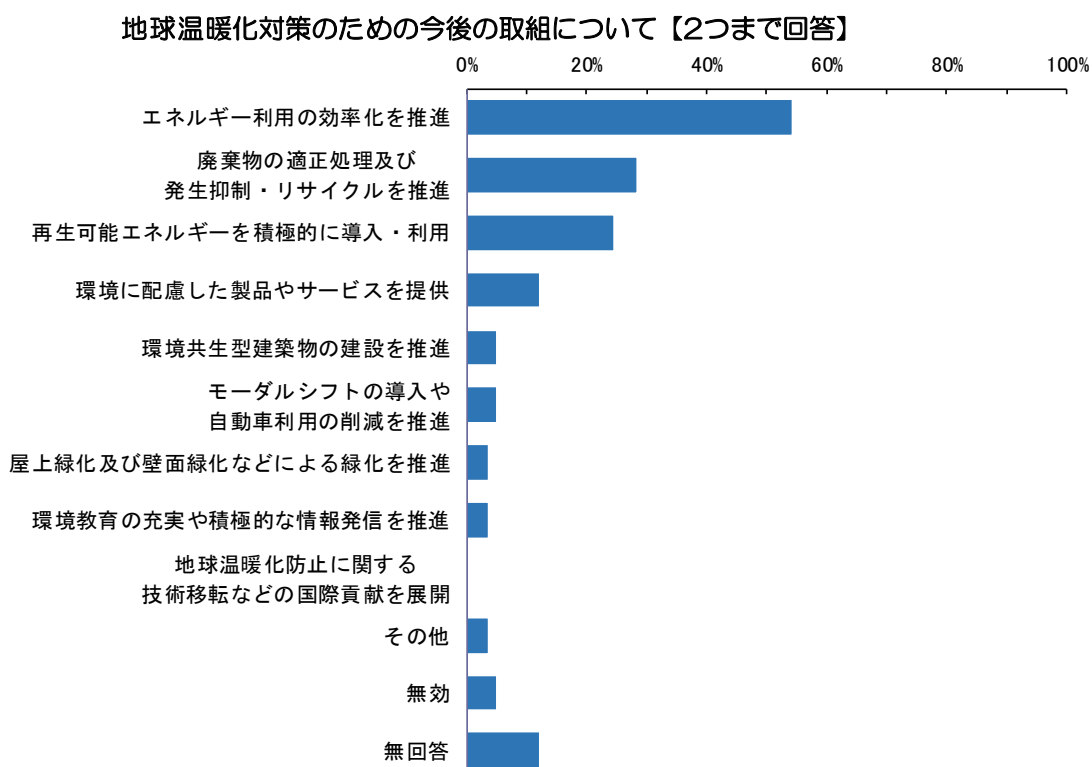
⑤地球温暖化対策に関連する機器等の導入

地球温暖化対策に関連する機器等の購入を検討する条件としては、「光熱費などの必要経費が抑えられる」が66.7%と最も多く半数以上の事業者が挙げています。



⑥地球温暖化対策のための今後の取組について

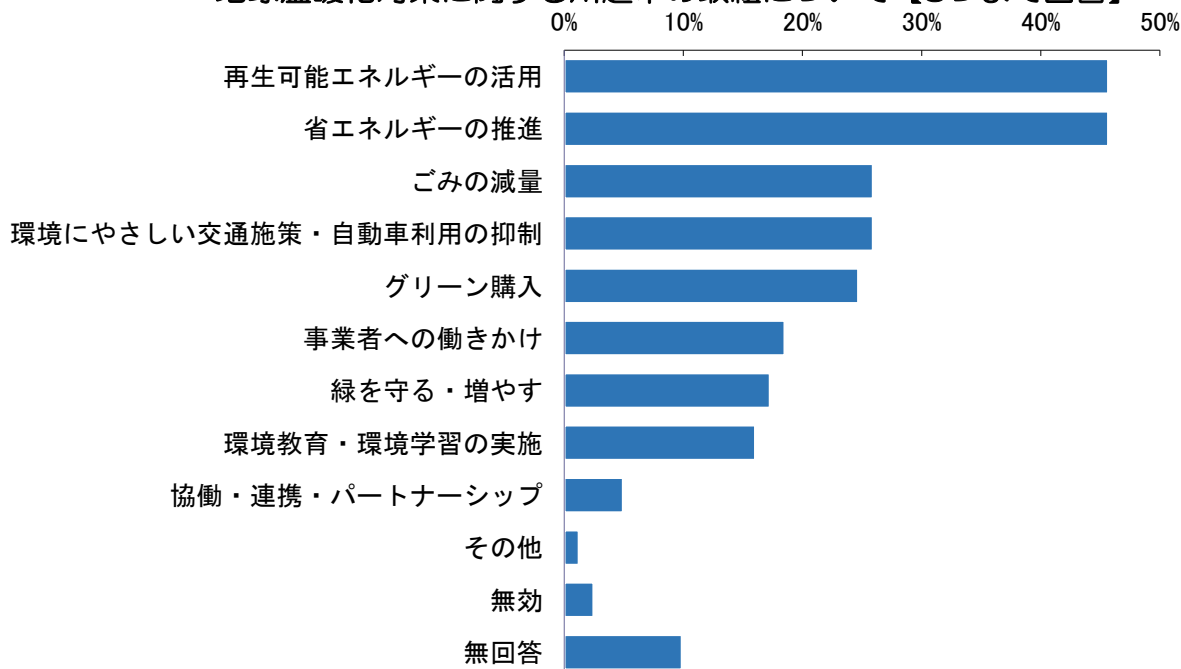
地球温暖化対策のための今後の取組としては、「エネルギー利用の効率化を推進」が最も多く、54.3%を占めています。次いで、「廃棄物の適正処理及び発生抑制・リサイクル推進」が28.4%、「再生可能エネルギーを積極的に導入・利用」の24.7%となっています。



⑦市に期待すること

地球温暖化対策に関する川越市の取組としては、「再生可能エネルギーの活用」「省エネルギーの推進」が最も多く、45.7%を占めています。次いで、「ごみの減量」「環境にやさしい交通施策・自動車利用の抑制」の25.9%となっています。市民アンケート、事業者アンケートともに、同じような意見が上位を占めています。

地球温暖化対策に関する川越市の取組について【3つまで回答】



二酸化炭素排出量の算定上の区分（部門）

二酸化炭素の排出量は、まず、エネルギーの使用に伴い発生する「エネルギー起源の二酸化炭素」と、それ以外の「非エネルギー起源の二酸化炭素」に分けられます。

① エネルギー起源の二酸化炭素の区分

エネルギー起源の二酸化炭素の排出量は、通常「エネルギー転換部門」「産業部門」「家庭部門（民生家庭部門）」「業務部門（民生業務部門）」「運輸部門」に区分されます。

エネルギー転換部門	電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者の自家消費に伴う排出
産業部門	製造業、鉱業、建設業、農林水産業の活動に伴う排出
家庭部門	家庭での活動に伴う排出
業務部門	サービス業関連産業や公的機関等に活動に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道、船舶、航空等による輸送に伴う排出

例えば、ある世帯からの二酸化炭素排出も、家での冷暖房使用や家電製品使用、給湯などに伴う排出は、家庭部門、自動車の使用に伴う排出は、運輸部門にそれぞれ計上されることとなります。

また、同一企業からの二酸化炭素排出であっても、工場での生産活動に伴う排出は、産業部門、輸配送や通勤に伴う排出は、運輸部門、オフィスでの業務活動に伴う排出は、業務部門にそれぞれ計上されることとなります。

② 非エネルギー起源の二酸化炭素の区分

非エネルギー起源の二酸化炭素の排出量は、「工業プロセス※（石灰石消費等）」、「廃棄物（廃プラスチック、廃油の焼却）」、「燃料からの漏出」に区分されます。

※本市では、「工業プロセス」「燃料からの漏出」については該当がないか極めて微小であると考えられるため算定対象外としています。

4-9 各部門の特徴と課題

温室効果ガス排出量の算定・分析結果やアンケート調査の結果を踏まえ、温室効果ガスの約99%を占める二酸化炭素の削減に向けた排出部門毎の主な特徴と課題を示します。

■各部門の主な特徴と課題

部 門	各部門の主な特徴と課題
【全体傾向】	本市の二酸化炭素排出量は、1990年から2014年度にかけて約42%増加しています。二酸化炭素排出量の多くを占める家庭、業務の大幅な排出量の増加が原因として挙げられます。 市民1人あたりの二酸化炭素排出量は、1990年に比べ約23%増加しています。
【産業部門】 主に農業や建設業、製造業等におけるエネルギー消費に伴い排出される温室効果ガス	産業部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約23%を占め、1990年から変動はあるもののほぼ横ばいで推移しています。市内には大規模な工業団地があり、県下有数の工業都市です。今後も工場誘致を進め工業集積を図っていく方針であり、この動向を踏まえた地球温暖化対策の立案が必要です。
【家庭部門】 主に家庭における電気、ガス、石油系燃料等、燃料の燃焼（消費）に伴って排出される温室効果ガス	家庭部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約25%を占めています。エネルギー別に見ると電力が大半を占めています。1990年当時と現在を比較すると洗濯機、冷蔵庫、エアコンや照明器具等の家電製品はトップランナー方式により省エネ化が格段に進む一方、パソコン、テレビやDVD等のデジタル家電の家庭への普及が急速に進んでおり、これらの消費電力の増加が要因であると同時に、都心への交通が便利な立地環境のため人口増加が続いている事も大きな要因となっています。 多くの家電製品に囲まれて暮らしている現在、それら家電製品の省エネ化はもちろんのこと、日常における細かな節電の積み重ねが重要となります。
【業務部門】 主に事業所や商業施設等で給湯、厨房、暖房、冷房、動力、照明に必要な電気、ガス、石油系燃料等、燃料の燃焼（消費）に伴って排出される温室効果ガス	業務部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約26%を占めています。1990年から比べ約87%と大幅に増加しています。 産業構造のサービス化・ソフト化の進行とともに、本市は中核市・業務核都市として県南西部地域の中心的役割を担っていることから、官公庁やサービス業等の第三次産業に従事する人の割合が増えています。それに伴い業務部門の延床面積についても1990年と比較すると約68%増えています。また、IT化がより一層すすみ一般家庭同様、電力に依存する傾向がますます高くなると考えられることから、今後も排出量の増加傾向が続くと見られるため、重点的な取組が必要です。 なお、市役所も大量のエネルギーや資源を消費する市内最大規模の事業所であることから、引き続き「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組を進めていきます。
【運輸部門】 自動車／自家用車や営業用車の走行等に伴って排出される温室効果ガス 鉄道／川越市内を走る鉄道の走行に伴い排出される温室効果ガス	運輸部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約24%を占めており、その大半は自動車からの排出です。変動はあるものの2014年は1990年から比べ約11%増加しています。マイカーに依存したライフスタイルの定着が運輸部門の排出量の増加の要因と推測できます。 市内には、都心へ直接アクセスが可能なJR川越線、東武東上線、西武新宿線の3路線があり、主に通勤や通学に利用されています。本市は、鉄道利便性が非常に高い都市といえます。二酸化炭素排出量の少ない鉄道の一層の利用促進が求められます。 市内には、関越自動車道や国道16号、254号などの主要幹線道路が通っており、物流貨物などの通過交通にも対応した取組や施策の立案が必要です。 本市には、年間700万人もの観光客が訪れますが、うち約4割は自家用車で訪れています。地球温暖化対策のため、マイカー利用の抑制を呼びかけていくことが必要です。
【廃棄物部門】 廃棄物の焼却処理に伴って排出される温室効果ガス	廃棄物部門からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素全体の約2%を占めています。変動はあるものの2014年度は1990年から比べ約21%増加しています。 今後も引き続き、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった「3R」の取組の推進や各種リサイクル法に基づく取組の徹底などにより、家庭や事業所から出される廃棄物の焼却量を削減していくことが必要です。

第5章

計画の目標

第5章 計画の目標

5-1 持続可能な社会と低炭素社会

私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動によって、地球に過剰な負荷をかけた結果、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊といった危機に直面しています。恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、「持続可能な社会」への転換が求められています。

そのためには、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会」という持続可能な社会の3つの側面からの取組が必要です。

5-2 「低炭素都市」実現に向けた展望

国全体の温室効果ガス削減の中期目標である「2030年度(平成42年度)までに2013年度(平成25年度)比26%削減」を踏まえ、計画期間である2018年度(平成30年度)から2030年度(平成42年度)までの13年間において、積極的な施策の進展による温室効果ガスの大幅な削減を図り、低炭素都市を実現することを目指します。

5-3 本市が目指す低炭素都市としての将来像

(1) 将来像

「第三次川越市環境基本計画」においては、「望ましい環境像」の実現に向けた5つの環境目標の中の1つに、「地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します(環境目標1)」を掲げています。

この環境目標の理念を地球温暖化対策という側面から具体化する目指すべき将来像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次川越市総合計画や第三次川越市環境基本計画との整合を図りながら、併せて長期的展望を踏まえ、次のとおりとします。

**「みんなでつくる、豊かさを実感できる
二酸化炭素排出の少ないまち」**

(2) 基本理念

本将来像は、「低炭素社会」と密接に関わり合う「循環型社会」及び「自然共生社会」の側面を考慮し、以下の事項をその基本理念とします。

① 二酸化炭素の排出が最小限であること

経済発展や生活の質を維持・向上させながらも、地球温暖化を防止し、恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継いでいくためには、私たちの活動から排出される二酸化炭素が最小限に抑えられることが必要です。そのために、日々の暮らしから、事業活動のあり方にいたる経済社会のあらゆる場面で地球温暖化対策への配慮がなされている必要があります。私たち一人ひとりが意識を変え、皆で一丸となって行動を起こさなくてはなりません。

② 「もったいない」の心を大切にすること

モノやエネルギーの大量消費による物質的な豊かさを追い求めるのではなく、心の豊かさを大切にすることが重要です。日本の精神文化である「もったいない」の心が生かされ、物を大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルを定着させていくことが、豊かさの実感と二酸化炭素排出の抑制の両立につながります。

③ 自然とともに生きること

本市は、生活の中に息づく武蔵野の雑木林や伊佐沼、新河岸川等、恵まれた自然と良好な関係を保ちながら発展を続けてきました。こうした自然は、私たちの心にうるおいや安らぎを与えてくれるものであり、豊かな暮らしに欠かせません。また、植物の光合成により二酸化炭素を吸収する働きもあり、豊かさの実感を伴いつつ、二酸化炭素の排出が少ないまちを実現するために、自然と調和し、共生していくことが必要です。

5-4 計画の目標

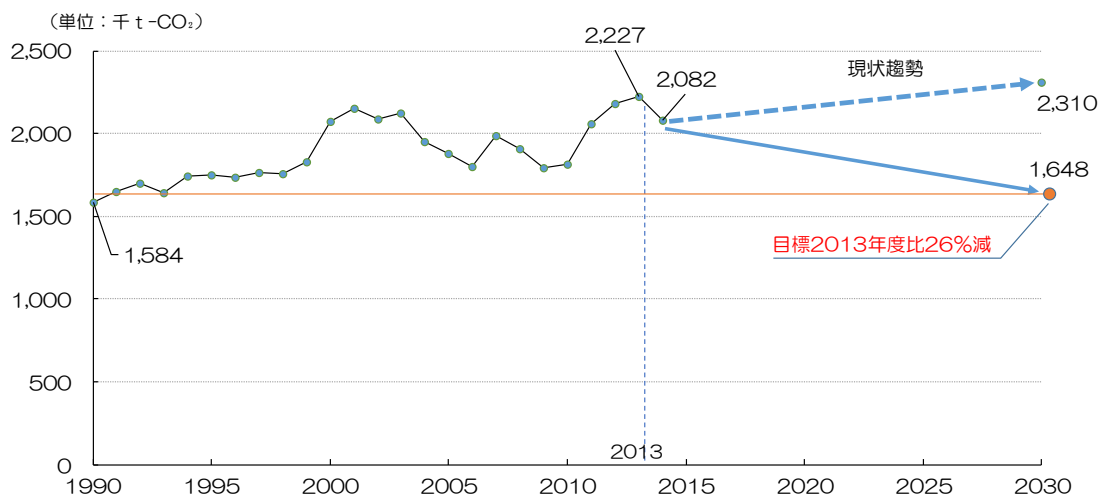
(1) 温室効果ガスの削減目標

2030年度（平成42年度）の目標年度における、市域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

・2030年度（平成42年度）までに、基準年度に対し26%削減

2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量（2,227千t-CO₂）に対して、26%削減後の温室効果ガス排出量は、1,648千t-CO₂となります。現状趨勢で推移すると目標年度（2030年度）の温室効果ガス排出量は、2,310千t-CO₂となると見込まれていますので、少なくとも662千t-CO₂の削減が必要となります。

図 温室効果ガス排出量の推移と目標値



削減目標の設定では、各部門別に以下のような取り組みの実施により、668千t-CO₂の削減を目指します。

- ・エネルギー転換部門では、電力事業者の取組により、排出係数の削減が計画的に実施されることを見込みます。
- ・産業部門及び業務部門では、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入を見込み削減量を設定します。
- ・国、民間事業者が中心となった取組により、住宅の環境性能の向上が図られることを見込みます。
- ・市が中心となる取組としては、産業部門、業務部門、家庭部門において、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入の促進を図るとともに、運輸部門の次世代自動車の普及促進、廃棄物部門でのごみ排出量の削減を図るものとします。

表 削減量の算定項目

部門等		取組の内容	期待する削減量 (千 t-CO ₂)
外的要因（エネルギー転換部門）		【電力の排出係数の改善】 電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定した「電気事業における低炭素社会実行計画」（平成 27 年 7 月）に基づき、2030 年度の排出係数が 0.37kg-CO ₂ /kWh に改善されるものと想定	432
国、民間事業者が中心となった取組		【ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及】 国が 2020 年までにハウスメーカー等の新築戸建住宅の過半数の ZEH 化を推進していることに基づく	8
		【スマートメーターの普及】 国が 2024 年までに全世帯設置の目標を掲げ、電気事業者が各戸への設置を推進していることに基づく	14
		小計	22
市が中心となつて取り組む主なもの	家庭部門	【省エネルギー・再生可能エネルギーの機器普及】 省エネルギー・再生可能エネルギーの機器の普及を促進	44
		【家庭における環境配慮行動の実践】 環境配慮行動の必要性やメリットについて、情報発信を強化し、家庭における環境配慮行動を促進	2
	産業・業務部門	【省エネルギー・再生可能エネルギーの機器普及】 省エネルギー・再生可能エネルギーの機器の普及を促進	96
	運輸部門	【次世代自動車の普及】 国や県の動きと連携しながら、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及を促進	71
	廃棄物部門	【ごみの減量】 ごみの減量化を推進することにより、廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出量を削減	1
	小計		214
温室効果ガス削減量			668

表 部門別目標値と削減量

(千 t-CO₂)

年度	2013 (基準年度)	2014 (現況年度)	2030 (目標年度)						
			現状趨勢	外的要因 削減量	国、民間事 業者が中心 となった取 組の削減量	市が中心と なつて取り 組む主なも の削減量	削減計	目標値	削減率 (2013比)
家庭部門	563	535	596	147	22	46	215	381	-32.3%
業務部門	562	557	589	146	0	96	377	820	-25.9%
産業部門	544	489	608	135	0				
運輸部門	502	498	466	4	0	71	75	391	-22.1%
廃棄物部門	32	40	32	0	0	1	1	31	-3.1%
CO ₂ (小計)	2,203	2,118	2,291	432	22	214	668	1,623	-26.3%
その他の温室効果ガス	24	24	20	0	0	0	0	20	-16.7%
温室効果ガス計	2,227	2,142	2,311	432	22	214	668	1,643	-26.2%

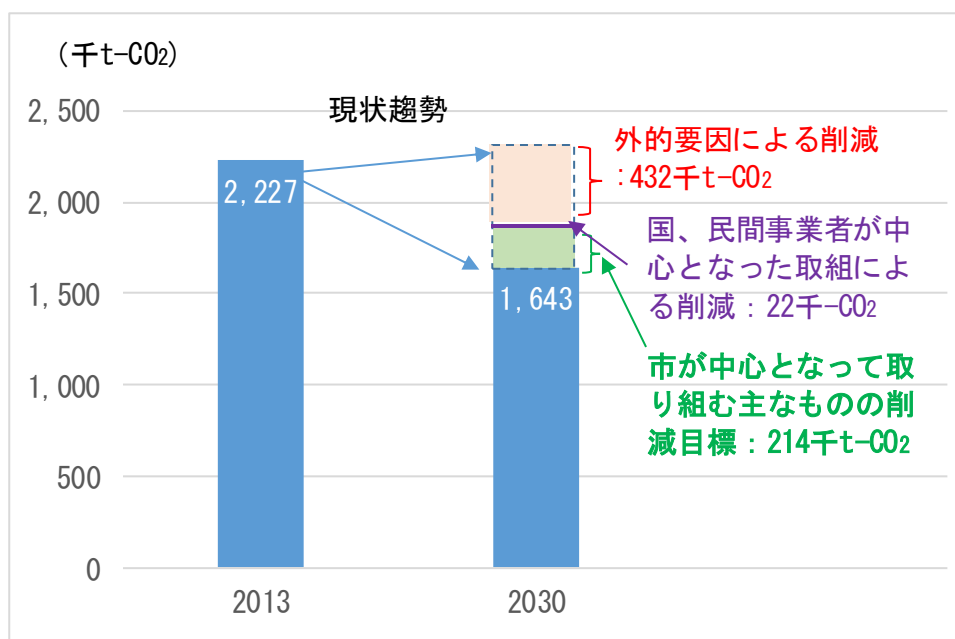
※四捨五入の都合上、合計が一致しない場合があります。

(2) その他の目標

①市が中心となって取り組む主なものの削減量

市が中心となって取り組む主なものの目標として、部門横断的な省エネルギー・再生可能エネルギーの機器普及、家庭における環境配慮行動の実践、次世代自動車の普及、ごみの減量により、214 千 t-CO₂の削減を目指します。

図 市の取組による削減目標

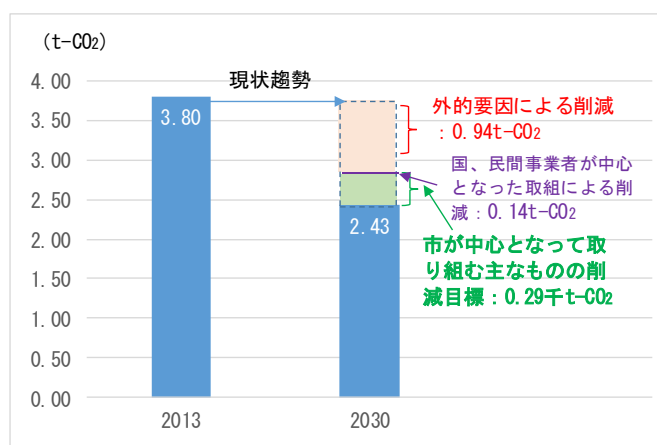


②一世帯当たりの温室効果ガス排出量削減目標

温室効果ガスの排出量の増加が顕著な家庭部門での削減を目指します。

一世帯当たりの温室効果ガスの排出量を2013年度の3.80t-CO₂から2030年度2.43 t-CO₂まで減らすことを目指します。このうち、市が中心となって取り組む主なものにより0.29 t-CO₂の削減を目指します。

図 一世帯当たりの温室効果ガス排出量削減目標



第6章

温室効果ガス削減に向けた取組

第6章 温室効果ガス削減に向けた取組

6-1 各主体の責務

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者は、各々が責務を負うとともに、協働して取組を進めます。「川越市地球温暖化対策条例」で規定している各主体の責務は以下のとおりです。

(1)市

- 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。
- 市は、市民、事業者、民間団体及び滞行者が行う温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるものとする。
- 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(2)市民

- 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(3)事業者

- 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(4)民間団体

- 民間団体は、その活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。
- 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し、市民、事業者及び滞行者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するように努めるものとする。

(5)滞行者

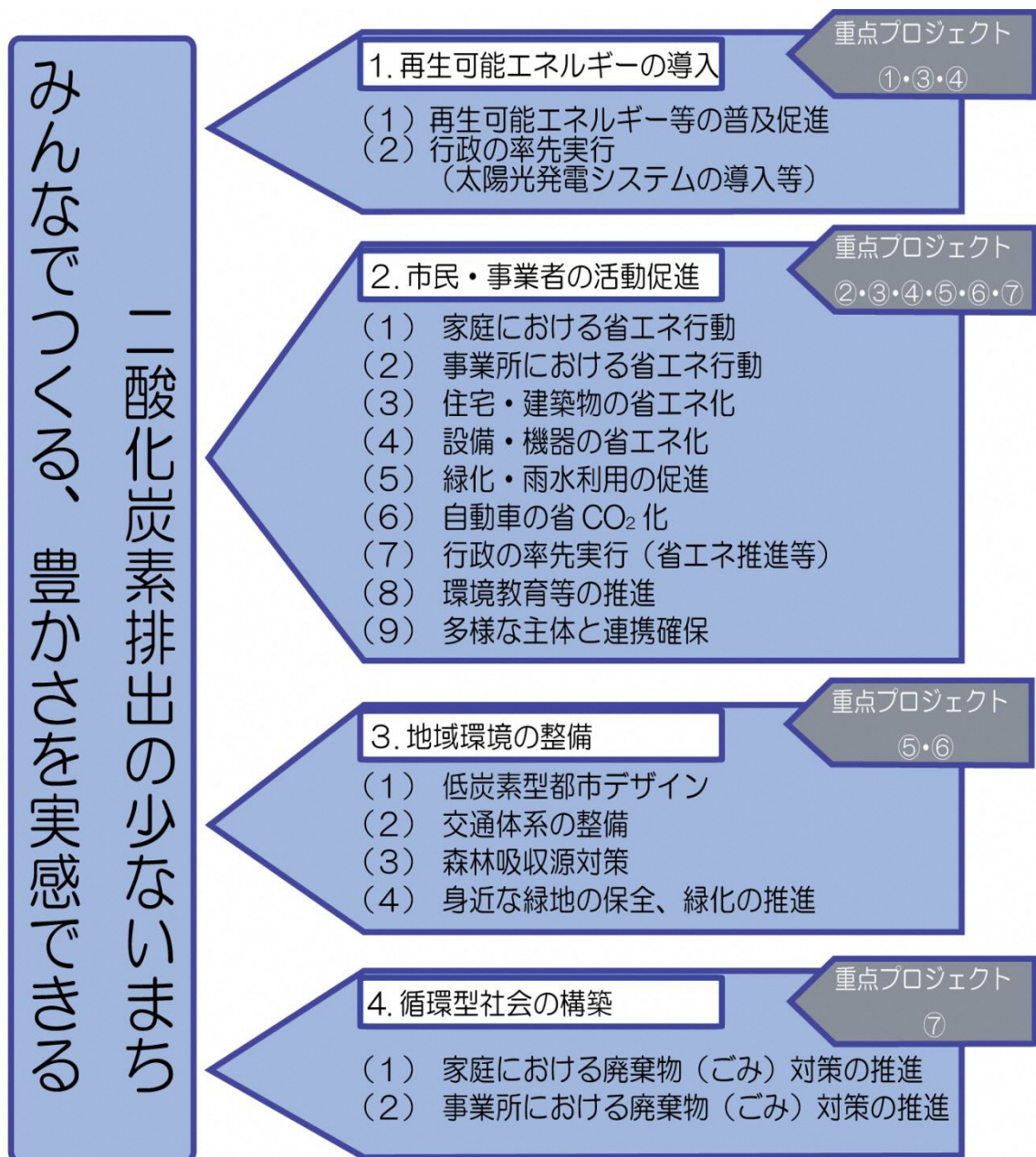
- 観光旅行者などの滞行者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

6-2 市の取組（施策）

市の施策体系を以下に示します。

将来像として掲げる「みんなでつくる、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまち」の実現に向けて、2050年度（平成62年度）を見据えつつ、本計画に掲げる2030年度（平成42年度）の目標を達成するため、4つの施策、7つの重点プロジェクトにより取り組んでいきます。

図 市の施策体系



1 再生可能エネルギーの導入

(1) 再生可能エネルギー等の普及促進

① 太陽光発電システムの普及促進

- ・補助金交付等により、住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。《重点①・④》
- ・ビルや工場への太陽光発電システムの普及を促進します。《重点①・③》

② 太陽熱利用機器の普及促進

- ・補助金交付等により、住宅用太陽熱利用機器の普及を促進します。《重点①・④》

③ その他の再生可能エネルギー等の普及促進

- ・情報提供等により、その他の再生可能エネルギーの普及を促進します。
- ・水素等の先端環境技術の活用に向けた調査研究を行います。

(2) 行政の率先実行（太陽光発電システムの導入等）

① 太陽光発電システムの率先導入

- ・公共施設では、災害時の代替エネルギーとなることも含めて、太陽光発電システムの導入の推進及び適正な維持管理を行うとともに、その他の再生可能エネルギーの活用について検討します。《重点①》

② 廃棄物発電・廃熱利用の推進

- ・資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱の有効活用を図ります。《重点①》

③ 省エネ機器等の率先導入

- ・公共施設における LED 照明等の省エネ機器の導入を推進します。

再生可能エネルギーとは？

エネルギー源として永続的に利用することができる「太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱」などから造られ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、優れたエネルギーのことです。

現在の主要なエネルギー源である、石油・石炭などに代わるクリーンなエネルギーとして注目されています。



出典：環境省「こども環境白書 2012」

2 市民・事業者の活動促進

(1)家庭における省エネ行動

①エコチャレンジファミリー認定事業の推進

- ・省エネ活動に取り組む家庭を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」を推進します。《重点②》

②エコチャレンジスクール認定事業の推進

- ・学校版環境 ISO を実践する学校を認定する「エコチャレンジスクール認定事業」を推進します。《重点②》

③「川エコの知恵」の普及

- ・市ホームページ等を通じ、「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた川越らしい地球温暖化対策として「川エコの知恵」を広め、実践を促進します。《重点②》

④地球温暖化対策への意識啓発

- ・市のホームページ等を通じ、地球温暖化対策に関する取組、支援制度や関連イベント等の情報を提供し、地球温暖化対策への意識啓発を図ります。
- ・情報提供等により、省エネラベルやグリーン購入について普及啓発を図ります。
- ・カーボン・オフセットの取組の普及促進を図ります。
- ・事業所や家庭の節電分に対して、報酬金を支払う仕組みであるネガワット取引について調査研究を行います。
- ・フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。《重点⑤》
- ・学校給食における地産地消を推進します。
- ・情報提供により、電力事業者が設置を進めるスマートメーターの活用を促進し、節電の向上を図ります。

「川エコ」のススメ

江戸時代、人々は高度な循環型社会を形成し、地球環境にやさしい生活＝エコライフを送っていたと言われていいます。何度もリサイクルしていた「着物」、物を形に合わせて持ち運びできる「風呂敷」、風呂の残り湯などを利用して夏の気温を下げる「打ち水」など…。

「蔵造り」など江戸の文化を今に伝える小江戸川越は、エコライフの実践にふさわしい場であると言えます。毎日の暮らしの中で、川越らしい地球温暖化対策を実践する市民の皆さんのエコライフ…。それが、「川エコ」です。



「川エコの知恵」ロゴマーク



地球温暖化対策ハンドブック
(知って得する「川エコ」のススメ)

(2) 事業所における省エネ行動

①工場・事業所対策の推進

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー使用量若しくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出抑制を促進します。《重点③》

②環境経営の普及促進

- ・情報提供等により、ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証の取得や埼玉県エコアップ認証、市ゴールドエコストア、エコオフィス等の普及を促進します。《重点③》
- ・中小事業者に対し、自治体イニシアティブ・プログラムによる講習会を開催し、エコアクション21の認証取得の普及を促進します。《重点③》
- ・エコドライブの普及促進を図ります。《重点⑤》
- ・フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。《重点⑤》
- ・環境配慮に積極的に取り組む事業者に対する優遇措置を図ります。(ISO14001、エコアクション21又は「埼玉県エコアップ認証制度」のいずれかの認証取得を総合評価方式による入札の評価項目に一部導入)
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

地産地消で環境にやさしくおいしく

私たちの食生活は、膨大なエネルギー消費の上に成り立っており、そのことを示す指標の1つに「フードマイレージ」があります。これは、食べ物の生産地から消費される食卓までの輸送に要した「重さ×距離」で表します。日本のフードマイレージは、約9,000億t・km(トンキロメートル)で韓国の2.8倍、アメリカの3倍になります。これは、日本の食糧輸入が多いためです。生産地と食卓の距離が遠くなるほど輸送時に、二酸化炭素(CO₂)などがたくさん排出され、地球温暖化などにも影響を及ぼします。

食と交通と環境は、毎日の買い物でつながっています。そこで考えたいのが「地産地消」です。これは、地元で採れた農産物を地元で食べようという考え方で、日々の買い物を通じて、フードマイレージを小さくすることができます。

川越には、地元で採れる新鮮・安全な食材が豊富にあります。皆さんも「地産地消」で、やさしく、おいしく環境に取り組んでみませんか。



出典：農林水産省資料(中田哲也「フードマイレージ」2007年9月、日本評論社)

③エコチャレンジカンパニーの広場事業の推進

- ・市ホームページ等を通じ、事業者の地球温暖化対策に関する具体的な取組や支援制度等の情報を提供する「エコチャレンジカンパニーの広場事業」を推進します。《重点③》

④省エネ診断の普及促進

- ・工場、事業所や店舗等に対する省エネルギー診断を促進します。《重点③》

(3)住宅・建築物の省エネ化

①建築物対策の推進

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築を行う建築主に対し、「建築物環境配慮計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、環境負荷の少ない建築物への誘導を図ります。《重点③》

②建築物省エネ法の的確な執行

- ・「建築物省エネ法」に基づき、建築物に係る省エネ設備等の適合義務及び届出制度についての的確に執行します。

③住宅省エネ性能表示や CASBEE の普及促進

- ・住宅省エネ性能表示や「CASBEE（建築物総合環境評価システム）」の普及を促進します。

④省エネ住宅の普及促進

- ・高断熱、高气密住宅や ZEH 等の省エネ住宅の普及を促進します。

環境にやさしい取組を実践する事業者を紹介します

～エコチャレンジカンパニーの広場事業～

本市では、事業者の皆さんが日々取り組んでいる環境にやさしい取組を積極的に公表し、PR する場や交流の場を提供することによって、環境経営を促進していくことを目的に「エコチャレンジカンパニーの広場」を市ホームページに開設しています。



市ホームページ（エコチャレンジカンパニーの広場トップページ）

(4) 設備・機器の省エネ化

①「統一省エネラベル」の表示義務化

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。《重点③・④》

②省エネ型機器の普及促進

- ・情報提供等を通じて、家庭向け高効率給湯器等、各種の省エネ機器の普及を促進します。

(5) 緑化・雨水利用の促進

①緑化の推進

- ・生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の支援等により、各家庭や生活空間での緑化を推進します。

②雨水利用の普及促進

- ・補助金交付等により、雨水利用施設の設置を促進します。《重点④》

選んでお得！省エネラベル

家庭での省エネ効果をあげるには、家電製品など身の回りの機器の上手な使い方を心がけるとともに、購入時に省エネ性能の高いものを選ぶことが大切です。そこでチェックしたいのが「統一省エネラベル」です。これは、エアコン、冷蔵庫、テレビ等を対象に製品の省エネ性能がわかりやすく見分けられるよう表示するものです。市では、これらの対象製品をいずれから5台以上を陳列して販売する小売店に対して、「統一省エネラベル」を表示するよう義務付けています。省エネ型製品は、二酸化炭素の削減に役立ち、環境にやさしいだけでなく、毎月の光熱費もグンとオトクになれる優れものです。「統一省エネラベル」を参考に、地球にもおサイフにもやさしい省エネ家電を選びましょう。



【多段階評価制度】

★省エネ性能を性能の高い順に5つ星から1つ星の5段階で表示しています。
星の下に矢印でトップランナー基準(省エネ基準)達成・未達成の位置を明示しています。

【省エネルギーラベル】

トップランナー基準達成のものは緑色のeマーク、未達成のものはオレンジ色のeマークで表示しています。また、省エネ基準達成率や年間消費電力量も表示しています。

【年間目安電気料金】

エネルギー消費効率(年間消費電力量等)をわかりやすく表示するために年間の目安電気料金を表示。

(6)自動車の省CO₂化

①次世代自動車の普及促進

- ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）について情報提供し、選択を促進します。《重点⑤》
- ・蓄電機能を生かした電気自動車の普及促進を図ります。

②エコドライブの普及促進

- ・エコドライブシミュレーターなどを活用し、イベントなどの機会を捉えて、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図ります。《重点⑤》

(7)行政の率先実行（省エネ推進等）

①実行計画の推進

- ・「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進します。《重点③》

②公共施設の省エネ化の推進

- ・公共施設・設備の改修等に関して、省エネ化を推進します。

③屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の推進

- ・公共施設で率先して取り組み、家庭や事業所における屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の普及を図ります。

④緑のカーテン事業の推進

- ・公共施設で率先して取り組み、家庭や事業所における緑のカーテンの普及を図ります。《重点⑥》

⑤次世代自動車の導入

- ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）への移行を検討します。

市役所の地球温暖化対策

市役所も市内の1つの事業所です。文書の作成、OA機器の利用、公共工事の実施、物品の購入など、日常業務の中で大量の資源やエネルギーを消費しています。

市では、「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進し、温室効果ガス排出量の削減、エネルギー使用量の削減などに努めています。

第四次川越市 地球温暖化対策実行計画 （事務事業編）



平成28年3月

(8)環境教育等の推進

①環境教育・環境学習の推進

- ・講演会やシンポジウム等のイベントを開催し、地球温暖化に関する学習を推進します。
- ・環境プラザ（つばさ館）を活用し、市民の環境についての学習や活動を促進します。

《重点⑦》

- ・こどもエコクラブの活動を支援するとともに、エネルギーや廃棄物等の地球温暖化に関連した活動の充実を図ります。
- ・環境学習講座において地球温暖化対策に関する講座の充実を図ります。

②取組意欲の向上

- ・温室効果ガスの排出抑制に関して、優れた取組を行った個人、団体や事業者等を表彰します。

③人材の育成・活用

- ・講演会や研究会等の学習機会の提供に努め、環境保全活動のリーダーを育成します。
- ・埼玉県環境アドバイザー制度や埼玉県環境教育アシスタント制度への登録を促すとともに、環境学習や環境保全活動等に当たっては積極的な活用を促進します。

④環境情報の収集・提供・普及啓発

- ・市のホームページ等を通じ、地球温暖化対策に関する具体的な取組、支援制度や関連イベント等の情報を適宜提供します。
- ・毎年の取組の実施状況、市域の温室効果ガスの排出状況や目標の達成状況等を公表するとともに、市民からの意見等を募集し、取組に生かします。
- ・「市民環境調査」等により、市内で現れている環境への影響、兆候について調査・観察します。《重点②》
- ・アンケート調査等の実施により、家庭等におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量について情報収集、分析を行います。（計画の見直し時に実施）
- ・市民や市民団体による動植物等の調査や講座等を開催するなどして、生物多様性を保全することの大切さについて啓発を図ります。

(9)多様な主体との連携確保

①各主体との協働の仕組みづくり

- ・「かわごえ環境ネット」、「かわごえ環境推進員」、「川越環境保全連絡協議会」等との協働事業を推進します。
- ・イベントを通して市民へ環境に配慮した取組を啓発するため、環境に配慮したイベントを認定する「エコチャレンジイベント認定事業」を推進し、登録イベントの拡大を図ります。《重点②》
- ・「かわごえ環境フォーラム」等の関連イベントの開催を支援します。
- ・県が主催する「エコライフ DAY」に参加・協力します。

②広域連携

- ・広域で取り組むことが望ましい取組（例：幹線道路の通過交通に対する啓発活動など）について、関係自治体と連携した取組を推進します。

3

地域環境の整備

(1) 低炭素型都市デザイン

① 都市機能の集約化

- ・都市機能の集約等を通じて、歩いて暮らせる環境負荷の少ないコンパクトな市街地を形成します。

② 地域のエネルギーの有効利用

- ・市街地開発事業等に際して、エネルギーの面的利用について検討します。

③ 都市の熱環境の改善

- ・ヒートアイランド現象緩和のため、都市公園の整備や緑地、農地の保全を図るとともに、緑地や水面からの風の通り道を確認する等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

(2) 交通体系の整備

① 自動車利用の抑制

- ・歩行者や自転車が通行しやすい道路環境づくりを推進します。
- ・バス停周辺の自転車駐車場の整備を促進し、サイクルアンドバスライドを促進します。
- ・中心市街地の移動手段の一つとして、コミュニティサイクルの充実を図ります。

② 公共交通機関の利用促進

- ・郊外型駐車場の整備や中心市街地への自動車の乗り入れの抑制を図ります。
- ・市民に対して公共交通機関の利用を働きかけます。《重点⑤》
- ・鉄道駅のバリアフリー化や分かりやすい案内サインの充実などにより、誰もが使いやすい施設整備を促進します。
- ・バスターミナルのバリアフリー化などにより、誰もが使いやすい施設整備を推進します。
- ・路線バスの待ち時間の快適化のため、バス停の上屋等の設置を促進します。
- ・電車とバスの乗り継ぎの抵抗感低減のため、路線バスの発着案内の整備を促進します。
- ・高速バスの利便性向上のため、新規路線の設置や既設路線の運行本数の増加等を促進します。
- ・路線バスの利便性向上のため、ノンステップバスの導入を促し、バリアフリー化を図ります。
- ・市内循環バス「川越シャトル」の利便性向上及び利用促進のため、路線、運行本数や目的地などの見直しや改善を行うなど効率的な運行に努めます。

③ 自動車交通の円滑化

- ・渋滞を緩和するため、環状道路、広域幹線道路、交差点改良などの道路整備を推進します。
- ・交差点の改良など、交通の円滑化を確保するよう努めます。
- ・工事時期の調整や工法の工夫により、路上工事時間の縮減に努めます。

(3) 森林吸収源対策

① 木材資源の有効利用の促進

- ・ 情報提供等により、国産材、間伐材の利用を促進します。

(4) 身近な緑地の保全、緑化の推進

① 雑木林等の公有地化

- ・ 武蔵野の面影を残す雑木林等を公有地化により保全します。

② くぬぎ山自然再生事業の推進

- ・ 川越市、所沢市、狭山市、三芳町に広がる「くぬぎ山」の雑木林を「近郊緑地保全区域」に指定するなどし、樹林を保全します。

③ 市民の森指定事業の推進

- ・ 川越市市民の森指定要綱に基づき、市民の森の指定により、市民に憩いの場を提供します。《重点⑥》

④ 保存樹林指定事業の推進

- ・ 保存樹林の指定を推進し、市内に残る樹林の保全を図ります。《重点⑥》

⑤ 保存樹木指定事業の推進

- ・ 保存樹木の指定を推進し、市内に残る樹木の保全を図ります。《重点⑥》

⑥ 自然再生ボランティアの育成

- ・ 自然再生等に取り組むボランティアを育成します。

⑦ 苗木配布事業の推進

- ・ 苗木配布等の緑に関するイベントの充実を図ります。《重点⑥》

⑧ 都市公園の整備

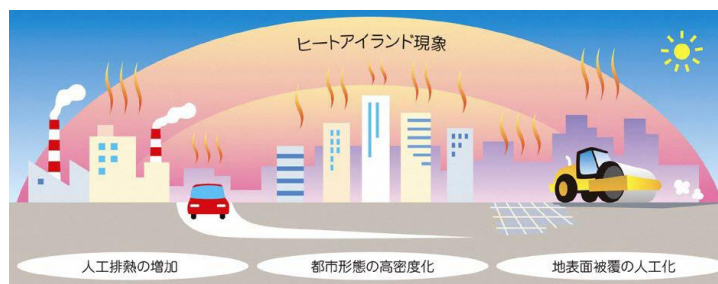
- ・ 「緑の基本計画」に基づき、計画的に都市公園の整備を推進します。

ヒートアイランド現象とは？

地表をビルや舗装道路で覆われている所では、コンクリートやアスファルトがとても熱くなります。また、ビルの冷暖房や自動車からも熱がたくさん出ており、都心部などは周辺よりも気温が高くなっています。

地図上で同じ気温の地点を線で結ぶと都心部などが、ぽっかりと浮かんだ島のように見える現象が「ヒートアイランド現象」と言われています。

ビルやマンションの屋上などを植物で緑化する屋上緑化などは、ヒートアイランド現象の緩和に効果的だと言われています。また、植物の蒸散作用による周辺の温度の低下や断熱効果も高く省エネにもつながります。



出典：環境省「ヒートアイランド対策ガイドライン」

(1) 家庭における廃棄物（ごみ）対策の推進

① 循環型社会形成に向けた総合的な対策の実施

- ・「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。《重点⑦》

② 発生抑制（リフューズ・リデュース）の促進

- ・レジ袋を削減し、ごみの発生を抑制するため、マイバッグの利用を促進します。
- ・生ごみ処理機器等の購入費補助等により、家庭から排出される生ごみの減量化を促進します。
- ・市民の理解・協力を得ながら、家庭系ごみ処理の有料化について検討を進めます。
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

③ 再使用（リユース）の促進

- ・環境プラザ（つばさ館）において、家庭で不用になった物の引き取りや必要な人への有償頒布を行い、再使用・再利用の促進を図ります。

④ 再生利用（リサイクル）の促進

- ・容器包装リサイクル法に基づき「その他プラスチック製容器包装」の分別を推進します。《重点⑦》

(2) 事業所における廃棄物（ごみ）対策の推進

① 循環型社会形成に向けた総合的な対策の実施

- ・「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。《重点⑦》

② 発生抑制（リフューズ・リデュース）の促進

- ・レジ袋有料化等、事業者の協力を得ながらレジ袋削減、過剰包装の削減を促進します。
- ・ごみ減量化や省エネルギーの実践等、環境に配慮した活動を実践している店舗等の活動を支援する「エコストア・エコオフィス認定制度」を推進します。
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

③ 再生利用（リサイクル）の促進

- ・多量排出事業者制度により、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用の促進を図ります。《重点⑦》

④ 適正処理の確保

- ・自動車リサイクル法に基づく、フロン類の適正処理について普及啓発、指導を実施します。

6-3 市民の取組

市民は、日常生活と地球温暖化問題の関わりについて理解を深め、省資源・省エネルギー行動を着実に実践することが必要です。多くの家電製品に囲まれて生活している現在、日常における細やかな節電を心がけることが大切です。また、太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの活用を図ることも地球温暖化対策において長期的に重要になります。

リビングにおける取組			1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)	
冷暖房	<input type="checkbox"/>	¥	夏の冷房時の設定温度を1℃高くする。(27℃から28℃)	49	68
	<input type="checkbox"/>	¥	冬の暖房時の設定温度を1℃低くする。(21℃から20℃)	85	119
	<input type="checkbox"/>	¥	エアコンのフィルターはこまめに清掃する(月1~2回)	52	72
	<input type="checkbox"/>	¥	カーテン、ブラインドやすだれを使用し、冷暖房効率を向上させる	-	-
照明機器	<input type="checkbox"/>	¥	使用しない部屋の照明は、こまめに消灯する(白熱電球54Wを1日1時間点灯時間を短くする)	32	44
	<input type="checkbox"/>	¥	交換時は、省エネタイプの器具へ切り替える(白熱電球→LED電球)	145	203
その他	<input type="checkbox"/>	¥	テレビを見る時間を1日1時間減らす(液晶テレビ20インチ)	27	38
	<input type="checkbox"/>	¥	掃除機フィルターはこまめに掃除し、効率を高める(集塵パックの適宜取替)	2	3
	<input type="checkbox"/>	¥	事前に部屋を片付けてから掃除機をかける(掃除機をかける時間を1日1分間減らした場合)	9	13
	<input type="checkbox"/>	¥	使用しない家電製品のコンセントを抜き、待機時消費電力を削減する	-	-
	<input type="checkbox"/>	¥	パソコンを使わない時は、電源を切る。(デスクトップ型を1時間短縮)	51	71



○キッチンにおける取組				1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)
冷蔵庫	<input type="checkbox"/>	¥	季節にあわせて、庫内の温度調節を工夫する(周囲の気温15℃で「強」→「中」にした場合)	99	139
	<input type="checkbox"/>	¥	庫内には物を詰め込みすぎず、整理整頓を心がける(中の食材を半分にする)	70	98
	<input type="checkbox"/>	¥	壁から適切な間隔をあけて設置する	73	102
	<input type="checkbox"/>	¥	ドアの開閉回数を少なく、開閉時間を短くする(開ける回数・時間を半減した場合)	27	37
洗い物	<input type="checkbox"/>	¥	食器の洗浄時は、給湯器の温度を低く設定する(設定温度を40℃から38℃に下げた場合)	55	132
調理	<input type="checkbox"/>	¥	コンロの炎が鍋底からはみ出さないように火力調節する	15	36
	<input type="checkbox"/>	¥	煮物などの下ごしらえは、電子レンジを活用する(キャベツなどの葉菜の場合)	21	95
その他	<input type="checkbox"/>	¥	電気ポットを長時間保温にしないで、使用するとき再沸騰させる	173	242
	<input type="checkbox"/>	¥	給湯器の種火は、つけっ放しにせず、こまめに消す	-	-
	<input type="checkbox"/>	¥	生ごみは、水切りを徹底する	-	-

○浴室、トイレにおける取組				1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)
浴室	<input type="checkbox"/>	¥	シャワーは、出しっ放しにしない(1日1分短縮)	79	275
	<input type="checkbox"/>	¥	お風呂は、冷めないうちに続けて入浴し、追い焚きを控える	238	573
トイレ	<input type="checkbox"/>	¥	温水洗浄便座は、使用後はふたを閉める	56	78
	<input type="checkbox"/>	¥	温水洗浄便座は、季節に合わせて温度設定を調節する	42	59
	<input type="checkbox"/>	¥	トイレトーパーは、再生紙を利用した製品を購入し、必要以上の使用を控える	-	-
洗濯機	<input type="checkbox"/>	¥	洗濯物は、まとめて洗う	10	332
	<input type="checkbox"/>	¥	残り湯などを洗濯に有効利用する	16	288

¥ 家計に寄与

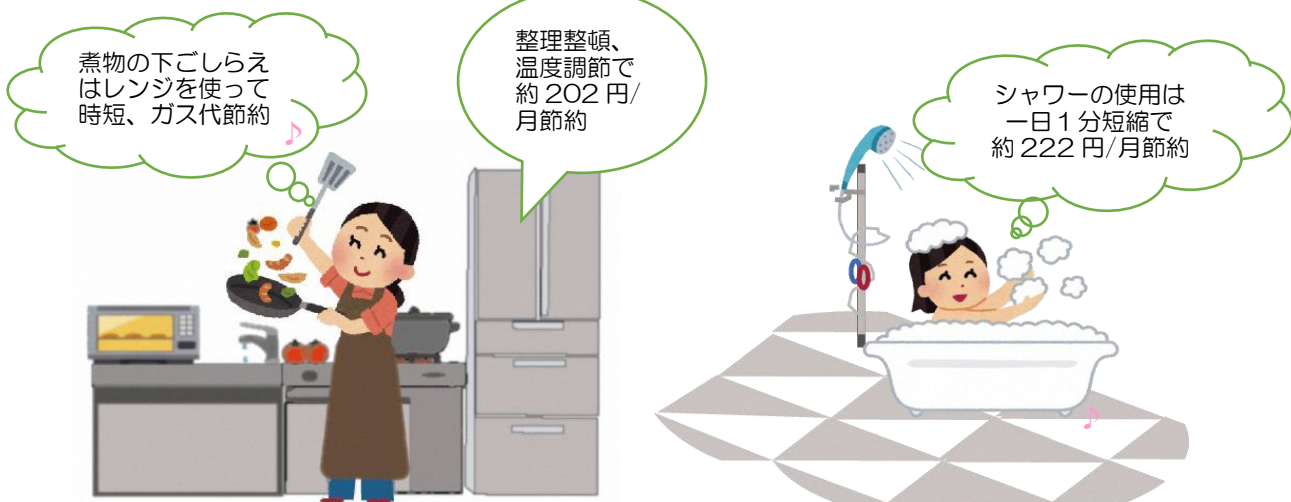
🛡️ 防災に寄与












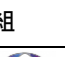

💪 健康・衛生面に寄与

☁️ 大気への負荷を抑制

🌿 緑環境に寄与

♻️ 省資源に寄与



○自動車を利用するときの取組			1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)	
自動車利用の抑制	<input type="checkbox"/>		近距離の移動は、車の利用を控え、徒歩や自転車を利用する（1日2kmの自動車利用をやめた場合）	168	278
	<input type="checkbox"/>		遠距離の移動は、車の利用を控え、電車を利用する（1か月に15回、5kmの自動車利用をやめた場合）	381	-
	<input type="checkbox"/>		遠距離の移動は、車の利用を控え、バスを利用する（1か月に15回、5kmの自動車利用をやめた場合）	302	-
エコドライブ	<input type="checkbox"/>		タイヤの空気圧を適正に保つ	-	-
	<input type="checkbox"/>		車に積んだままの不用な荷物を整理し、軽量化に心がける	-	-
	<input type="checkbox"/>	 	ふんわりとアクセルを踏み、急発進はしない	532	836
	<input type="checkbox"/>	 	車間距離に余裕を持って、加減速の少ない運転をする	186	293
	<input type="checkbox"/>	 	前方の信号が赤なら、早めにアクセルオフする	115	181
	<input type="checkbox"/>	 	駐停車中はこまめにエンジンを切る（アイドリングストップ）	110	173

○物を購入するときの取組			1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)	
買い物全般	<input type="checkbox"/>		エコマーク商品や再生品など、環境に配慮した商品を購入する	-	-
	<input type="checkbox"/>	 	省包装の選択やマイバックを携帯し、レジ袋の利用を控える	39	-
	<input type="checkbox"/>	 	詰め替え可能な商品を優先的に購入する	-	-
家電製品	<input type="checkbox"/>		エアコンを買い替える際は、省エネ性能の高いものを買う	477	999
	<input type="checkbox"/>		冷蔵庫を買い替える際は、省エネ性能の高いものを買う	473	990
	<input type="checkbox"/>		待機時消費電力の少ない商品やエネルギー効率のよい機器を購入する	-	-
自動車	<input type="checkbox"/>	 	自動車の購入・更新時は、次世代自動車を選択する（ガソリン自動車をハイブリッド自動車に買い替えた場合、走行距離500km/月）	1,618	2,682
	<input type="checkbox"/>	 	排気量など用途に応じた必要最小限の車両の購入に努める	-	-
食品	<input type="checkbox"/>		フードマイレージに関心を持ち、食材を購入する際には、地域で生産された食材を選択（地産地消）する	49	-
	<input type="checkbox"/>		旬の野菜を食べる	108	-
	<input type="checkbox"/>		食材は無駄のないように必要量を決めて購入し、食べ残しをしない	-	-
その他	<input type="checkbox"/>		ペットボトルではなくマイボトルを使用する	39	-


 家計に寄与


 防災に寄与


 健康・衛生面に寄与


 大気への負荷を抑制


 緑環境に寄与


 省資源に寄与

エコマーク商品、詰め替え商品、マイバック、マイ箸の利用でモノを大切に



○物を廃棄・処分するときの取組			1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)
分別	<input type="checkbox"/>		市の分別区分に従った排出を徹底する	-
衣類	<input type="checkbox"/>		バザーやフリーマーケットにより、衣類などの資源化・再利用に努める	-
生ごみ	<input type="checkbox"/>		生ごみの堆肥化に努め、花壇や畑で活用する	-
代替フロン	<input type="checkbox"/>		エアコンや冷蔵庫、自動車等を廃棄する際は、法律に基づき適正に処理する	-

○住宅に関する取組			1日のCO2削減量(g)	1か月の節約額(円)
住宅の省エネルギー性能の向上	<input type="checkbox"/>		住宅の新築・増改築に当たっては、冷暖房効率の高い住宅（高断熱住宅等）の選択に努める	-
	<input type="checkbox"/>		住宅・マンション等の改修時は、高断熱・高気密化に努める（高断熱は温度バリアフリーに寄与）	-
再生可能エネルギー等の活用	<input type="checkbox"/>		住宅の新築・改築時に当たっては、太陽光発電システムや太陽熱利用機器などの再生可能エネルギーの導入を検討する	-
節水	<input type="checkbox"/>		雨水貯留槽の設置など、雨水を有効に活用する	-
緑化	<input type="checkbox"/>		敷地内の緑化や生け垣の設置を検討する（緑化は火災の延焼防止、生け垣はブロック塀の倒壊防止に寄与）	-
	<input type="checkbox"/>		緑のカーテンの設置に努める（居室の温度上昇抑制に寄与）	-
その他	<input type="checkbox"/>		住宅の新築・増改築に当たっては、地場産木材の利用を検討する（地域の森林保全に寄与）	-
	<input type="checkbox"/>		家具等を購入する際には、間伐材などを利用した製品の購入に努める（森林保全に寄与）	-



家計に寄与



防災に寄与



健康・衛生面に寄与



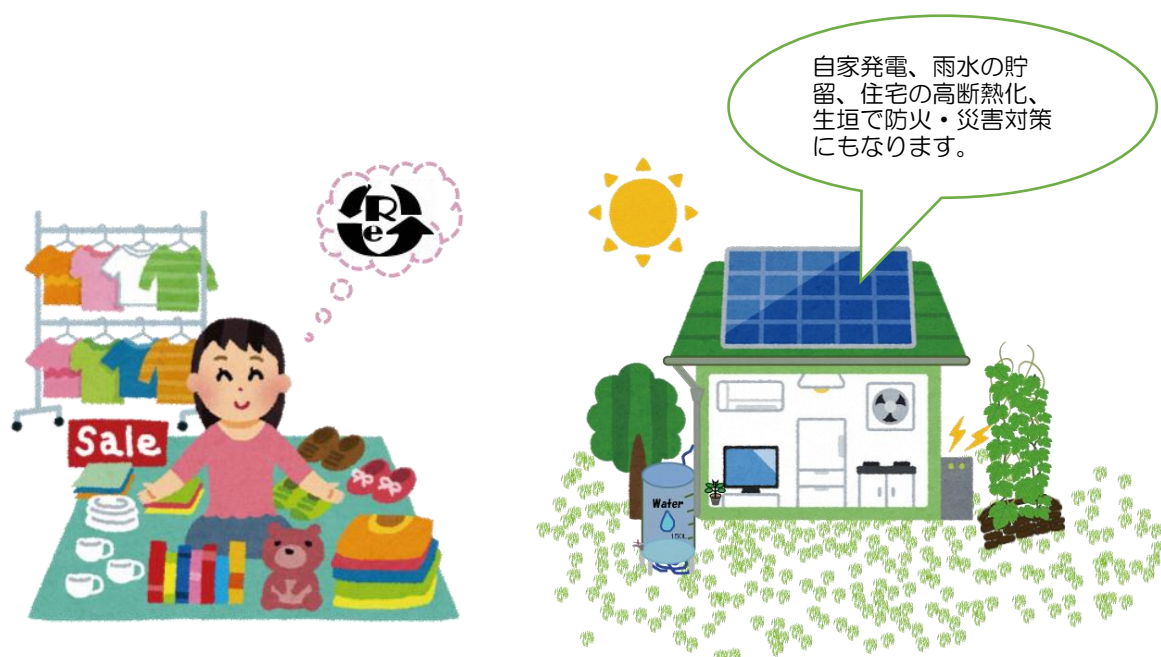
大気への負荷を抑制



緑環境に寄与



省資源に寄与



6-4 事業者の取組

事業者は、製品の製造、流通、消費、リサイクル、廃棄物等の事業活動に関わるすべての過程を通じ、温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。省資源・省エネルギーの実践、再生可能エネルギー等の活用、従業員への環境教育の実施とその取組全体をマネジメントする体制づくりなどが求められます。

○オフィスや店舗等における取組

冷暖房	<input type="checkbox"/>	暖房は 20℃以下、冷房は 28℃以上を目安に室温設定する
	<input type="checkbox"/>	必要に応じた軽装（クール・ビズ）や重ね着（ウォーム・ビズ）などによる温度調節の工夫
	<input type="checkbox"/>	春や秋の気候が穏やかな季節は、空調機器の使用を控える
	<input type="checkbox"/>	カーテンやブラインドを効果的に使い、室温の均一化を図る
OA 機器	<input type="checkbox"/>	昼休みなど長時間使用しないときには、こまめな電源オフを行う
	<input type="checkbox"/>	機器購入時は、省エネ性能の高い機器を選択する
照明機器	<input type="checkbox"/>	自然光をできるだけ採り入れる
	<input type="checkbox"/>	定期的な清掃による適切な維持管理に努める
	<input type="checkbox"/>	交換時は、省エネ性能の高い器具へ切り替える
	<input type="checkbox"/>	LEDなどを導入する
	<input type="checkbox"/>	不用な照明の消灯や過剰な店舗照明の見直しを図る
紙類ごみの減量化	<input type="checkbox"/>	両面コピーの徹底等により、紙使用量を削減する
	<input type="checkbox"/>	使い捨てて製品の使用を控える
	<input type="checkbox"/>	簡易包装への心がけや再利用可能な包装材を使用している製品を購入する
	<input type="checkbox"/>	不要な包装箱等は可能な限り納入業者への持ち帰りを依頼する
	<input type="checkbox"/>	資料やカタログ類などは、必要な物以外受け取らない
	<input type="checkbox"/>	廃棄する用紙類等は、古紙回収に出す
その他	<input type="checkbox"/>	グリーン購入法に基づき、環境に配慮した物品を購入する
	<input type="checkbox"/>	温水利用には低い温度設定とし、出しっ放しにしない
	<input type="checkbox"/>	自動販売機の設置数や利用時間の縮減を図る
	<input type="checkbox"/>	エレベーターの利用を控え、階段を利用する

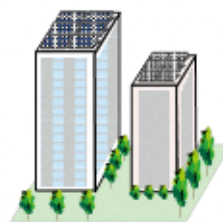
エコになれば、企業経営にもメリットがあるのでござる



○建物や施設・設備に関する取組

建物の省エネ化	<input type="checkbox"/>	条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築・増築・改築する際は、「建築物環境配慮計画書」を作成し、提出する
	<input type="checkbox"/>	建物を建築する際は、環境負荷の少ない建物の建築に努める
	<input type="checkbox"/>	エネルギー消費量の削減を図るため、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入などを検討する
	<input type="checkbox"/>	節水機器の導入や雨水利用に努める
	<input type="checkbox"/>	新增改築の際には、断熱化などによる空調負荷の軽減に努める
	<input type="checkbox"/>	省エネ診断などにより、ESCO 事業や機械器具・設備のエネルギー使用の合理化を推進する
省エネルギー型機器・高効率機器の導入	<input type="checkbox"/>	ヒートポンプやコージェネレーションシステムなど効率の良いエネルギー供給システムの導入を検討する
	<input type="checkbox"/>	高効率ターボ冷凍機、高効率ボイラーやインバータ機器の導入を検討する
再生可能エネルギーの導入	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムや太陽熱利用機器の導入に努める
緑化	<input type="checkbox"/>	敷地内の緑化に努める
	<input type="checkbox"/>	屋上緑化や壁面緑化の導入に努める
	<input type="checkbox"/>	緑のカーテンの導入に努める

エコビルは、テナントからも評判が良いです



○自動車を利用するときの取組

エコドライブの実践	<input type="checkbox"/>	出発前に営業、配送ルートを確認する
	<input type="checkbox"/>	タイヤの空気圧を適正に保つ
	<input type="checkbox"/>	車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がける
	<input type="checkbox"/>	ふんわりとアクセルを踏み、急発進はしない
	<input type="checkbox"/>	車間距離に余裕を持って、加減速の少ない運転をする
	<input type="checkbox"/>	前方の信号が赤なら、早めにアクセルオフする
	<input type="checkbox"/>	走行時は経済速度を保ち、急発進・急加速・急ブレーキを控える
	<input type="checkbox"/>	駐停車中はこまめにエンジンを切る（アイドリングストップ）
自動車利用の抑制	<input type="checkbox"/>	通勤や出張時の自動車利用を控え、電車やバスなどの公共交通機関を利用する
効率的な輸配送	<input type="checkbox"/>	適正な在庫管理を行う
	<input type="checkbox"/>	輸配送回数を見直しを行う
	<input type="checkbox"/>	帰り荷の利用を促進する
自動車の購入	<input type="checkbox"/>	自動車の購入・更新時は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）を選択する
	<input type="checkbox"/>	排気量など用途に応じた必要最小限の車両の購入に努める

○環境負荷の少ない事業活動に向けた取組

省エネ推進への仕組づくり	<input type="checkbox"/>	条例に基づき、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が一定量以上の特定排出事業者は「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、提出する。
	<input type="checkbox"/>	ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得に努める
	<input type="checkbox"/>	従業員への環境教育を推進し、省エネ意識の向上に努める
環境負荷の少ない製品の開発や製造	<input type="checkbox"/>	エネルギー消費の少ない製品の開発・製造・販売を行う
	<input type="checkbox"/>	廃棄時のリサイクルなどを考慮した製品の開発・製造・販売を行う
資源化・リサイクル	<input type="checkbox"/>	「建設リサイクル法」や「食品リサイクル法」等に基づく取組を積極的に推進する
	<input type="checkbox"/>	原材料や事務用品へリサイクル製品を積極的に利用する
	<input type="checkbox"/>	間伐材を使用した製品を積極的に利用する

6-5 民間団体の取組

民間団体は、その活動において、省資源・省エネルギーなど地球温暖化対策の取組を実践することが求められます。また、市が実施する施策に協力するとともに、地域社会や市民が行う活動に対し、積極的に参加・支援していくことが必要です。

○民間団体の活動における取組

省資源・省エネルギー	<input type="checkbox"/>	日常の活動において、各種の省資源・省エネルギーの取組を実施する
啓発活動	<input type="checkbox"/>	地域社会や市民に対して、地球温暖化対策に関する啓発活動を実施する
イベント実施時の環境配慮	<input type="checkbox"/>	イベントを実施する際は、「エコチャレンジイベント」の認定を受ける
	<input type="checkbox"/>	イベントを実施する際は、カーボン・オフセットを検討する
市との連携・協力	<input type="checkbox"/>	市と連携して地球温暖化対策のための事業を実施する
	<input type="checkbox"/>	市が実施する地球温暖化対策の施策に協力する
	<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策地域協議会の活動に協力する

6-6 滞在者の取組

滞在者は、滞在中の活動に際して排出される温室効果ガスの抑制に努め、市の実践する施策に協力することが必要です。毎年、多くの観光旅行者が訪れることから、訪問時・移動時において、公共交通機関を利用するなどの取組が求められます。

○滞在中の活動における取組

訪問・移動時の環境配慮	<input type="checkbox"/>	訪問・移動時には、公共交通機関を利用する
	<input type="checkbox"/>	マイカーを利用する際は、エコドライブに努める
ごみの分別	<input type="checkbox"/>	市の分別区分に従った排出を徹底する
市の施策への協力	<input type="checkbox"/>	市が実施する地球温暖化対策の施策に協力する
	<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策地域協議会の活動に協力する

第7章

重点プロジェクト

第7章 重点プロジェクト

7-1 位置づけとねらい

重点プロジェクトは、将来像として掲げる「みんなでつくる、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまち」の実現に向け、また、2030年度（平成42年度）における温室効果ガスの削減目標達成に向け、重点的な対応が必要なテーマ・課題ごとに、施策体系の中から、特に重要度が高いと考えられる事業を抽出したものです。

重点プロジェクトには、行動計画（アクションプラン）として、計画策定後の速やかな行動を促し、実現性を確かなものとするをねらいとし、前計画において選定した重点プロジェクトを引き続き取り組んでいくことが重要であると考え、前計画を基本とした具体的な実施内容や各主体の役割などによる行動目標や「期待する CO₂削減量」を定めます。

7-2 重点プロジェクト抽出の視点

前計画を踏まえた重点プロジェクトの抽出の視点については、下記のとおりです。

- ①2050年度（平成62年度）を見据えた長期的な観点から、施策の効果を今後、飛躍的に伸ばしていくための土台（人・インフラ）づくりとなるもの【発展性】
- ②市の自然的・社会的特性を生かした取組であるもの【自然的・社会的特性】
- ③温室効果ガス排出量が多いまたは削減ポテンシャルが高いと考えられる分野への効果が期待できるもの【温室効果ガス排出特性】
- ④地域に密着した基底的自治体としての特性を生かした、家庭や学校での取組を強化するもの【自治体特性】

7-3 重点プロジェクトで定める内容

(1) 取組のねらい

市の特性や課題などを踏まえ、特に重要な地球温暖化対策としての重点プロジェクトを定める意義やねらいを明確にします。

(2) 取組内容及び各主体の役割

行政、市民、事業者の各主体の取組とその役割を示します。特に行政の取組については、実現性を確かなものとするために、より行動レベルに近い内容とします。

(3) 二酸化炭素削減効果と行動目標

重点プロジェクトに基づく取組成果として、「期待する CO₂削減量」を示すとともに、目標年度である2030年度（平成42年度）における定量的な行動目標を定めます。行動目標については、毎年、進ちょく状況を点検・評価します。

7-4 重点プロジェクト

本計画では、以下に示す7つを重点プロジェクトとして推進していきます。

No.	重点プロジェクト名	4つの施策における位置づけ	取組主体			ねらいとする部門					期待するCO ₂ 削減量 (千t・CO ₂)	
			市 民	事 業 者	行 政	産 業	家 庭	業 務	運 輸	廃 棄 物		吸 収 源
1	再生可能エネルギー普及促進プロジェクト	再生可能エネルギーの導入	○	○	○	○	○	○				44
2	川エコ市民運動プロジェクト	市民・事業者の活動促進	○	○	○		○	○				16
3	エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト	市民・事業者の活動促進	○	○	○	○	○	○				96
4	エコハウス普及促進プロジェクト	市民・事業者の活動促進	○	○	○		○	○				8
5	グリーン交通プロジェクト	地域環境の整備	○	○	○	○	○	○	○			71
6	緑のまちづくりプロジェクト	地域環境の整備	○	○	○	○	○	○			○	—
7	ごみダイエットプロジェクト	循環型社会の構築	○	○	○	○	○	○		○		1
期待するCO ₂ 削減量の合計											236	

プロジェクト① 再生可能エネルギー普及促進プロジェクト

～自然の恵みの地産地消～

(1)ねらい

本市は、全国平均と比較して日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域と考えられます。平成9年度に住宅向けの太陽光発電システム設置費補助事業を開始し、全国でも早い段階から太陽光発電システムの普及に力を入れてきました。その結果、平成28年度末現在の補助事業による設置件数は、累計で4,900件を超えています。

太陽光発電などの自然の恵みを生かした取組は、二酸化炭素の排出を抑えつつ豊かな暮らしを実現するために、省エネルギーの取組とともにとても重要なものです。

そこで、本プロジェクトでは、自然の恵みを生かした再生可能エネルギー利用機器について、重点的に普及を図るとともに、資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱の有効利用によるエネルギーの地産地消を進めることをねらいとしています。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	①補助金交付等により、住宅用再生可能エネルギー機器等の普及を促進します。 ②ビルや工場への再生可能エネルギー設備・システムの普及を促進します。 ③公共施設では、災害時の代替エネルギーとなることも含めて、太陽光発電システムの推進及び適正な維持管理を行うとともに、その他の再生可能エネルギーの活用について検討します。 ④資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱の有効利用を図ります。
市民の 取組	①補助制度の活用や市からの情報提供等により、再生可能エネルギー機器の導入に努めます。
事業者の 取組	①補助制度の活用や市からの情報提供等により、再生可能エネルギー設備・システムの導入に努めます。 ②住宅の新築・増改築時には、再生可能エネルギーの利用に関する提案を適切に行い、再生可能エネルギー利用機器設置住宅の普及に努めます。 ③再生可能エネルギー利用機器に関する適切な情報提供とともに、施工技術の向上と工事施工価格の低減を図ります。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等		行動指標	現状値【累計】	目標値【累計】
			H28年度	H42年度
①	太陽光発電の普及促進	設置住宅数(戸)	4,540 (H25年度)	7,600
②	太陽熱利用の普及促進	設置住宅数(戸)	4,170 (H25年度)	13,200
③	公共施設における太陽光発電システム導入事業	設置施設数(施設)	83	90
		設置容量(kW)	1,276	1,519
④	資源化センターにおける廃棄物発電・廃熱利用の推進	廃棄物発電量(kWh)	2,453万 (単年度)	2,000万 (単年度)
		廃熱利用量(MJ)	665万 (単年度)	500万 (単年度)

太陽エネルギーの積極的な活用

本市では、住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用機器設置者への支援を行うとともに、市民の環境保全に対する理解・意識を高め、また、太陽光発電システムを普及啓発するため、公共施設へ積極的に太陽光発電システムを導入しています。

これまでに、市立の小中学校54校を含む、延べ83施設、1,276.3kW(平成28年度末時点)が設置されています。



環境プラザ「つばさ館」(陸屋根型) 58.9kW



野田中学校 10.0kW



環境プラザ「つばさ館」(庇部分) 18.0kW

プロジェクト② 川エコ市民運動プロジェクト

～「自分ごと化」「見える化」で実践する川エコの知恵～

(1)ねらい

本市において、家庭生活に起因する二酸化炭素の排出量は、全体の約 35%を占めており、1990 年に比べ約 57%と大幅に増加しています。これは、世帯数の増加や家電製品等の急速な普及等が主な要因と考えられます。私たち一人ひとりが日常のライフスタイルを見直し、できることから着実に取り組んでいかななくてはなりません。

しかしながら、日々の暮らしから発生する二酸化炭素は、排出の実感が伴わず身近に感じにくいことや、削減の努力をしてもその成果もはっきりしないことなどから、取組が進みにくいのが現状です。

本プロジェクトでは、各種の啓発事業や出前講座等を通じ、「川エコの知恵」を広めるとともに、地球温暖化問題を他人事ではなく自らの問題として考える「自分ごと化」を進めます。また、エネルギー消費を数字で実感し、楽しみながら省エネができるしかけを用意することで、自ら排出量や削減努力の「見える化」を推進していきます。これらにより、川越市民全体の運動として地球温暖化対策に取り組む気運を高め、省エネ行動の実践に結びつけるとともに、将来に向けて「川エコの知恵」を実践できる人づくりを進めていきます。

(2) 取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none">①省エネ活動に取り組む家族を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」を推進します。②学校版環境 ISO を実践する学校を認定する「エコチャレンジスクール認定事業」を推進します。③市ホームページ等を通じて、「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた川越らしい地球温暖化対策として「川エコの知恵」を広め、実践を促進します。④「市民環境調査」等により、市内で現れている環境への影響、兆候について、調査・観察します。⑤イベントを通して市民への環境に配慮した取組を啓発するため、環境に配慮したイベントを認定する「エコチャレンジイベント認定事業」を推進し、登録イベントの拡大を図ります。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none">①「エコチャレンジファミリー認定事業」への参加など、家庭における省エネ活動に取り組めます。②「エコチャレンジスクール認定事業」への参加など、学校における省エネ活動に取り組めます。③「川エコの知恵」を意識し、日常生活において実践します。④市民環境調査への参加など、市内で現れている環境への影響、兆候について関心を持ちます。⑤「エコチャレンジイベント認定事業」に関心を持ち、積極的に参加します。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

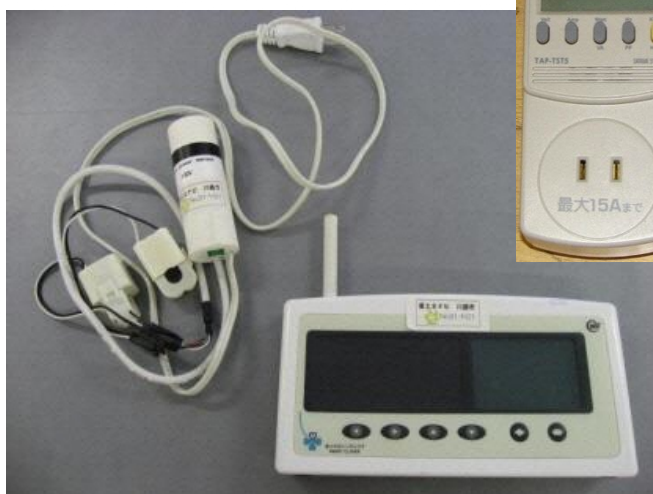
事業名等	行動指標	現状値 【累計】	目標値 【累計】
		H28年度	H42年度
① エコチャレンジファミリー認定	認定件数(件)	1,509	2,705
② エコチャレンジスクール認定	エコチャレンジスクール認定率(%)	100	100
③ 「川エコの知恵」の普及	出前講座開催数(回)	134	206
	参加人数(人)	7,292	10,300
④ 市民環境調査	調査回数(回/年)	1 (単年度)	1 (単年度)
⑤ エコチャレンジイベント認定	認定件数(件/年)	16 (単年度)	29 (単年度)
	参加人数(人/年)	1,112,298 (単年度)	2,023,000 (単年度)

「エコチャレンジ」の取組

本市では、これまで市が率先して実践してきた地球温暖化防止・環境配慮活動を市域全体へと波及・展開していくため、平成15年度から環境活動に積極的に取り組む家庭や学校を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」、「エコチャレンジスクール認定事業」を、平成16年度からは、市内で開催されるイベントを対象に「エコチャレンジイベント認定事業」を実施しています。

今後とも、「エコチャレンジ」の取組を進め、環境活動の輪を広げていきます。

簡易電力計



省エネナビ



エコチャレンジイベント認定マーク

プロジェクト③ エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト

～未来に責任を持つ企業活動～

(1)ねらい

本市において、事業活動に起因する二酸化炭素の排出量は、全体の約 65%を占めており、1990 年に比べ約 13%増加しています。

とりわけ、業務部門の排出量については、産業構造のサービス化・ソフト化による第三次産業の拡大に伴い、著しく増加しています。また、産業部門については、横ばいで傾向あるものの、大規模な工業団地を有する県下有数の工業都市であることから、今後の産業活動によって排出量の増減に大きく影響するため、動向を注視していく必要があります。

施策の実施に当たっては、大規模事業所のみならず、市内事業所の約 98%を占める中小規模の事業所における取組を進めていくことが重要です。しかしながら、これらの事業所では、環境活動に関するノウハウや人員、資金面などにおいて必ずしも十分でないという点を考慮する必要があります。

また、市役所も大量のエネルギー等を消費する市内最大規模の事業所であることから、他事業者の見本となるべく、「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組をより一層進めていく必要があります。

本プロジェクトでは、規制的手法だけでなく、補助制度、ノウハウや情報提供の充実、多様な手法を組み合わせることにより、事業活動における省エネや環境経営を促進し、積極的に環境配慮に取り組む事業者をバックアップしていくことをねらいとしています。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<p>①川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー使用量若しくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し、「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出抑制を促進します。</p> <p>②川越市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築を行う建築主に対し、「建築物環境配慮計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、環境負荷の少ない建築物への誘導を図ります。</p> <p>③川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量の多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。</p> <p>④ISO14001 等の環境マネジメントシステムの認証の取得や埼玉県エコアップ認証、市ゴールドエコストア、エコオフィス等の普及を促進します。</p> <p>⑤中小事業者に対し、自治体イニシアティブ・プログラムによる講習会を開催し、エコアクション 21 の認証取得の普及を促進します。</p> <p>⑥ビルや工場等への太陽光発電システムの普及を促進します。【再掲】</p> <p>⑦市ホームページ等を通じ、事業者の地球温暖化対策に関する具体的な取組や支援制度等を情報提供する「エコチャレンジカンパニーの広場事業」を推進します。</p> <p>⑧工場、事業所や店舗等に対する省エネルギー診断を推進します。</p> <p>⑨「第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進します。</p>
--------------	---

事業者の取組	<p>①特定排出事業者は「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、計画的に取組を進めるとともに実施状況を市へ報告します。</p> <p>②一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築を行う建築主は、「建築物環境配慮計画書」を作成し、適切に環境への配慮を行います。</p> <p>③エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店は、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等を表示します。</p> <p>④中小事業者は、自治体イニシアティブ・プログラム等を通じてエコアクション 21等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。</p> <p>⑤太陽光発電システムの導入に努めます。</p> <p>⑥「エコチャレンジカンパニーの広場」を通じて、積極的に自らの取組をPRするとともに、他事業者の優れた取組を自らの取組に生かします。</p> <p>⑦省エネルギー診断を受診するなどし、工場や事業所、店舗のエネルギー効率の向上に努めます。</p>
--------	---

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等		行動指標	現状値【累計】	目標値【累計】
			H28年度	H42年度
①	工場・事業所対策の推進	温室効果ガス排出削減計画書提出件数(件/年)	39 (単年度)	40 (単年度)
②	建築物対策の推進	建築物環境配慮計画書提出件数(件/年)	9 (単年度)	10 (単年度)
③	「統一省エネラベル」の表示義務化	表示店舗数(店・表示率/年)	9店舗 (64%)	14店舗 (100%)
④	環境経営の普及促進	エコアクション21認証取得事業所数(事業所)	25	51
		ISO14001等認証等取得事業所数(事業所)※1	165	230
⑤	第四次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	60,264 (H26年度)	58,300 (H32年度)

※1 ISO14001、エコアクション21、埼玉県エコアップ認証、グリーン経営認証取得事業所を対象

プロジェクト④ エコハウス普及促進プロジェクト

～二酸化炭素排出の少ない快適でスマートな住まい～

(1)ねらい

本市において、オフィスビル等の業務部門や家庭部門におけるエネルギー消費は、増加しています。特に、建築物は、そのエネルギー消費を通じて、二酸化炭素排出に長期にわたって大きな影響を与えます。建築物からの二酸化炭素排出量を抑制するためには、事業所や家庭における省エネ行動の実践等の取組に加えて、高断熱・高気密化、家電製品等の高効率化、複層ガラス等の省エネ建材を採用することで、快適さを損なうことなく、建築物の環境性能を総合的に向上させていくことが必要です。

国では、断熱性能の向上や高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現し、再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指す ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の普及を促進しています。

また、家庭におけるエネルギー消費の削減には、使用量や光熱費の「見える化」が有効です。スマートメーターや HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の普及により、これらを有効活用することで、より効率的にエネルギーを管理し、省エネ行動につなげていくことが求められています。

本プロジェクトでは、建物と機器の両面から住まいの省エネ性能向上や再生可能エネルギーの普及を図り、快適さと省エネ性能を兼ね備えた二酸化炭素排出の少ないスマートな住まいを普及させることをねらいとしています。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<p>①川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量の多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。【再掲】</p> <p>②補助金交付等により、住宅用再生可能エネルギー機器等の普及を促進します。【再掲】</p> <p>③補助金交付等により、雨水利用施設の設置を促進します。</p>
市民の 取組	<p>①製品を購入する際は、「統一省エネラベル」表示を参考に、省エネ性能の高い製品の選択に努めます。</p> <p>②補助制度の活用や市からの情報提供等により、再生可能エネルギー機器の導入に努めます。【再掲】</p> <p>③補助制度を活用するなどし、雨水利用施設の設置に努めます。</p>
事業者の 取組	<p>①エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店は、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等を表示します。【再掲】</p> <p>②住宅の新築・増改築時には、再生可能エネルギーの利用に関する提案を適切に行い、再生可能エネルギー利用機器設置住宅の普及に努めます。【再掲】</p>

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等	行動指標	現状値 【累計】	目標値 【累計】
		H28年度	H42年度
① 「統一省エネラベル」の表示義務化【再掲】	表示店舗数(店・表示率/年)	9店舗 (64%)	14店舗 (100%)
② 太陽光発電の普及促進【再掲】	設置住宅数(戸)	4,540 (H25年度)	7,600
③ 雨水利用の普及促進	補助件数(件)	30	1,380

屋上緑化・壁面緑化の普及促進

本市では、市街地における緑化を推進するとともに、地球温暖化対策及びヒートアイランド現象の緩和に寄与するため、公共施設の屋上又は壁面の緑化を率先して推進しています。



川越小学校壁面緑化



クラッセ川越屋上緑化

プロジェクト⑤ グリーン交通プロジェクト

～人にも地球にもやさしい交通～

(1)ねらい

本市の運輸部門からの二酸化炭素排出量は、近年は横ばいであるものの、1990年に比べ約22%増加しています。

公共交通機関の利用は横ばいですが、自動車保有台数は増加しており、マイカーに依存したライフスタイルの定着が運輸部門の排出量の増加要因と推測できます。市内には都心への直接アクセスが可能なJR川越線、東武東上線、西武新宿線の3路線があり、鉄道利便性が非常に高い都市であり、二酸化炭素排出の少ない鉄道の一層の利用促進が求められます。

また、本市には年間700万人以上の観光客が訪れますが、自家用車で訪れる観光客が約4割近くいます。地球温暖化対策のため、マイカー利用の抑制を呼びかけていくことが必要です。

本プロジェクトでは、通勤・通学等における公共交通機関の利用、次世代自動車への移行やエコドライブの実践を働きかけます。また、フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることから、地産地消の普及促進を図り、食生活の面からもエネルギーや地球温暖化問題についての関心を喚起します。これらにより、日々の身近な暮らしの中から、自動車利用のあり方について見つめ直し、運輸部門全体の二酸化炭素排出量の抑制につなげていきます。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	<ul style="list-style-type: none">①市民に対して、公共交通機関の利用を働きかけます。②次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）について情報提供し、選択を促進します。③エコドライブシミュレーターなどを活用し、イベントなどの機会を捉えて、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図ります。④エコドライブの普及促進を図ります。⑤フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。
市民の 取組	<ul style="list-style-type: none">①公共交通機関を利用するなどし、自動車の利用を控えます。②自動車の購入・更新時は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）を選択します。③エコドライブを実践します。④フードマイレージに関心を持ち、地産地消に努めます。
事業者の 取組	<ul style="list-style-type: none">①公共交通機関を利用するなどし、自動車の利用を控えます。②自動車の購入・更新時は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）を選択します。③エコドライブを実践します。④フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることから、地産地消に取り組むとともに、製品の流通を通じた地球温暖化対策に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等		行動指標	現状値【累計】	目標値【累計】
			H28年度	H42年度
①	公共交通機関等の利用促進	鉄道年間旅客数(千人)	155,885 (H27年度)	157,000
		バス1日平均利用者数(人)※1	30,034	28,000
②	次世代自動車の普及促進	公共施設低公害車導入率(%)	80.1	89
		次世代自動車普及台数(台)	15,973 (H27年度)	124,000
③	エコドライブの普及促進	教習会受講者数(人)	1,053	2,400
④	グリーン経営の促進啓発	グリーン経営認証取得事業所数(事業所)	14	54
⑤	地産地消の普及促進	農産物直売所の年間販売額(億円)	6.8	8.1

※1 市シャトルバスの利用を含む

はじめよう、自転車シェアリング！

「川越市自転車シェアリング」とは、自転車を共同で利用するしくみです。

市の中心市街地を中心に、自転車の貸出や返却を行なう駐輪場（ポート）を複数設置しています。どの駐輪場（ポート）でも自転車の貸出や返却が可能であり、一般のレンタサイクルとは異なり、借りた場所以外でも自転車を返却できます。

駅からのちょっとした交通手段に、車よりも環境にやさしい自転車シェアリング始めてみませんか。



プロジェクト⑥ 緑のまちづくりプロジェクト

～みんなで育む緑のまち～

(1)ねらい

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や伊佐沼、入間川、小畔川、新河岸川など恵まれた自然と良好な関係を保ちながら、発展を続けてきました。

緑は、私たちの心にうるおいや安らぎを与えるとともに、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、都市の防災機能の強化など様々な役割を有しています。また、植物は光合成により、二酸化炭素を吸収する働きもあります。緑は、環境面だけでなく、人々の心の安定にも深い関わりがあり、私たちの生活にもかけがえのないものとなっています。

本プロジェクトでは、こうした多様な緑の機能を生かし、うるおいと安らぎを感じるまちづくりを推進していくため、「保存樹林・樹木」や「市民の森」等の各種指定制度により樹林地や樹木を保全するとともに、生け垣の設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の普及を促進していきます。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	①保存樹林の指定を推進し、市内に残る樹林の保全を図ります。 ②川越市市民の森指定要綱に基づき、市民の森の指定により、市民に憩いの場を提供します。 ③保存樹木の指定を推進し、市内に残る樹木の保全を図ります。 ④苗木配布等の緑に関するイベントの充実を図ります。 ⑤公共施設で率先して取り組み、家庭や事業所における緑のカーテンの普及を促進します。
市民の 取組	①地権者は、市が行う樹木や樹林地の保存樹林・樹木、市民の森等の指定に協力します。 ②苗木配布等の緑に関するイベントに積極的に参加します。 ③家庭における緑のカーテンの実践に努めます。
事業者の 取組	①地権者は、市が行う樹木や樹林地の保存樹林・樹木、市民の森等の指定に協力します。 ②苗木配布等の緑に関するイベントに積極的に参加します。 ③工場や事務所等における緑のカーテンの導入に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等		行動指標	現状値 【累計】	目標値 【累計】
			H28年度	H42年度
①	保存樹林指定事業	保存樹林指定面積(㎡)	451,940	526,235
②	市民の森指定事業	市民の森指定面積(㎡)	58,886	58,886
③	保存樹木指定事業	保存樹木指定本数	212	390
④	苗木配布事業	苗木配布本数(本)	73,915	80,215
⑤	緑のカーテン事業	公共施設実施件数(件)	80 (単年度)	80 (単年度)

「緑のカーテン事業」の推進

「緑のカーテン」とは、ゴーヤやヘチマなどのつる性の植物を日当たりの良い窓辺で育て、カーテンのように覆うものです。緑の効果で見た目が涼しくなるだけでなく、部屋に差し込む日差しを遮ることや葉から出る水蒸気で体感温度を下げる効果があります。

本市では、この「緑のカーテン事業」を一般家庭においても、簡単に低価格で取り組める壁面緑化として普及を図るため、市の公共施設において緑のカーテンを設置しています。



本庁舎前

プロジェクト⑦ ごみダイエットプロジェクト

～広げる「もったいない」の輪～

(1)ねらい

本市において、廃棄物部門から排出される二酸化炭素排出量は、市全体の二酸化炭素排出量（平成 24 年度）の約 1.9%を占めています。

廃棄物の減量化・資源化を通じて焼却処理量を削減することは、直接的な温室効果ガス排出量を削減するだけでなく、廃棄物として排出されたものを製造するための資源等の採掘、製造、流通、販売、消費、廃棄の各段階で発生する温室効果ガスの削減に寄与することが期待できます。自然の恵みに生かされているという心を持ち、物を無駄にしない、使い切る、命を尊ぶなどすべての物を大切に『もったいない』の精神を大切にし、日常生活及び事業活動の中で実践していくことが重要です。

本プロジェクトでは、ごみの3R（ごみを減らす【リデュース：Reduce】、ものを繰り返し大事に使う【リユース：Reuse】、資源として再利用する【リサイクル：Recycle】）を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進し、温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

(2)取組内容と各主体の役割

行政の 施策・取組	①「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。 ②多量排出事業者制度により、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用を図ります。 ③容器包装リサイクル法に基づき、「その他プラスチック製容器包装」の分別を推進します。 ④環境プラザ（つばさ館）を活用し、市民の環境についての学習や活動を促進します。
市民の 取組	①環境負荷の少ない製品やサービスの購入に努めます。 ②「その他プラスチック製容器包装」の分別に努めます。 ③環境プラザ（つばさ館）を活用し、環境についての学習や活動に努めます。
事業者の 取組	①環境負荷の少ない製品やサービスの購入に努めます。 ②事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用に努めます。

(3) 行動指標の現況値及び目標値

事業名等		行動指標	現状値 【累計】	目標値 【累計】
			H28年度	H42年度
①	ごみ処理基本計画に基づく施策の推進	1人あたりのごみ排出量(g/日)	875	855
		リサイクル率(%)	24	35
		最終処分量(t)	2,946	1,000
②	3Rの推進	つばさ館来館者数(人)	52,007	57,000

環境プラザ「つばさ館」

環境プラザ「つばさ館」は、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の「3R」を推進するため、市民、事業者、民間団体等と連携し、3Rの普及啓発・リサイクル体験・情報発信・交流活動の拠点となる施設です。

また、廃棄物に関わる環境学習機能として、情報展示ホール、リサイクル体験工房、環境問題についての図書類などが閲覧できる情報資料コーナーの設置や資源化センター内の見学コースに沿って、各施設を見学することもできます。



3R 体験コーナー

第8章

地球温暖化への適応策

第8章 地球温暖化への適応策

8-1 本市における適応策の分野

地球温暖化の影響としては、世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。我が国においても、平均気温の上昇、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。中央環境審議会の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」（平成27年3月）では、我が国において、以下の9項目が重大性、緊急性、確信度のすべての面で地球温暖化の影響が大きいと評価されています。

- | | | |
|----------------|------|---------------|
| ①水稲 | ②果樹 | ③病虫害・雑草 |
| ④（生物）分布・個体群の変動 | ⑤洪水 | ⑥高潮・高波 |
| ⑦死亡リスク（暑熱） | ⑧熱中症 | ⑨暑熱による生活への影響等 |

地球温暖化への適応策は、環境行政だけでなく、様々な行政分野における対応が求められます。これまで、本市では、温室効果ガス排出を抑制する緩和策を中心に地球温暖化対策を進めてきましたが、気候変動の影響を踏まえ、気候変動への適応を図ることが必要となっています。

本市は、これまでに様々な行政分野においても施策を地球温暖化対策の観点から取り組んできました。本計画では、上記及び本市の地域特性を踏まえ、既存の取組を適応の観点から次のように位置付け、気候変動による市民の生命、財産及び生活、自然環境等への影響を回避又は低減し、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の構築を目指します。

(1) 農業対策

市内では、北部から東部にかけて水稲、南部では野菜、西部では水稲、野菜、果樹が主に栽培されています。本市の農産物は、首都圏のほか、直売所等を通じて市民等にも提供されています。

一方で農業就業人口の減少と高齢化、農地の減少が続いており、農業の振興を図る上では、農業経営の安定と所得の向上が求められています。我が国では、地球温暖化の影響により、農業への影響が予測されており、本市においても農業経営の不安定要因となることが懸念されます。

(2) 治水・水害対策

本市は、荒川をはじめとする河川に四方を囲まれており、潜在的に水害の危険性を抱えています。過去には、台風や豪雨等によって洪水や内水はん濫が発生し、大きな被害を受けてきた歴史があります。

近年は、治水対策等の進捗により、荒川や入間川流域の低地帯での被害は減少していますが、市街化の進展により遊水機能を持つ農地等が減少していることから、局地的な集中豪雨が発生した場合には、中小河川流域や市街地を中心した浸水被害が生じています。

我が国では、地球温暖化の影響により、降水量の増加や洪水被害等が予測されており、本市においても浸水や河川のはん濫などのリスクが高まるものと考えられます。

図 川越市を流れる主要な河川の位置関係



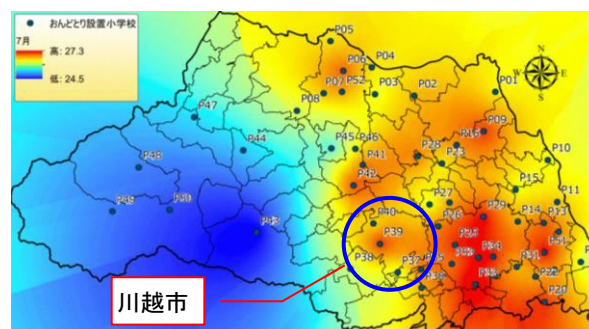
出典：川越市洪水ハザードマップ

(3) 熱中症対策

「埼玉県温度実態調査報告書」(平成 18 年度から毎年実施)によると、県内では都市中心部の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド現象が顕在化しており、特に東南部に高温域が形成されていると報告されています。

全国的に平均気温も上昇傾向にあり、また、夏季には熱中症による健康被害が発生しています。我が国では、地球温暖化の影響により、夏季の熱中症被害の増加等が予測されており、本市においても暑熱化が進むことで健康リスクが高まるものと考えられます。

図 気温分布 (平成 27 年 7 月平均)



出典：埼玉県温度実態調査報告書 (平成 27 年度)

(4) 感染症対策

動物由来の感染症については、感染症を媒介する節足動物等の生育域や生息時期の変化による流行地域の拡大や流行時期の変化、海外からの新疾病の侵入等が懸念されます。

今後、平均気温の上昇により、感染症を媒介する節足動物等の生息状況等に変化が見込まれ、これらが媒介する感染症の感染リスクが高まるおそれがあります。

(5) 外国人を含む観光客の暑熱対策

平成 28 年に川越を訪れた観光客数（外国人観光客を含む）は 704 万人であり、前年に比べ 39 万 5 千人の増加（5.9%増）となっています。この要因の一つとして、訪日外国人観光客数が大幅に増加したことが挙げられます。

一方で、夏と冬に観光客が少なくなる傾向があり、年間を通して観光客が訪れる魅力あるまちを形成することが求められています。地球温暖化の影響により、本市においても暑熱化が進むことは、都市空間の快適性を損なう要因となり、観光面での魅力を低下させることが懸念されます。



時の鐘



川越まつりの様子

(6) 市民生活・都市生活対策（暑熱による生活への影響等）

都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしています。将来、都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域ではより大幅に気温が上昇することが懸念されています。

8-2 適応策の方針

本市における適応策の6分野及び適応策に関する市民への啓発について適応策の方針を定め、気候変動の影響に対応する取組を推進していきます。

(1) 農業対策

- ・県等と連携しながら、土壌や気候など川越の環境に適応した農産物の栽培支援に努めます。

(2) 治水・水害対策

①雨水の貯留・浸透対策の推進

- ・開発行為等に対する雨水流出抑制施設の設置指導を行います。
- ・補助金交付等により、雨水利用施設の設置を促進します。



公共施設の雨水貯留施設

②河川整備等の推進

- ・関係機関とも連携しながら、計画的に河川の整備を進めます。
- ・排水機場及び内水排除ポンプ場の計画的な施設保全を進めます。
- ・国、県に要望するなど、荒川における堤防の整備を促進します。

③雨水施設整備の推進

- ・雨水管きよや雨水ポンプ場の整備を推進します。
- ・既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。

④防災拠点施設の整備

- ・公共施設では、災害時の代替エネルギーとなることも含めて、太陽光発電システムの導入の推進及び適正な維持管理を行うとともに、その他の再生可能エネルギーの活用について検討します。
- ・ライフラインの長期途絶に備え、電源確保や非常用電源設備の燃料の確保等を進めます。
- ・再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を検討します。

(3) 熱中症対策

①熱中症に関する情報の提供

- ・熱中症の予防に関する情報提供、注意喚起、普及啓発等に取り組みます。
- ・福祉施策と連携しながら、高齢者世帯に対し、熱中症に関する注意を呼びかけます。

②暑熱環境から回避できる居場所づくり

- ・市内の一部の公共施設を涼しく過ごすことができる「クールシェアスポット」に選定し、家庭での冷房使用の抑制、市域全体の節電効果の向上、高齢者等の熱中症対策などを図ります。

(4) 感染症対策

- ・蚊等の媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

(5) 外国人を含む観光客の暑熱対策

- ・市内の一部の公共施設を涼しく過ごすことができる「クールシェアスポット」について観光客への周知を図ります。
- ・イベントにおける熱中症対策の意識啓発を図ります。

(6) 市民生活・都市生活対策（暑熱による生活への影響等）

①ヒートアイランド対策

- ・ヒートアイランド現象の緩和のため、市街地における屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を推進します。

②緑の保全と創出

- ・二酸化炭素の吸収源である緑の保全や創出に努めます。
- ・緑地や水面からの風の通り道を確認する等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

(7) 適応策に関する市民への啓発

①適応策に関する環境教育・環境学習の推進

- ・環境学習の講座等を通じて、適応策に関する周知を図ります。

②適応策に関する問題意識の共有

- ・市民環境調査等を通じて、適応策に関する問題意識の共有を図ります。



クールシェアスポットのマーク



「市民環境調査」での
まち歩き暑さ測定ツアーの様子

第9章

計画の実効性の確保

第9章 計画の実効性の確保

9-1 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市のみならず、市民、事業者、民間団体など市域のあらゆる主体がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組むことが不可欠です。同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、共に考え協力し合う「協働」の視点が大切です。こうしたことを踏まえ、以下の体制により、地域ぐるみで本計画を推進していきます。

(1)地球温暖化対策地域協議会

市民、事業者、民間団体及び行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進組織として、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に基づく地球温暖化対策地域協議会である「かわごえ環境ネット」と協働して、各主体が共通の認識を持って、地球温暖化対策に向けた取組を推進します。

(2)庁内の推進体制

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の各部局で構成する「川越市環境推進会議」を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、実施状況の把握や情報交換など全庁的な取組を推進します。

(3)国、県、他市町村との連携・協力

地球温暖化対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村などの機関と連携・協力します。

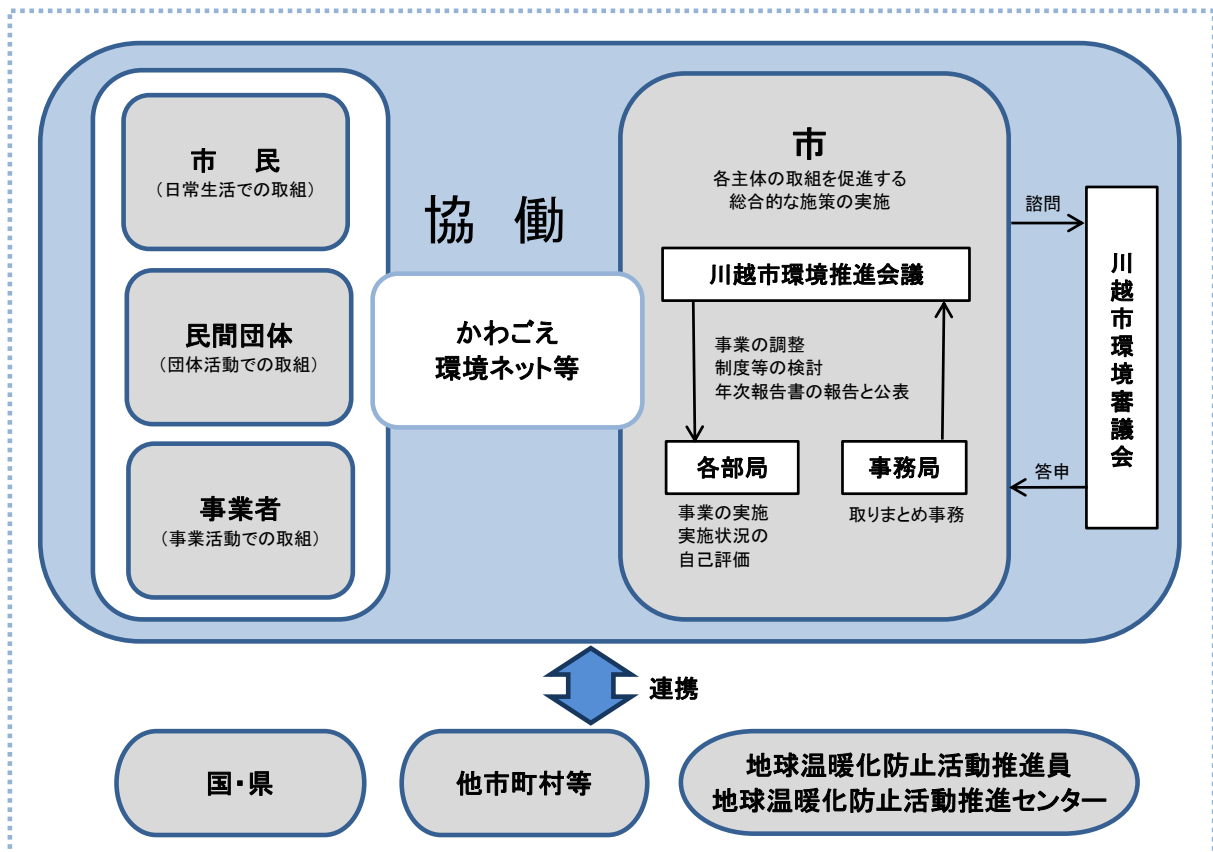
(4)地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、あらゆる主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査・研究等を推進します。

(5)財源の確保

計画に掲げる目標達成に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政措置を講じます。特に、重点プロジェクトなどで確実な実施が求められるものについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助制度の活用を検討しながら、適切な財源の確保に努めます。

図 計画の推進体制



9-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価・公表（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

計画に基づく施策・事業の効果を評価し、目標の達成状況を確認するためには、市域から排出される温室効果ガスの量を把握する必要があります。このため、各種統計資料等のデータを基に、市域における温室効果ガス排出量を推計・把握していきます。

(2) 指標の活用と充実

本計画の推進に当たっては、指標を活用し、可能な限り定量的に施策・事業の進捗よく状況の点検を行います。また、施策・事業ごとに適切な評価ができるよう指標の充実に努めます。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施に当たり、川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進捗よく状況の自己点検を行います。

(4) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度、計画の進ちょく状況の点検結果などについて、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書を広報、市ホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価します。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と計画見直しに反映させていきます。

(5) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、川越市環境審議会に諮り、目標や施策の見直しを行い、必要に応じて計画を見直します。

図 計画の進行管理

